平成30年9月定例会

文 教 厚 生 委 員 会 予算決算委員会(文教厚生分科会) 会 議 録

長崎県議会

人

(9月10日(委員間討議))	
1、開催日時・場所	1
2、出 席 者	1
3、経 過	
≪委員会≫	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1
(第1日目)	
1、開催日時・場所	2
2、出 席 者	2
3、審 査 事 件	2
4、付 託 事 件	2
5、経 過	
(総務部)	
《委員会》	
総務部長総括説明	4
学事振興課長補足説明	5
議案に対する質疑	7
議案に対する討論	7
決議に基づく提出資料の説明	7
陳 情 審 査	8
議案外所管事項に対する質問	8
「私学助成の充実強化等に関する意見書」に係る委員間討議	2 1
(教育委員会)	
≪分科会≫	
教育長予算議案説明 ·······	2 2
予算議案に対する質疑	2 2
予算議案に対する討論	2 2
《委員会》	
教育長所管事項説明	2 3
総務課企画監補足説明	2 6
教職員課長補足説明	2 7
特別支援教育課長補足説明	28
生涯学習課長補足説明	3 0
決議に基づく提出資料の説明	3 1
陳 情 審 査	3 2
議案外所管事項に対する質問	3 2
「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」	
に係る委員間討議	6 1

(第20日)	
1、開催日時・場所	6 3
2、出 席 者	63
3、経 過	
(福祉保健部)	
≪分科会≫	
福祉保健部長予算議案説明	6 3
こども政策局長予算議案説明	6 4
こども家庭課長補足説明	6 5
予算議案に対する質疑	6 6
予算議案に対する討論	7 0
《委員会》	
福祉保健部長所管事項説明	7 1
こども政策局長所管事項説明	7 2
決議に基づく提出資料の説明(福祉保健部関係)	7 3
決議に基づく提出資料の説明(こども政策局関係)	7 4
陳 情 審 査	7 4
議案外所管事項に対する質問	7 8
(第3日目)	
1、開催日時・場所	1 1 7
2、出 席 者	1 1 7
3、経 過	
(福祉保健部)	
≪委員会≫	
請願審査	117
「改正健康増進法の円滑な施行の推進を求める決議」に係る委員間討議…	1 2 0
之 大体 B 和 th 本	101
審査結果報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2 1

(配付資料)

- 分科会関係議案説明資料
- 委員会関係議案説明資料
- ·委員会関係議案説明資料(追加1)

9 月 10 日

(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年9月10日

自 午前11時00分至 午前11時06分於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委 員 長 近藤 智昭 君 副 委 員 長 浅田眞澄美 君 三好 德明 委 員 君 野本 三雄 IJ 君 中山 功 君 IJ 堀江ひとみ 君 山田 朋子 君 IJ 深堀 浩 IJ 君 中島 浩介 君 ごうまなみ 君 IJ 松本 洋介 君 IJ 麻生 隆 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

— 午前 11時00分 開会 —

【近藤委員長】 ただいまから、文教厚生委員会 を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、 私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、野本委員、ごう委員のご

両人にお願いいたします。

本日の委員会は、平成30年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査方法について、お諮りいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議ないようですので、そのように進める ことにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に 切り替えます。

しばらく休憩いたします。

一午前 11時02分 休憩 一

一 午前 11時05分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審 査内容については、原案のとおり決定されまし たので、この後、理事者に正式に通知すること といたします。

これをもって本日の文教厚生委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

一午前 11時06分 散会一

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年 9月25日

自 午前10時 0分 至 午後 4時41分 於 委員会室 2

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 近藤 智昭 君 副委員長(副会長) 浅田眞澄美 君 委 員 三好 德明 君 IJ 野本 三雄 君 中山 功 君 IJ 山田 朋子 君 IJ 深堀 浩 君 中島 浩介 君 IJ ごうまなみ 君 IJ 松本 洋介 君 IJ 隆 君 IJ 麻生

3、欠席委員の氏名

堀江ひとみ 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

 総務
 部長
 古川
 敬三君

 総務
 部次長
 神崎
 治君

 学事振興課長
 松尾信哉君

池松 誠二 教 育 長 君 政 策 監 島村 秀世 君 教 育 次 長 本田 道明 君 課 総 務 長 中尾美恵子 君 総務課企画監 松﨑 耕士 君 総 務 課 小野下和宏 君 県立学校改革推進室長 福利厚生室長 竹中 望 君 教育環境整備課長 野口 充徳 君 教職員課長 昌浩 柴田 君 国広 義務教育課長 君 木村 洋 義務教育課人事管理監 高鍋 君 高校教育課長 林田 和喜 君 高校教育課人事管理監 鶴田 栄次 君 高校教育課 本村 公秀 君 児童生徒支援室長 特別支援教育課長 孝之 池田 君 生涯学習課長 千樹 君 山口 生涯学習課 和弘 君 吉田 新県立図書館整備室長 学芸文化課長 悦郎 草野 君 体育保健課長 山本 忠敬 君 体育保健課体育指導監 小柳 勝彦 君 教育センター所長 長谷川哲朗 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会(文教厚生分科会)

第107号議案

平成30年度長崎県一般会計補正予算(第2 号)(関係分)

第108号議案

平成30年度長崎県国民健康保険特別会計補 正予算(第1号)

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

(1) 議 案

第119号議案

長崎県公立大学法人定款の一部変更につい て

(2) 請願

・改正健康増進法の円滑な施行を推進するた めの県議会決議についての請願

(3) 陳 情

- ・平成31年度 国政・県政に対する要望書
- ・平成31年度 離島振興の促進に関する要望 等の実現について
- ・要望書(世界遺産登録を契機とした高校・大学での郷土愛を育む取組みについて 外)
- ・要望書(長崎県の施策に関する要望について)
- ・要望書(幹線道路網の整備促進について 外)
- ・臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を 求める陳情書
- ・要望書(寄附講座「離島・へき地医療学講座」 の継続について 外)
- ・要望書(県市一体となったMICE誘致・受 入の推進について 外)
- ・身体障害者福祉の充実に関する要望書
- ・私学助成に関する意見書の提出について(要望)
- ・国民健康保険料(税)の引き下げを求める陳 情書

8、審査の経過次のとおり

一 午前10時 0分 開会 一

【近藤委員長】 おはようございます。

ただいまから文教厚生委員会及び予算決算委 員会文教厚生分科会を開会いたします。

なお、堀江委員から欠席する旨の届が出され ておりますので、ご了承をお願いいたします。

また、野本委員、中山委員から所用により、 本委員会への出席が遅れる旨、連絡があってお りますので、ご了承をお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第 119号議案「長崎県公立大学法人定款の一部変 更について」の1件であります。そのほか、請 願1件、陳情11件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を、 文教厚生分科会において審査することになって おりますので、本分科会として審査いたします 案件は、第107号議案「平成30年度長崎県一般 会計補正予算(第2号)」のうち関係部分外1件 であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり、委員間討議終了後、総務部、教育委員会、こども政策局を含む福祉保健部の順に行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【近藤委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、これより審査内容等について、協 議いたします。

各委員からの自由なご意見を賜りたく、委員 会を協議会に切り替えて行うことといたしたい と存じますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【近藤委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に 切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時 1分 休憩 —

一 午前10時 2分 再開 一

【近藤委員長】 委員会を再開します。

以上をもちまして、審査内容に関する協議を 終了いたします。

ほかに何かご意見等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【近藤委員長】 ほかにないようですので、これをもちまして、委員間討議を終了します。

これより、総務部関係の委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

それでは、総務部長より、総括説明をお願いいたします。

【古川総務部長】 おはようございます。

総務部関係の議案についてご説明いたします。 文教厚生委員会関係説明資料の1ページをお 開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、 第119号議案「長崎県公立大学法人定款の一部 変更について」であります。

議案の内容についてご説明いたします。

この議案は、地方独立行政法人法の改正に伴い、監事の職務及び権限、任期に関する規定について所要の変更を行うとともに、定款別表に掲げる建物の所在地等について、登記簿等に合わせるため長崎県公立大学法人定款の一部を変更しようとするものであります。

続きまして、総務部関係の議案外の主な所管 事項についてご説明いたします。

今回ご報告いたしますのは、長崎県公立大学 法人の業務実績評価について、長崎県教育大綱 の策定について、第三期長崎県教育振興基本計 画の策定についてであります。

まず、文教厚生委員会関係説明資料(追加1)

をご覧願います。

長崎県公立大学法人の業務実績評価についてであります。

評価については、大学院の定員が未充足となっていることや、公開講座、学術講演会のアンケートによる受講者満足度について目標値に達していないことなどが課題とされた一方で、平成29年度から全学科の学生が「しまに学ぶ」授業に参加し、過疎化が進む離島の振興に貢献していること、きめ細かな就職支援を実施し、就職率が高い水準を維持していること、県内高校への情報発信、志願者の利便性向上に取り組み、一般入試の県内志願者数が増加したことなど、多くの事項について年度計画を達成し、第3期中期計画期間初年度として着実な進捗を図っているとされております。

県としては、県内就職率の向上や佐世保校建替え事業の着実な進捗など第3期中期計画期間における重要な課題に大学法人と一体となって取り組み、「魅力ある県立大学づくり」を進めてまいります。

もとの文教厚生委員会関係説明資料にお戻り いただいて、1ページをご覧願います。

長崎県教育大綱の策定についてであります。

長崎県教育大綱の策定については、県が実施する教育等に関する総合的な施策の目標や根本となる方針を定めたものであり、今年度、その終期を迎えることから、次期大綱を策定しようとするものであります。

去る8月20日に「第1回長崎県総合教育会議」 を開催し、協議を行いました。

同会議では、人口減少、グローバル化、技術 革新の進展など、本県を取り巻く社会情勢の変 化や諸課題に対応するため、6つの柱の推進に ついて協議されました。 今後、第2回長崎県総合教育会議において、 第1回会議での議論を踏まえ、大綱の各項目に ついてさらに協議を行い、大綱を策定すること としており、策定後には改めてご報告をいたし ます。

今後とも、知事と教育委員会がより一層の意思疎通を図り、本県教育の課題やあるべき姿を 共有しながら、本県教育行政の推進を図ってまいります。

2ページ中段をご覧願います。

次に、第三期長崎県教育振興基本計画の策定についてであります。

第三期長崎県教育振興基本計画の策定については、先の6月定例県議会で素案をご審議いただくとともに、7月2日から7月31日までパブリックコメントを実施いたしました。

本委員会での議論や県民の皆様から頂いたご 意見、ご提言等を踏まえ、計画案を修正いたし ております。

今後は、本委員会でのご意見等を十分踏まえ、 年内の策定を目指してまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わ ります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【近藤委員長】 次に、学事振興課長より補足説明を求めます。

【松尾学事振興課長】 それではまず、議案として提出をいたしました「長崎県公立大学法人定款の一部変更について」、補足して説明をいたします。

一枚物の資料をご用意しております。こちら をご覧いただきますようお願いいたします。

地方自治法等の一部を改正する法律により、地方独立行政法人法の一部が改正され、地方独

立行政法人における適正な業務を確保するため に、監事の職務及び権限の明確化、それから任 期の変更がなされたこと等から、長崎県公立大 学法人定款を一部変更しようとするものでござ います。

まずは、1、法改正に伴い変更するもの、(1) 監事の職務及び権限の明確化でございます。

まず、職務でございますが、「設立団体の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。」というものを追加しております。それから、もう一点、「法人が次に掲げる書類」、ここで言う書類とは、下に破線で囲っておりますところに記載をしております書類でございますが、これを「知事に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。」、この2点を追加しております。

また、権限につきましては、「いつでも、役 員及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、 又は法人の業務及び財産の状況を調査をするこ とができる。」、これを追加しております。

次に、(2) 監事の任期の変更についてであります。現在2年の任期を、変更後、「任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表の承認の日まで」に変更を行うものであります。下の図をご覧ください。現在任命している監事の任期は平成31年3月31日までとなっております。したがいまして、次の監事の任期は平成31年4月1日からとなりますが、任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終の年度は平成34年度となります。法人の財務諸表は決算終了後3カ月以内に知事に提出をされ、通常であれば7月頃に知事が承認をすることとなります。したがいまして、平成35年7月頃が任期の終期となります。この場合だけは、任期期間が4年3カ月程度となるということで

ございます。その後は、財務諸表の承認の日を 基準とした約4年間の任期となってまいります。

それから、2の定款別表第2(建物)の変更につきましては、佐世保校学長公舎の除去の表示、それから佐世保校建物9棟の所在地を登記簿と合わせるための変更を行うものであります。

最後に、本議案につきましては、議会でご審議をいただいた後、総務省及び文部科学省の認可を受けまして、平成31年4月1日での施行を予定しているところでございます。

それから、もう一点、長崎県教育大綱(案) について、ご説明をさせていただきます。

資料をご用意しております。

まず、1枚めくっていただきまして、資料1を ご覧ください。教育大綱の概要を記載しており ます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年に施行され、教育に関する「大綱」を首長が策定することが義務付けられました。教育大綱には、教育等の振興に関する総合的な施策の目標や根本となる方針を定めることとされ、詳細な施策を記載することまでは求められておりません。

教育大綱策定の目的は、民意を代表する立場である地方公共団体の長が大綱を策定するということで、地域住民の意向のより一層の反映、 それから教育等の振興に関する施策の総合的な推進を図るということになっております。

現在の教育大綱につきましては、「確かな学力を身に付け、自己実現ができる人材の育成」、「グローバル化に対応できる人材の育成」、「県内産業や地域を支える若者の地元定着の促進」など6つの項目で構成をしております。期間につきましては、教育委員会で策定をされました第二期長崎県教育振興基本計画の終期に合わせ

まして、策定した平成27年度から平成30年度までとしておりますが、今年度で終期を迎えることから、改めて策定をしようとするものでございます。

続いて、資料2をご覧ください。

次期教育大綱の案を記載しております。この 案は、8月20日に開催をいたしました知事と教 育委員会の委員で構成をされます長崎県総合教 育会議に提出をしたものであります。これまで 開催した総合教育会議の意見、それから知事の 教育に対する思いを反映し、作成をしておりま す。

新たな大綱の期間といたしましては、現在、 教育委員会で策定を進めております第三期長崎 県教育振興基本計画の計画期間に合わせまして、 平成31年度から平成35年度までの5年間として おります。

まず、1つ目のふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、地域社会や産業を支える人材育成につきましては、ふるさと長崎の魅力を実感し、愛着と誇りを持って、さらに継承発展させる意欲や態度を育み、地域に根ざして活躍する人材を育成するというものであります。

2つ目の確かな学力を身に付け、変化する社会の中で自らの能力を充分に発揮できる人材育成につきましては、基本的な知識や技能を着実に身に付け、主体的に行動し、課題を解決する力を育み、自らの活躍の場を切り拓くことができる人材を育成するというものであります。

3つ目のグローバルな視野を持って、地域で行動できる人材の育成につきましては、グローバル化の進展によりまして、世界の動きが地域社会に大きな影響を与えているということから、地域社会の中でも国際的な視野を持ち、地域課題に柔軟に対応できる力を養うというものであ

ります。

4つ目の多様な文化や価値観を持つ人々と交わりながら、豊かな創造性を発揮する人材の育成につきましては、AI、IoTなどの技術革新が急速に進展する中、さまざまな価値観を持つ人々との議論や協働の中から新しいアイデアを生み出し、社会の発展に貢献できる人材を育成するというものであります。

5つ目の社会性に富み、健やかでたくましい 心と体を持った人材の育成につきましては、世 代等の異なる人々との交流や地域での体験活動、 読書やスポーツを通じて豊かな人間性や社会性 と健やかな体を育むというものであります。

6つ目の子どもたちの心に寄り添いながら、 社会全体で見守り、安心して育っていける環境 づくりにつきましては、全ての命を大切にする 心を育み、一人ひとりの個性や特性を尊重しな がら、きめ細かな支援体制を構築し、家庭・学 校・地域・関係機関が力を合わせて社会全体で 見守り、全ての子どもたちの豊かな成長を支え るというものであります。

8月20日の総合教育会議における委員の皆様からのご意見といたしましては、長崎には誇れる文化等たくさんいいところがある、それを子どもたちに積極的に教えて自信を持ってもらうことが大事、それから留学などで外の世界を見ることで視野が広がり、考え方が前向きになる、相手の価値観を十分に寛容しながらディスカッションする中で新たなアイデアが出てくるなどのご意見をいただいているところでございます。

こういったご意見等を踏まえまして、さらに 検討いたしました案を再度、総合教育会議にお 諮りをし、ご意見を伺った上で、11月に大綱を 策定したいと考えております。11月定例県議会 において、その内容についてご報告をさせてい ただくこととしております。

【近藤委員長】以上で説明が終わりましたので、 これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【近藤委員長】 質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【近藤委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、 採決を行います。

第119号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【近藤委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第119号議案は、原案のとおり可決 すべきものと決定されました。

次に、提出がありました「政策等決定過程の 透明性等の確保などに関する資料」について、 説明をお願いいたします。

【松尾学事振興課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました総務部関係の資料について、ご説明をいたします。

陳情・要望に対する対応状況について、知事 及び部局長等に対する陳情・要望のうち、6月 から8月までに県議会議長宛てにも同様の要望 が行われたものにつきましては、平戸市からの 「世界遺産登録を契機とした高校・大学での郷 土愛を育む取組みについて」の1件であり、そ れに対する県の取扱いは、1ページから2ページ に記載しているとおりでございます。

附属機関等会議結果について、本年6月から8 月の実績は、7月25日及び8月22日に開催しました長崎県公立大学法人評価委員会の2件となっております。

会議の結果については、資料3ページから5ペ ージに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

【近藤委員長】 次に、陳情審査を行います。

お手元に配付しております陳情書一覧表のと おり、陳情書の送付を受けておりますので、ご 覧願います。

陳情書について、何か質問はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

【近藤委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。 次に、所管事務一般に対する質問を行うこと といたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【山田(朋)委員】 4ページの第1回長崎県公立 大学法人評価委員会の中で、委員の方からのご 意見の中で、草間委員長から「大学院の定員未 充足への今後の対応」とあります。このことに 対する所見をお聞かせいただきたいのと、あと 砺山委員から「県内生の通学環境等の整備」と あります。部長説明の中で、県内の受験生が非 常に増えたということは結果が出ているので評 価をさせていただきたいと思っておりますが、 恐らく、ここに書いているように、通学環境等 をよくすれば、もっと県内生が増えるのかなと 私も思っているので、どういったご意見があっ たのか、この辺をお聞かせください。

【松尾学事振興課長】まず、草間委員長からの

大学院の定員未充足への対応についてでございますが、現在の大学院につきましては、なかなか定員を充足することができないという状況が長年続いているところでございます。それにつきましては、やはり何らかの対応が必要ではないかと、大学院としてのあり方も含めて変えていくべきではないかというご意見でございます。

それに対しましては、大学としても、まず平成 28年4月に学部・学科再編をいたしましたが、その点も踏まえまして、今現在、大学院の見直しについて内部で協議をしているというところでございます。そういった中で、例えば、学生だけではなくて、社会人についても広く入学していただくような形での大学院にしていくとか、そういった形で今、さまざまな検討がされていると、そういった説明が大学法人のほうからあったところでございます。

それから、砺山委員からの質問、県内入学生を確保する上で、何か工夫が必要ではないかというところですが、例えば、大村あたりから県立大学に通う時に、どうしても佐世保駅から乗り換えて大学に行かなければいけないと。そういったアクセスの面について、何らか大学としても工夫するところはないのか、そういったことも含めて、さまざまな点で工夫をしていくべきではないかというようなご意見をいただいております。大学としては、そのご意見も踏まえまして、いろんな対応について検討したいというふうな回答があっているところでございます。

【山田(朋)委員】 まず、大学院の定員未充足の件ですけれども、一般の大学のほうと大学院の先生というのは共有されている部分もあると思うんですけれども、大学院だけの先生もいらっしゃるのかなとか、どうなんですか。要は、無駄がないように。今回、学部・学科の再編の中

で見直しをされるということでありますけれども、より高度な勉強をしたい学生がいるから大学院を設置する必要は当然あるとは思うんですけれども、ずっと未充足が続いていると、経費上の問題、その費用対効果を考えた時に、本当にどうなのかというのがあるので、そのあたりはしっかりとやっていただきたいというふうにご要望を申し上げておきたいと思っております。

先ほどの通学環境等の整備です。諫早ぐらい からだと、うちに来ているインターンシップの 学生もそうですけれども、家からの通学が多い のは確かなんですけれども、スクールバスとか、 極端な話、IRで大村から佐世保駅まで来て、 佐世保からMRに乗って行こうと思えば行ける し、もちろん民間のバスもあります。ただ、例 えば高校とかはそうなんですけれども、かなり 多方面にスクールバスを出して、言葉が悪いで すけれども、学生をごっそり持ってきている例 もありますし、大学だからといってそこまでし ないでいいということはないのかなとも思って おりますし、学生のニーズにより応える。県立 大学の趣旨から言うと、県内の子どもたちに多 く学んでいただきたいということを考えると、 そういったこともぜひご検討いただいて、例え ば、学校案内の中とか、各学校に説明に行った りもされているんですか。学事振興課は行かな いのですか。よく私立学校は、各中学校を回っ たりして営業をするんですけれども、学事振興 課は学校を回ってまで説明会はしていないかも しれないけれども、今後は、そういったことも 含めて、子どもの数は少なくなりますので、あ とは本当に生徒のとり合いになっていきますの で、今後、積極的に県内の高校に対する県立大 学としての学校の説明会とか、スクールバスも 学生のニーズに応えて考えますよとか、そうい ったこともやってほしいと思っていますが、ご意見をお聞かせください。

【松尾学事振興課長】まず、大学院の教員についてですが、基本的に、学部の教員が大学院の教員も兼務をしているということであります。場合によっては、外の先生にお願いをしてスポット的に講義をしていただくということはあるかと思いますが、基本的には学部の教員が担当をしております。

それから、県内生の獲得に向けてでありますが、1 つは、アクセスの面につきましては、今ご指摘がありましたように、例えば、シャトルバスを出すとか、確かに砺山委員からも、具体的にはそういったご提案もありました。ただ、費用対効果の面、実際のニーズ、あとバス会社との話し合いとか、そういったところも含めて、1 つのご意見としてそれを承って、大学のほうで検討するという形に今現在はなっているところであります。

それから、高校の訪問につきましては、県立 大学のほうで訪問をしておりまして、教員と事 務局の職員がペアで回るという形にしておりま す。まず、大学の教員が教育の内容について説 明をして、それから事務局の職員がさまざまな 入試制度などについてしっかり説明をしている ということで、積極的に回るようにしておりま す。

それから、新しく始めた取組といたしまして、「母校いくばいプログラム」というものを始めております。これは県立大学に入学した高校の卒業生が、母校に帰って、自分たちはこういう勉強をしているんだとか、大学は今、こういう新しい取組をして、大学も頑張っているんだとか、非常に充実していると、そういったところを在校生に話をしてもらう機会を設けようとい

うことで新たに取り組んでおります。

そういったところを含めて、積極的に県内生 に選んでいただくような形の取組をしていきた いということで大学もやっているところであり ます。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

【麻生委員】この委員の意見の中から、公開講座の話が出ていましたね。公開講座は長崎大学あたりもやって、結構評判がよくて、入り切れない状況もあるということを聞いているんですけれども、公開講座について、大学の魅力を発信する大きなチャンスだと思っているんです。これについての分析をなされていると思いますけれども、評価として、どういう形になっているのか教えてください。

【松尾学事振興課長】公開講座につきましては、 大学の教員が大学において公開講座をして、住 民の方に来ていただくという形にしております。 近年、その回数あるいは来ていただいている人 数につきましては少しずつ増えてきておりまし て、定着をしてきているんじゃないかと感じて おります。

それから、公開講座等、教員が機会を持っているんな話をした時には、必ずアンケートをとるようにしております。それが未回答の人もいらっしゃるのですが、その方を除くと、95%程度の方は、よかった、あるいはまあまあよかったといった評価をいただいているということでございます。ただ、未回答の部分も含めたところでの中期計画としては85%という数字を掲げておりましたが、それが80%でありました。この未回答の方をどう評価するかというのはありますけれども、今回の評価委員会の委員の評価の中では、中期計画で85%を掲げていた部分について、達しなかったということで、今回は

2の評価、十分ではなかったという評価がされております。ただ、未回答の方を除きますと95%という部分、それから参加していただく住民の方が増えているということについては、一定大学としても定着をしてきていると、内容についても充実をしてきていると考えているところであります。

【麻生委員】 公開講座の教授関係の皆さんは、 自分たちがやっている延長線もいいわけですけ れども、やっぱり時代に即した状況、特に、グ ローバルな形でやっています。今回、シーボル ト校はサイバーセキュリティなんかもやってい ますし、ああいったことについては関心が結構 あるのではないかと思うんです。もっと外部と の接触も含めながら、特に、私も長崎大学に何 回かお邪魔しているんですけれども、有名な日 本総合研究所の寺島理事長にも来てもらって、 グローバル化の中の一端をきちっと紹介してい るんです。お金がかかるかもしれませんけれど も、それが大学を大きくステップアップさせる といいますか、高校生あたりも入れてやってい ました。意見もきちっと聞いている状況もある んです。だから、教授の人たちが自己満足じゃ なくて、外に向かってどうしたらいいかという 戦略を立てながらやっていただくことができれ ば、ちょっと費用はかかるかもしれませんけれ ども、そういった意味では、市民の好感度が高 くて、また高校生あたりも巻き込んでの展開が できるのではないかと思うんです。

長崎大学の公開講座は行っていただいたことはありますか。寺島さんが来られて、本当に確度の高い国際的な状況も含めて話をしました。 長崎大学は多文化社会学部があるからそういった形でやるんですけれども、県立大学が持っているポテンシャルも高いと思っているんです。 そういう意味では、そういったことも一部、委員から出ている、目標達成ができた、できなかったではなくて、そういう角度で展開できないかと思うんですけれども、それについて意見は何かありますか。

【松尾学事振興課長】外部の方に話をしていただく機会としまして、年に3回、学術講演会というものも県立大学ではやっております。これは広く市民の方にも参加していただいております。それから、大学の教員が行う公開講座、それともう一つ、地域に出ていって、例えば、公民館等に出向いて、地域の方の要望に応じた講座というのもやっております。そういったものをさらに内容あるいは回数も含めて充実していけるように、県立大学としても取り組んでいきたいと考えているところであります。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

【近藤委員長】ほかに質問がないようですので、 次に、議案外所管事項に対する質問を行うこと といたします。

質問はありませんか。

【深堀委員】教育大綱の案についてお尋ねをしたいと思います。今回、案では6つの柱を掲げて取り組まれているわけですが、この中で、4番の「多様な文化や価値観を持つ人々と交わりながら」ということでの記載があるのですが、これはある意味、グローバル的な視点での表現だと理解をしているのですが、そういうことですね。

【松尾学事振興課長】グローバルな視点というのは、もちろんございます。それから、ここに記載をしておりますように、AI、IoTなどの技術革新が急速に進んでいるという中で、社会のあり方、あるいは働き方、仕事のあり方、

そういったものが変わっていくということが言 われているところであります。

そういった中で、狭い世界の中での従来の考え方にとどまらずに、いろんな多様な考え方を持った、あるいは多様な国の方と交わりながら、その価値観を共有しながら、あるいは意見を戦わせながら、そういった中でイノベーションというのは生まれてくるのではないかと、これは知事が非常に強くいつも思われているところでございます。そういったところをここにあらわしているところであります。なかなかそれを言葉としてあらわすのが難しいところもございますが、根本の考え方としては、そういうところもございます。

したがいまして、さまざまな方と交わるということであれば、それは当然グローバルなことにつながりますし、国内でも、さまざまな考え方の人と意見を交わしながらやっていくということもあるかと思います。考えとしては、そういう考え方でつくらせていただいております。

【深堀委員】 4番のところはわかりました。

5番の「社会性に富み、健やかでたくましい 心と体を持った人材を育てます。」ということで、 この表現の中で、「思いやりのある心など、豊か な人間性や社会性を醸成します。」ということで、 4番の項目と5番の項目にかけて言っているの は、この大綱を見て私が率直に感じたことを申 し上げます。

例えば、子どもたちの中には障害を持った児童生徒がいらっしゃいます。今はLGBTの問題もあります。学校に行けない不登校の子どもたち、いろんな児童生徒がいる。その中で、長崎県の教育大綱として、そういったいろんな人たちがいる中で、その人たちの学びの場であったり、それ以外の人たちも、そういういろんな

人たちがいるということを認識しながら社会性を育んでいくということは非常に重要な視点だと私は思うんだけれども、今の記載の内容でいけば、そこが余り感じられなかったんです。だから、多様な文化とか価値観を持つ人々との云々というのは、そういったところまで含まれているのかなとか、そういったことを感じてお尋ねしたんです。

今申し上げたように、いろんな方々がいる中で、それも踏まえて、その人たちの立場も尊重し、そしてそれ以外の人たちも、その人たちのことを尊重するような考えはあると思うんですよ。だから、そこを少しこの大綱の中に触れていただきたいなということを率直に感じたものだからお尋ねをしていますけれども、いかがですか。

【松尾学事振興課長】深堀委員が言われました 視点というのは非常に大切なことだと考えてお ります。私たちは議論をする中で、その思いに つきましては、6番の項目に込めているつもり でございます。「子どもたちの心に寄り添いなが ら、社会全体で見守り、安心して育っていける 環境」、これは子どもたち一人ひとりの個性や特 性を尊重する、それからそれぞれの悩みや相談 に対して、きめ細かな支援ができる、ここに先 ほど言われましたさまざまな事情を持った子ど もたちについても、全てに寄り添っていくとい う思いを込めているところであります。

それから、もう一つ、社会全体で見守っていくということで、家庭・学校・地域・関係機関が力を合わせて社会全体で見守り、全ての子どもたちの豊かな成長を支えていく、これはその前段に「支援の必要な子どもたちにしっかりと目を向け」ということも入れております。ここでその思いを込めたところであります。

【深堀委員】 今、学事振興課長の答弁で、6番 のところにと言われる。6番のところは、あく までも教育を提供する側の気持ちでしょう。子 どもたちの悩みとか相談に対して対応しますと 言っている。私が言っているのは、それは大事 なことですよ。ただ、その中で、子どもたち同 士の認識、人を大切にする、いろんなLGBT とか、障害を持った方であったり、学校に来れ ない生徒、児童のことを生徒自体が思いやる気 持ち。教育をする側、先生方がそれを配慮して するというのは当然この6番にうたわれている ことなんだけれども、先生方がそういう配慮を してやるのは、もちろん書かれているというの はわかった上で、生徒同士、児童同士の思いや りのある気持ちというのをもう少し書き込んで ほしいと感じたんです。そこのところを少し考 えていただけないかと思います。

【松尾学事振興課長】この教育大綱につきましては、細かな施策を規定するのではなく、根幹となる考え方、目標等について記載をするということで、一定表現も絞った形、あるいは少し広く捉えるような形の表現になっております。ただ、今、委員がおっしゃられたような視点というのは非常に大切だと思っております。そこは意見として、また練り直す中で参考にさせていただきまして、どういった形でできるか、あるいはどういった表現がこの大綱として見た時にいいのかというのを含めて、そこは検討させていただきたいと考えております。

【深堀委員】 お願いします。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

【中山委員】教育大綱に関連して、まず基本的なことからお尋ねしたいと思います。これは平成27年4月1日に首長が策定することが義務付けられたとありましたけれども、それから4

年になりますよね。それで、この第1期目の大綱の意義について、どのように評価しているのか。それとあわせて、今回出された要綱の中で、学事振興課並びに総務部がどのような形に変わってきているのか、まずその2点をお尋ねしたいと思います。

【松尾学事振興課長】 平成 27 年度に法律の改正がありまして、教育大綱を策定するというものとあわせまして、総合教育会議を設けることになりました。平成 27 年度から、知事それから教育委員会の委員の方を構成メンバーとしまして総合教育会議を開催しております。その中で、これまで知事の思いでありますとか、教育委員さんの意見、そういった忌憚のない意見交換がなされております。そういった教育課題に対する認識につきまして、まずしっかりと共有ができたということが一番の成果ではないかと考えております。

今回、教育大綱を学事振興課でつくりまして、これは知事がつくるということで、学事振興課が所管をすることになっております。それから、教育振興基本計画については教育委員会のほうでつくっております。それぞれ少し性格が異なりますし、別個のものでありますけれども、そういった共有されたものにつきましては、それぞれにまず反映をされていると考えているところであります。

あと学事振興課のかかわりとしましては、教育大綱につきましては知事が策定をしますので、学事振興課が主体となって、教育委員会とも協議をしながら、それから知事の思いも反映させながら今回、案を策定して、またさらに最終的な成案についても、学事振興課が主体となってやっていくということになっております。

【中山委員】 この評価については、知事と教育

関係者が問題点を共有したということでありますから、これは曲げないかと思うんです。スタートの段階は整ったと思いますし、教育大綱については、学事振興課主体でやっていくということでありましたので、お聞きしました。

作成の目的です。「地域住民の意向のより一層の反映」とここにあるんです。このことが入ったということは、知事の意向というふうに大きくとれるのではないかと思うんですが、「地域住民の意向のより一層の反映」、地域住民の意向という問題と反映の問題、この辺について、どのように考えているのか、それをどう反映させようとしているのか、その辺についてお話しいただけますか。

【松尾学事振興課長】これは法律の改正がありました時に、まず国のほうの考え方としまして、地域住民の意向のより一層の反映、それから総合的な推進を図るという、この2点が示されております。

その趣旨としましては、地方公共団体の長に つきましては、民意によって選ばれているとい うことがございます。したがいまして、地方公 共団体の長の意向を反映させるということは、 すなわち地域住民の意向を反映させるというこ と、そういった考え方になっているところであ ります。

【中山委員】 確かにそう言えばそうなんです。 そうなると、知事というのは県民からの投票が あっている、まさにそうなんですよね。そうす ると、こういうことでいくと議員もそうなんで すね。それと、地域住民ということになると、 市町は別として、地域コミュニティ、自治会と か、こういうレベルも地域住民という形になる んじゃないかと思うんです。

そういう意味で、知事の意向というだけにこ

れを持っていくと、少し誤解を生じると私は思うんです。その辺で、議員の意向であるとか、 地域の首長、地域の自治会長さんの意向とか、 その辺をどう反映させるかということもこれは 読み方によっては読めるんですよね。その辺の 配慮が今後要るのかなと思いますけれども、そ の点について、どうですか。

【松尾学事振興課長】今現在の考え方につきましては、知事の意向を反映させる、あるいは例えば、今回 1 番目に、ふるさと長崎への愛着、それから地域社会や産業を支える人材の育成という形で掲げておりますが、これは行政的な課題、そういったものを見た時に、今、長崎県の中で一番課題であるのは人口減少対策だと、そういった部分も含めて今回、反映をしておりますが、その課題を整理する、あるいは例えば、総合計画を策定する中でいろんな柱をつくる、そういった時には当然、議員の皆さんのご意見をお伺いする、あるいは地域住民の意見もお伺いをして、県としての方向性を出していくという形をとっております。

そういった県の方向性、あるいは知事の思い、 それを反映させる過程の中では、当然、議員の 皆さんのご意見とか、住民の皆さんのご意見等 も踏まえた上で反映をしているという形で今の ところはさせていただいているというところで あります。

【中山委員】地域住民とはっきりこういうふうにうたった以上は、できるだけ案の段階で、自治会長さんあたりの意向であるとか、議員の意向、またそれぞれの地域コミュニティ、NPO法人、その意向もある程度、何らかの形で反映させていくことも必要かと思いますので、今回は、パブリックコメントが出てから、そういう意見が出てくる可能性がありますので、それを

参考にということでありますけれども、やはり 案の段階で、できるだけそういう意向を反映さ せる工夫も必要ではないかということを申し上 げておきたいと思います。

それと、今回と新たなものを比較してみますと、先ほど学事振興課長が言ったように、「ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、地域社会や産業を支える人材を育てます。」、ここを1番目に持ってきたということは評価したいと思います。前回のは、あくまでも自己実現とか、学力ということでありましたので、これを前面に持ってきたことについては評価したいと思いますし、ここに知事の意向が反映されたのではないかと推測するわけです。

その中で、もう少し、ふるさと長崎に愛着を 高めるために、「ふるさと長崎への愛着と誇りを 持ち」とありますけれども、これを読むと「ふ るさと佐賀県への愛着と誇りを持ち」とか、「ふ るさと熊本への愛着と誇りを持ち、地域社会」 と、ほとんどそういう形で、これはどこにでも 当てはまるような感じがするんです。それで、 「ふるさと長崎」というイメージというのは、 私自身の判断で、自分が生まれ育って、墓があ るところ、ここがやっぱり第一義的にはふるさ とだと思うんです。特に、小学生、中学生に「ふ るさと長崎」と言っても、例えば、長崎市内の 樺島なら樺島におって、やはりそこがふるさと だろうと私は思うんです。長崎というイメージ で、確かにそういうイメージは理解できないこ とはないけれども、そうなると、この辺でもう 一つ工夫して、「我がふるさと長崎」とか、そこ を個人の主観というか、ふるさとについては、 百三十何万人おりますけれども、一人ひとりの 思いが違うと私は思うんです。そうなると、そ こも大事にしなければいけないし、「ふるさと長

崎」という形に一くくりでいいのかなという感じがするんです。その辺で、ふるさとの中に「我がふるさと」、「我々のふるさと」でもいいし、主語というか、ここを入れたほうが次の流れ方が非常にスムーズにいくような気がするんですけれども、その提案はどうですか。

【松尾学事振興課長】さまざまなご意見があるかと思います。委員が今おっしゃいました意見につきましても、確かにそういった思いの中で、そういった表現をするということも1つの考え方であるかと思います。したがいまして、委員の意見も含めまして、また今回、総合教育会議の中でいろんな意見もいただきましたので、全体の中でそれは参考にさせていただきながら、検討したいと考えております。

【中山委員】先ほど学事振興課長が言ったよう に、今、人口減少が起きて、私も一般質問しま したけれども、地域のコミュニティが消えてし まいますよ、なくなっていくんですよと、そう いう危機感を知事は持っているということを話 したので、そこなんですよ。このままにしてい ると、自分が生まれたふるさとがなくなってし まうんですよ。長崎県は当分はなくならないか もしれない。1%以上減っているのだから、100 年すればゼロになるかもしれないけれども、当 分は、自分が生まれたコミュニティがなくなっ ていく現実があるんですよ。そこを何とかした い、しなければいけないわけですよ。そのため にも、自分が生まれた、そこを少し意識を持た せてやって、その中で長崎のふるさとと、こう いうふうに2段構えでイメージできれば、さら にいいのかなと考えておりますので、先ほど、 検討すると話でございましたので、そういう意 見があった、提案があったということについて、 ひとつ今後よろしくお願いしておきたいと思い ます。

それと、長崎県立大学の法人の中で、真ん中下のほうに「県内高校への情報発信、志願者の利便性向上に取り組み、一般入試の県内志願者数が増加したこと」とあるんです。これがどの程度増加したのか、わかればこの数字を教えていただければありがたいと思います。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

一午前10時49分 休憩 一

一午前10時51分 再開一

【近藤委員長】 再開します。

【松尾学事振興課長】県内の志願者につきましては、平成29年度の入試につきましては902名でしたが、平成30年度は988名ということで、86名の増となっております。

【中山委員】すばらしい成果を出しているというふうにこの時点では考えたいと考えておりますので、さらなる努力を要望しておきたいと思います。

【古川総務部長】先ほど中山委員から、大綱の関係で、地域の声というふうなことでのご意見をいただきましたが、この教育大綱をつくる時に合わせて教育委員会制度の改革がなされまして、その時の問題としては、そもそも要するに、教育委員長と教育長のどちらが責任者であるかわからないでありますとか、地域の民意を代表する首長と教育委員会との連携が十分にとれていない、地方教育行政に問題がある場合に国が最終的に責任を果たしていないというふうな問題があって、そういう中で、首長と教育委員会が協議・調整する場として総合教育会議が設置されております。そういう意味で、なかなかこれまで教育関係というのは国のほうの方針といいますか、そちらに基づいてやってきたところ

が、先ほどもありましたように、それぞれの地域で教育というのが首長のトップのもとに、そういうふうな違いといいますか、その辺を出していくというふうな形の中での大綱と考えておりまして、基本的には、知事の考えというのをいかに大綱の中に織り込んでいくかというふうなことであろうかと考えております。

現段階では、そういう意味で、もちろん知事だけではなくて、総合教育会議ということで教育委員の皆様にもご意見を聞きますし、私どもとしては、この案の段階で議会にお諮りすることで、ご意見を賜って、成案につなげていきたいと考えているところでございます。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

【松本委員】 横長の資料、平成 29 事業年度に 係る業務の実績に関する報告書、県立大学法人 のですね。先ほどからも話が上がっております とおり、明らかに少子化が進んでいく中で、学 生も減っていくという中で、どこの大学も運営 の危機を感じているところがございます。実際 に大学に行かず専門学校に行かれる方や就職さ れる方も増えている状況の中で、県立大学、県 費が入っている大学の運営を改善、また改革を していく必要がこれから高まってくると思うん ですが、そういった中で、やはり評価委員会の 意見というのは非常に重要だと思うんです。

その中で、先ほども話が上がっていましたが、この 11 ページのところです。非常に気になるのが、県立大学の大学院の定員のところ、判断理由のところなんですが、入学定員 41 名に対して入学したのが 22 名ということで、特に、国際情報学研究科は1名ということで、大学院として、1名しか入学者がいないという状況は大変ゆゆしき問題だと思うんです。

大学を卒業して院に行くかは、もちろん大学

生の判断にもよりますけれども、こういった状況を踏まえた中で、企業との連携をしっかりして、一般の企業から研修のための出向で大学院に入るとか、そういったところも、せっかく県費を投じて、内容も、情報システム・セキュリティ領域を設置して、しっかりとニーズには合ってはいると思うんですけれども、しっかりとした周知がされてなかったり、また地元企業との連携とかができていないのではないかと。そもそも、こういう状況になっていることに対しての要因は何だと思っていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

【松尾学事振興課長】 まさしく今、委員がおっ しゃられたことが課題になりますし、要因でも あると考えております。

1 つが、どうしても大学院を設けた時に、県立大学の学生については、どちらかというと就職をする学生が多いということもあります。ただ、大学院でまだ学びたいという学生もおりますので、そういった意味で大学院を設けておりますが、長崎県立大学で大学院を設ける目的といたしましては、もう一つ、社会人の方に学んでいただく、あるいは地域の中に大学院が貢献をしていくということは非常に大切ではないかと考えております。それは今回の評価委員会の中でも、委員の方からも同じような認識を持っております。

したがいまして、今回確かに国際情報学研究 科が1名ということで、これはやはり県民のニーズに合っていない部分があるのではないかと いうことで、今回、情報セキュリティ学科等を 設けました。そういったものも含めて、県民の ニーズも含めたところで、社会人の方にもでき るだけ学んでいただけるような環境も含めて、 定員を充足できるように、新しい大学院をつくっていきたいと考えております。

【松本委員】 苦労して 2 年間も延長して大学院に行くメリット、学生側にとっては、大学院に行って、県立大学に行ったからこそ企業に入る時のメリットがあるとか、そういうもののニーズがないわけだから、学生も大学院を志望しないというところもあると思います。また、企業側にとっても、大学院に社員を出向させることによって特別なスキルがつくというメリットがあれば、それはそれで企業側も必ず人材育成のために検討する余地はあると思うんです。しかしながら、そのことを本当に地元企業を含め、県内外の企業に周知をされているかというところが非常に重要だと思っているんです。

これがもしゼロ名になったらどうするんだと、 大学院の運営自体も今後脅かされるような状況 になる中で、評価委員の指摘を受けて、来年度 以降どうするのか、何を変えていくのか、具体 的なことを今お考えなのか、お尋ねいたします。

【松尾学事振興課長】平成32年4月に新たな大学院に再編をするということを目標に持って今現在、検討を進めております。今、検討の段階でございますので、詳しい内容については申し上げることはなかなか難しいところがありますけれども、まず1つは、既存の研究科にとらわれずに、新たな視点でゼロベースから見直すということ、シーボルト校と佐世保校がありますので、そこで連携した形での研究科ができないかということ、それから新たなニーズとして、例えば、先ほども出ました情報セキュリティでありますとか、国境離島の問題もありますので、そういった長崎特有の課題を研究する学科を設けるとか、そういったいろんな視点を持って今、検討を進めているところであります。

今後、文部科学省と事前の協議をした上で、 申請をして、平成 32 年 4 月の新たな大学院の 開設に向けて、今検討しているというところで す。

【松本委員】 平成 32 年度で再編をするということであれば、全国の中でも大学院で成功している実例とかがあるはずです。だから、そういった先進地をしっかり調査研究して、それと地域のニーズ、また企業のニーズ、学生のニーズをしっかり把握して、もう今度は失敗できませんから、平成 32 年度の再編に、今までとは違う大学院なんだということで希望者が増えていくような取組をしっかり取り組んでいただきたいと思います。

それと、もう一つ気になることが 14 ページ のところなんです。私も議員になった時からずっと見ているんですけれども、県内就職率が依然として上がっていかないという中で、左側の達成水準、もともとどこから上げていくのかというところの数値目標が平成 26 年度は 34%だったものを、平成 31 年度から平成 34 年度は 44%に上げていく目標を立てていらっしゃっています。確かに本年度は 32.3%から 34.6%に上がったと書いてありますが、そもそも平成 26 年度の時点で 34%という数字になっているわけでございます。

そういった状況の中で、どういった取組をしているかというと、合同企業説明会を2回以上とか、毎年3回以上県内の医療施設見学会をする、企業訪問は300社以上ということで、その部分に関しては、右側のところに結果も出ています。しかし、平成26年から平成30年までの間に、ほぼ変わっていない、上がったり下がったりはあるでしょうけれども、横ばいになっている。こういう状況の中で、上がらない要因は

何なのか、それと先ほどと同じで、地元企業や 学生のニーズが何なのか、それがニーズに合っ てないから増えていないのか、どういうふうに 考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

【松尾学事振興課長】 確かに 34.6%になりましたが、最初の出発点に戻ったということで、まだまだ非常に大きな乖離があるということは十分に認識しております。

ここには一部の取組について記載をしておりますが、平成 26 年以降、さまざまな取組を進めております。その考え方としましては、まずは企業を知ってもらうということ、接点を増やすということ、それから入り口として県内の学生にまずは選んでいただくということ、この 3 つの視点で今現在、取組を重点的にやっております。

まず、1 つ目の企業を知ってもらうということにつきましては、県の就職応援サイトのNなびにつきまして登録の推進をしておりまして、今現在、1,700 名程度の学生に登録をしていただいているというところで、これにつきましては最初に比べますと、かなり伸びてきているところでございます。

それから、接点をつくるということで、合同 の企業見学会や合同の説明会をしておりますが、 それに加えまして、非常にコンパクトな形での 説明会あるいは見学会を数多くやっていくとい うことにしております。これは例えば、5 社程 度に対しまして学生が 20 名程度、こういった ものを一つの基準といたしまして今現在、取り 組んでおります。この利点といたしましては、 非常に深い形での意見交換ができるということ と、そういった深い意見交換の中で、働いてい る人の考え方であるとか、会社の理念、そうい ったものまで深く知ることができるということ で、長崎にある地元企業であっても、いろんな働き方ができる、あるいは非常に地域に貢献をしようとして働いている人の考え方であるとか会社の理念を聞くことによって、こんなにいい会社があるんだということで、長崎県の企業についても目を向けるきっかけになると、そういったことで非常に効果があると考えております。こういったものを重層的に一つ一つ継続して取り組んでいきたいと考えております。

【松本委員】冒頭申しましたとおり、今後、少子化で人材不足が全国的に課題となっていく中で、結局、全国の企業側も就職、採用に関して規制緩和を求めていくような動きも出ているわけです。そうすると、長崎、地方の大学も中央から見たら対象になってくるわけで、大手企業はやっぱり経済力もありますし、そういった中で条件を上げてくる可能性もあるわけです。端的に言えば、やっぱり若者からしたら、都会に行きたい、給料が高い、そういったところに憧れも出てくる中で、現状のやり方だけで本当に中央の企業に対応できるのかなというところに不安感があるんです。

実際のところ、平成 26 年から上がっていないわけでありますから、逆に、県内の学生さん、また県外から来た学生さんも県内に就職していただくためには、ここの評価委員の意見の中に、一番右端のところに、企業と連携した奨学金の検討などと、要は、地元企業や地元企業に就職する学生に何らかのインセンティブであったり、プラス要素がある、地元企業に就職したら、こういう中央の企業にないものがあったとか、そういったものを何か感じさせるような具体的な政策とか制度、そういったものも検討していく時期に来ているのではないかと思うんですが、こういった外部の意見を伺って、どのようにお

考えですか。

【松尾学事振興課長】確かにここに記載されておりますように、例えば、奨学金でありますとか、そういったインセンティブが必要ではないかというご意見については、評価委員会を含めていただいているところであります。大学としても、その点については課題であると認識をしておりまして、ただ、どうしても企業から奨学金を出していただくということが必要でありますので、企業のほうと丁寧に協議をしながらしていかなければいけないということで、まだなかなか実現するには至っていないところもあります。

ただ、1つ実現するのが、これは実は、日本の学生ではないのですが、ベトナムの留学生について、ある企業については奨学金を出していただいて、その企業に就職をした際には奨学金の返還を免除すると、そういったものを今後取り組むようにしております。そういったものを一つ一つやっていきたいと考えております。

【松本委員】先ほど留学生の話もありましたが、 1 つは、留学生を取り入れることも視野の一つでもございますし、いずれにしても、県費が入っている大学で、こういった外部の評価をしていただいて、その報告書ができているのはすばらしくいいことだと思うんです。ただ、評価をしていただいた後の対応というのが非常に重要になってくると思うんです。今回こういった指摘があったことに対して、来年度は何をするのかということまでやらないと、評価をされて終わりということになったら、ただ形式的にやったことになってしまいますので、今、時代の流れに即して大学の運営も大変になってくると思います。そういった中で、しっかり踏み込んだ具体的な政策を取り組んでいただきたいと思い ます。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。 【浅田副委員長】 1 点だけお伺いをさせていた だきたいと思います。

今、再三松本委員からも、県費が投じられて いる県立大学として、さまざまな学生さんを育 てるということも大切なことだと思いますし、 地域との連携とか、地域に生まれ育った子ども たちをともに育む場所としても担うべきところ かなというふうに私は感じているのですが、そ んな中で、長崎県の教育大綱にもあるのですが、 子どもたちの心に寄り添いながら、社会全体で 見守り、安心して育っていける環境をつくると。 「すべての命を大切にする心を育むとともに」 というようなことが書かれておりますが、県立 大学について、県立大学の中においてのインク ルーシブ教育、このようなものをいろんなとこ ろと連携をしたり、学部の中において取り組ん でいるというようなことは現在ありますでしょ うか。

【松尾学事振興課長】インクルーシブ教育とはちょっと違うんですけれども、大学の学生におきましても、いろんな事情を持った学生が非常に増えてきているというのがあります。保健室を利用する学生も増えているという中で、そういった学生に対する対応をどうしていくかというのは組織的にやっているというところでございます。ただ、学生に対して、そういったインクルーシブ教育をやっているという部分については、申しわけございません、今把握はしておりません。もしかしたらしているかもしれませんが、今の段階で、私は把握しておりません。

【浅田副委員長】なぜ今そういったことをお伺いさせていただいたかというと、私のほうも不勉強な点があったかと思うんですが、今、知的

障害者の子どもたちが高校を出た後に、特別支 援学校を出た後に行き先、就職、そういったと ころでの離職率とかが増えている流れの中にお いて、就労と両方あわせているような、就労移 行支援事業と自立訓練事業をあわせているよう な、要は、特別支援学校の子どもたちにとって の大学教育、高等教育をなさっているところは ございます。東京に行ってそういう話を聞いて きたら、実は、長崎県内にそれをしっかりとや っているところがあって、そういう学校が今、 福岡とか、北九州、東京、神奈川にどんどん、 どんどん増えようとしている。そこの学校が大 学と提携をとることによって、そこに在学して いる大学生にとってもインクルーシブ教育がで きるという利点と、その学校に通っている知的 障害の子どもたちにとっても、移行型の就労支 援のところですぐ働くということではなくて、 高校生が大学に行って、そこでさまざまな経験 をして、さらにステップアップするというのと 同じような感覚でなさっているんです。

世界的に見ると、国連でも採択をされている 障害者権利条約の中においても、障害者が一般 的な高等教育を受けたりするようなことをしっ かりと後支えしていこうというようなものも採 択されている。

そんな中で、ゆたかカレッジという学校だったんですけれども、地域のいろんな大学と提携して、学校の在学者にはインクルーシブ教育を、そしてゆたかカレッジに通っている子には、さらなるステップアップをできる授業というのをやっていると。そういう意味において、県立大学とかにおいて、そういったところと連携をとりながら、おのおのにメリットがあるようなことを考えていただくようなことができないものなのかなということでお伺いをさせていただき

たいと思います。

【松尾学事振興課長】 県立大学におきまして、 福祉であるとか、そういったものを専門的に学 ぶような学部が今ないということもありますの で、どういった形でそういうものができるのか というのは工夫をしなければいけない部分はあ るかと考えております。学部の特性の中で、そ ういったものに応えられるものができるかどう かというのを含めて、そこは考えていかなけれ ばいけない部分もあるのかなと考えます。

【浅田副委員長】確かに看護以外では学部とい う形でいくとないと思うんですけれども、例え ば、地域創造学部とかありますよね。地域にお ける、それこそさまざまな方たちと共存してい く、地域を築いていくということを考えさせた りできるというのと、そちらの学校の知的障害 の子たちにとっては、大学を経験させる、例え ば、学食を使えるようになったり、今ずっと話 に出ていましたけれども、子どもたちが減って いる中で、使われていない教室とかが結構ある というふうにも学生から聞いております。毎日 毎日一緒に授業を受けるという形でなくとも、 あいている時間とか教室をそういう学校の子ど もたちに提供することによって連携が1つは生 まれていくとか、考え方を、学部がないからと かかたく考え過ぎることはなく、お互いにとっ ての何かでき得ること、メリットがあるのでは ないか。

ましてや、この学校がたまたま調べていたら、 今、全国的にどんどん、どんどん広がりを見せ ている。よそから、知的障害者のお子さんを持 っている保護者から、うちの地域でもこういう 学校をつくってほしいという声が上がっていて、 それができている中で、長崎の大村にあったん です。 私もそれまで行ったことがなかったというのが残念で、最近、行かせていただいたんですけれども、いろんな可能性も秘めているかなと思ったものですから、ぜひとも学事振興課の方に知っていただいて、そういう模索もしていただければと思ったので、今回あえて質問に取り上げさせていただきました。

これからの動向を見守らせていただいて、こういう学校があるんだということをまず知っていただくところから始めていただければいいかなと思っております。

【松尾学事振興課長】 例えば、公共政策学科等もございますので、確かに学生がそういった方たちと交わりながら何か貢献できる部分、あるいは一緒にやっていける部分があるかもしれません。委員の今のご意見につきましては、大学のほうにお伝えをしたいと考えております。

【近藤委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】次に、自由民主党・県民会議並 びに自由民主党より、「私学助成の充実強化等に 関する意見書」提出の提案を受けておりますの で、事務局より文案の配付をお願いします。

(意見書(案)配付)

【近藤委員長】 それでは、中島(浩)委員から、 意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願 いします。

【中島(浩)委員】 意見書として提出させていただきましたけれども、私学の学校におきましては、公立と比べまして、さまざまな面で国からの支援も少ないわけでございまして、県単独でその補いをしているわけなんですけれども、なかなか私学に対しては、そこまでいっていないというのが現状でございまして、今回の充実強化に関する意見書というのは、私学としまして

も、ご覧のとおり、国の進めるグローバル人材 の育成に向けた教育もされておられますし、ま た学費負担における公私間格差や少子化による 生徒の大幅な減少もあって、私立学校において は非常に現状厳しいという状況の中で、耐震化 が進まなかったり、あるいはICTの環境整備、 また公教育を担う学校に共通する教育基盤の整 備促進を図る観点から、国の責務として私立学 校へのさらなる支援をお願いしたいということ でございます。

毎年、私学振興大会におきましても同様の決議を出されておりまして、我々県議会も出席させていただいておりますこともありまして、その辺の意向は十分皆さんもご承知のことと思いますので、どうかこの意見書をご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【近藤委員長】 ただいま、中島(浩)委員から説明がありました「私学助成の充実強化等に関する意見書(案)」について、ご質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【近藤委員長】意見書の提出について採決を行います。

本提案のとおり、意見書を提出することに、 ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【近藤委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「私学助成の充実強化等に関する意見書」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等についていかがいたしま しょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 それでは、正副委員長にご一任 願います。 それでは、総務部関係の審査結果について整 理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

一 午前11時18分 休憩 一

一 午前11時18分 再開 一

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時 30分から再開いたします。

一 午前11時19分 休憩 一

一午後 1時30分 再開一

【近藤委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、教育委員会関係の審査を行います。 【近藤分科会長】 それでは、これより審査に入ります。

まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

教育長より予算議案の説明をお願いいたしま す。

【池松教育長】教育委員会関係の議案について ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、 第107号議案「平成30年度長崎県一般会計補正 予算(第2号)」のうち関係部分であります。

教育委員会所管の補正予算額は、記載のとおりでございます。

この結果、平成30年度の教育委員会所管の予算総額は、1,416億9,022万5,000円となります。 次に、歳出予算の内容についてご説明いたします。

6月18日に発生した大阪府北部を震源とする

地震による学校のブロック塀倒壊事故を受け県立学校において実施したブロック塀の安全点検の結果、劣化状況等を勘案し緊急性が高いと判断されたブロック塀について、改修等を行うための経費として、4,181万4,000円の増、平成31年1月の竣工を予定している「ミライon図書館」の平成30年度の施設維持管理経費並びに「県立図書館郷土資料センター(仮称)」の設計及び地質調査の経費として、4,615万1,000円の増を計上いたしております。

また、債務負担行為については、県立図書館 郷土資料センターの設計等に係る経費として、 5,058万2,000円の増をしようとするものであ ります。

以上をもちまして教育委員会関係の説明を終 わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上 げます。

【近藤分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【近藤分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【近藤分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しました ので、採決を行います。

第107号議案のうち関係部分については、原 案のとおり、可決することにご異議ございませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【近藤分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第107議案のうち関係部分について は、原案のとおり、可決すべきものと決定され ました。

【近藤委員長】 次に、委員会による審査を行います。

教育委員会においては、今回、委員会付託議 案がないことから、所管事項についての説明及 び、提出資料に関する説明を受けた後、陳情審 査、議案外所管事項についての質問を行うこと といたします。

それでは、教育長より所管事項説明をお願い いたします。

【池松教育長】 文教厚生委員会関係説明資料、 教育委員会の1ページをお開きください。

(第三期長崎県教育振興基本計画の策定について)

第三期長崎県教育振興基本計画の素案につきましては、先の6月定例県議会でご審議いただくとともに、7月2日から7月31日までパブリックコメントを実施いたしました。

本委員会での議論や県民の皆様から頂いたご 意見、ご提言等を踏まえ、計画案を修正しまし たので、改めてご審議いただきますようお願い いたします。

今後は、本委員会でのご意見等を十分に踏ま え、年内の策定を目指してまいります。

(全国学力・学習状況調査の結果について)

本年4月17日に、小学校6年生、中学校3年生 を対象に、国語、算数・数学、理科の全国学力・ 学習状況調査が実施され、その結果が、去る7 月31日に文部科学省から公表されました。

本県の正答率は、国語、算数・数学において、 全国平均を1~2ポイント下回りましたが、3年 ぶりに行った理科においては小学校調査、中学 校調査ともに全国平均と同程度でした。また、 本年度の中学3年生について、今回の結果と小 学校6年生時の結果を比較すると、理科におい て改善が見受けられました。

今回の調査で課題となった内容としては、両校種において、文章やグラフ・図表などから必要な情報を取り出したり整理したりすることやそれらを基に自分の考えをまとめ表現すること、また、小学校では基礎的な知識・技能の定着について、引き続き課題が見られました。

一方、児童生徒の生活の様子等に関する質問 紙調査からは、道徳性について継続的に高い傾 向が見られるとともに、自分自身のことや周囲 の大人との関係を肯定的に捉えていることなど が伺えるなど、昨年度に引き続き、多くの項目 において望ましい結果が出ております。

今回の結果を踏まえ、現在、市町教育委員会や大学、校長会等と連携しながら、より詳細な結果分析を踏まえた課題の改善策について検討を行っております。

県教育委員会では、教職員一人一人の指導の 改善等に役立てることができる研修の実施や、 各学校の取組の充実等を支援するための具体的 な情報提供など、実効性のある学力向上対策を さらに推進してまいります。

3ページをご覧ください。

(長崎県特別支援教育推進基本計画第4次実施 計画の策定について)

平成23年10月に策定した「長崎県特別支援教育推進基本計画」に基づき、平成31年度から33年度に取り組むべき施策をまとめた「第4次実施計画(案)」を策定しました。

本実施計画(案)では、特別支援学校において、北松地区における知的障害教育の充実のため、平成33年度に平戸市立田平中学校内に佐世

保特別支援学校北松分教室(小・中学部)を設置し、北松農業高等学校内に既に設置済の高等部北松分教室と併せて佐世保特別支援学校北松分校を開校し、障害のある子どもたちが地域社会の一員として、身近な地域で専門的な教育が受けられるよう、適正配置に努めることとしております。

今後は、本委員会での議論を十分に踏まえた 上で実施計画として最終決定し、教育委員会、 学校、関係機関等が連携・協力して計画の着実 な推進に努め、特別支援教育の一層の充実を図 ってまいります。

5ページをご覧ください。

(第18回全国中学校総合文化祭長崎大会について)

去る8月24日及び25日に、「輝こうで!文化の香りを長崎からの海風にのせて~」を大会テーマとして、県内外からのべ約5,000名の参加のもと、「第18回全国中学校総合文化祭長崎大会」が佐世保市において開催され、成功裏に終了いたしました。大会では、吹奏楽やマーチング、合唱、演劇、郷土芸能などの舞台発表の他、書写や美術、技術・家庭、理科などの展示発表が行われ、いずれも、中学生の若さと輝きに満ち溢れた、全国大会にふさわしい発表となり、文化活動の交流を通して生徒たちの豊かな感性の育成等が図られました。

今後とも、本大会の成果等を次の世代に引き 継いでいくよう努めてまいります。

7ページをご覧ください。

(退職手当支給制限処分取消請求等にかかる訴訟について)

盗撮行為により懲戒免職処分となった公立中 学校の元教諭が、平成28年7月15日付けで受け た退職手当支給制限処分(3割支給)を不服と して、処分の取り消し等を求めて提訴していた 訴訟について、原告の訴えを棄却した昨年11月 の長崎地裁判決を受け元教諭が福岡高裁に控訴 しておりましたが、その判決が本年7月3日に示 されました。

高裁判決の趣旨としましては、退職手当の全額支給を求める元教諭の訴えは却下されているものの、既に支給済の失業者の退職手当を控除した行為は違法であるとされております。

県教育委員会としましては、今回の高裁判決 内容が他県の判例と相反していることなどの理 由から、上級裁判所の更なる判断を仰ぐため、 7月13日付けで上告いたしました。

なお、元教諭につきましても、7月17日付で 上告いたしております。

(教職員の不祥事について)

本年5月、大村市内の県立高等学校に勤務する女性教諭が、担当する2クラス分の第1学期中間考査の答案用紙を校長の許可を得ずに自宅に持ち帰り、紛失しました。

現時点で、情報の流出や悪用等は確認されて おりませんが、当該教諭については、8月1日付 けで戒告の懲戒処分といたしました。

個人情報を含む情報資産の適切な管理については、かねてから、管理職員による注意喚起をはじめ、通知や研修会等を通して、機会あるごとに指導の徹底を図ってきたところでありますが、このような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼を失墜させ、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ県民の皆様に対して深くお詫び申し上げます。

今後とも、あらゆる機会をとらえ、教職員一 人一人の使命感と倫理観の高揚、服務規律の徹 底を図り、教職員の不祥事根絶と信頼回復に向 けての取組を進めてまいります。

(障害者雇用率について)

障害者の雇用の促進等に関する法律では、障害者の職業の安定を図ることを目的として、障害者雇用率を設定し、事業主に対し障害者の雇用義務が課されており、国及び地方公共団体は、毎年、この雇用義務の状況について厚生労働省に報告しなければならないこととなっております。

今般、中央省庁において、障害者雇用率の算 定に不適切な取扱が行われているといった新聞 報道等を受けて、県教育委員会の状況を確認し たところ、厚生労働省のガイドライン等に沿わ ない誤った取扱いを続けてきたことが判明いた しました。

ガイドラインでは、身体障害者手帳所持者以外の者を障害者雇用率に算入するには、医師の診断書・意見書による確認が必要とされておりますが、こういった確認がされていない職員について平成29年度は、厚生労働省に報告した障害者である職員数150人のうち50人、平成30年度は151人のうち48人でした。

また、これまで障害者雇用率算定の対象となる職員は、厚生労働省の通知によると「期間の定めなく勤務している者(雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者)」となっていることから、雇用期間が1年以下の職員については、対象職員として算入しておりませんでした。今回の調査を行う中で、国に確認を行ったところ、雇用期間が1年以下であっても更新等により1年を超えての雇用が見込まれる職員については対象になるとのことであり、それらの対象となる職員数は、平成29年度1,139人、平成30年度1,146人でした。

これらを是正した後の障害者雇用率について は、平成29年度は2.2%から1.49%に、平成30 年度は2.21%から1.54%に減少し、法定雇用率を大幅に下回ることとなります。

現在、厚生労働省から報告数値の再点検の依頼があり、再調査を実施しているところであり、障害者である職員を正確に把握した上で、その結果につきましては、改めて報告したいと考えております。

模範となるべき立場である県教育委員会がこのような不適切な対応を続けていたことについて、障害者の方々をはじめ県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

今後は、法令や規則などの根拠を確認するといった原点に立ち返り、厚生労働省のガイドライン等に沿った確認を徹底するとともに、法の趣旨を踏まえ、法定雇用率の達成に向けて、一層努めてまいりたいと考えております。

文教厚生委員会関係説明資料(追加1)の1ページをお開きください。

(第四次長崎県子ども読書活動推進計画の策 定について)

子どもの読書活動については、社会全体で子どもの自主的な読書活動を推進するため、現在、第三次長崎県子ども読書活動推進計画に基づき、各種の取組を実施しているところですが、現計画が、今年度末に終期を迎えることから、第四次長崎県子ども読書活動推進計画の策定に向けて、学識経験者等を委員とする「第四次長崎県子ども読書活動懇談会」を設置し、7月、8月に2回の会議を開催し協議を行いました。

本懇談会では、現計画の取組や課題を検証した上で、社会情勢の変化や国の計画を勘案し、 今後の子どもの読書活動推進の方策について意見等をとりまとめていただき、県教育委員会において、第四次長崎県子ども読書活動推進計画の素案を策定したところです。 今後、県議会をはじめ、パブリックコメント 等による県民の皆様のご意見を踏まえながら検 討を重ね、年度内の策定を目指して取り組んで まいります。

そのほか、外国語教育の充実について、高校生の活躍について、「しま」における体験活動について、子どもたちの文化活動について、スポーツにおける活躍についての内容と所管事項の詳細については、文教厚生委員会関係説明資料に記載させていただいております。

なお、第三期長崎県教育振興基本計画の策定 について、長崎県特別支援教育推進基本計画第 4次実施計画の策定について、退職手当支給制 限処分取消請求等にかかる訴訟について、第四 次長崎県子ども読書活動推進計画の策定につい てにつきましては、後ほど、担当企画監及び課 長から補足説明いたします。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を 終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【近藤委員長】ありがとうございました。

次に、総務課企画監より補足説明を求めます。 【松﨑総務課企画監】 お手元に、資料「第三期 長崎県教育振興基本計画(素案修正版)」をご 用意ください。

教育長から説明がありました第三期長崎県教育振興基本計画の策定について、補足して説明 いたします。

第三期長崎県教育振興基本計画(素案)については、6月の定例県議会でご審議をいただきました。その後、7月の1カ月間実施いたしましたパブリックコメントでは、38件のご意見をお寄せいただきました。今回配付しております素案修正版は、6月の定例県議会における本委員

会でのご意見やパブリックコメントにお寄せいただいたご意見を踏まえるとともに、調査結果などからのデータを更新したこと、平成が31年度で終了することから西暦と併記したこと、それと文書表現等の見直しを行ったことなどによる修正をいたしましたので、主な修正箇所について説明をさせていただきます。

なお、前回から修正した部分については、朱 書きをしております。データや成果指標につい ては、そのまま上書きをして、その他は、見え 消しで修正をしております。

それでは、資料の7ページをお開きください。 本委員会において、主要施策のタイトルが第二期計画から変更されたことで後退したイメージがあるものがあり、「一人一人を大切にする」などの文言は教育の基本であることから引き継ぐべきであるとのご意見をいただきましたので、主要タイトルを、一番上の主要施策ですが、「一人一人を確実に伸ばす確かな学力の育成」、中ほどになりますが、「教職員が子どもと向き合う時間の確保に向けた取組の推進」、一番下ですが、「地域に根ざした魅力ある県立大学づくり」、このように主要タイトルを修正いたしました。

次に、29ページをお開きください。

主権者教育については、本委員会及びパブリックコメントにおいて、その取扱いの記載が不足しているなどのご意見をいただきましたので、この29ページなんですが、14として「社会に参画する態度の育成について」という項目を追加し、主権者教育のほか、消費者教育、環境教育についても記載するとともに、47ページをお開きください、主な取組、朱書き部分ですが、②の4つ目の点を追加いたしました。

次に、63ページをお開きください。

本委員会において、成果指標No.25の数値については、児童生徒に対する調査、これが現実に即した目標を設定すべきであると、このようなご意見をいただきましたので、数値の根拠となる考え方として、学力調査をもとに、小6、中3、それに高校生を対象とするとして整理をし直しまして、改めて数値を設定いたしました。76ページをお開きください。

本委員会において、健康教育の推進では、受動喫煙を学ぶことは大切であることから文言を 挿入すべきではないかというご意見をいただきましたので、主な取組①に、現代的な健康課題 として、ご覧のとおり追加をしております。

最後に、84ページをお開きください。

本主要施策については、6月の定例県議会に おきましても、さまざまなご意見をいただきま した。本委員会において、教員が子ども一人一 人と向き合う時間の確保などの文言を挿入すべ きというご意見をいただきましたので、現状と 課題の2つ目の丸と85ページの主な取組①をご 覧のとおり修正いたしております。また、教職 員の多忙化解消については、県立の教職員だけ ではなく、小中学校の教職員も対象として記載 すべきであるというご意見、加えて、パブリッ クコメントからも、同じご意見をいただきまし たけれども、成果指標をはじめとして、超過勤 務の月100時間超えを80時間超えに変更すべき であるというご意見もいただきましたので、84 ページの現状と課題の3つ目と4つ目の丸、それ と86ページの成果指標のNo.41について、ご覧 のとおり修正を行っております。

簡単ではありますが、以上が主な修正点でご ざいます。

今後は、今議会での審議結果を踏まえ「第三 期長崎県教育振興基本計画(案)」を作成し、 11月定例県議会に議案として提案させていた だくことにしておりますので、よろしくお願い いたします。

【近藤委員長】 次に、教職員課長より補足説明を求めます。

【柴田教職員課長】お配りしております説明資料、A4判の一枚物でございます「退職手当支給制限処分取消訴訟について」という資料をご用意ください。

教育長からご説明いたしました退職手当支給制限処分取消請求訴訟に係ります第2審判決等について、補足してご説明をいたします。

本事案につきましては、記載のとおり、盗撮 行為により懲戒免職処分及び退職手当支給制限 処分を受けました元中学校教諭と長期にわたっ て争っている案件でございます。

資料、中ほどの3、「これまでの訴訟経過」 をご覧ください。(1)に当初処分に係る部分、 (2)に再処分に係る部分ということで分けて おります。

まず、(1)の当初処分におきましては、平成24年2月に退職手当の全額を不支給としておりましたが、第1審、第2審と争いを経まして、平成28年4月、全額不支給とする処分の取消判決が最高裁判所にて確定をいたしております。

次に、(2) の再処分になりますが、県教委は、この最高裁判決を受けまして、7月に退職手当の3割を支給する再処分を行い、退職手当と遅延損害金を8月にお支払いをしましたが、元教諭は、この再処分についても不服とし、退職手当の全額を支払うこと等を求めて再び提訴をしております。その後、平成29年11月の第1審判決におきまして、元教諭の訴えを棄却する判決が下されましたが、このたび、第2審の福岡高裁判決が平成30年7月3日付けで示された

ところでございます。

高裁判決の内容につきましては、次のページ をご覧ください。

4、「第2審(福岡高裁)判決趣旨」でございます。

元教諭の退職手当の全額支給を求める訴えは 却下されておりますが、県が3割の退職手当を 支給した際、支払い済みでありました「失業者 の退職手当」約117万円を控除した行為は、条 例に定める退職手当を不支給とする際に勘案す る事項にあらたず、違法であり、失業者の退職 手当相当額及び遅延損害金を支払うこととされ ております。

一方で、元教諭に対しましても、既に受け取りました「失業者の退職手当」は不当利得となるということで、県への返還義務が生じると示されております。

なお、「失業者の退職手当」につきましては、 資料の四角囲いにご説明を挙げております。こ の制度は、雇用保険が適用されません地方公務 員にも失業手当相当額を保障しようとする制度 であります。いずれの自治体も規定を有してお り、懲戒免職により退職手当を全額不支給とさ れた者や勤続期間が短く退職手当額が低額であ った者が一定期間求職中であった場合に支給の 対象となるものでございます。

最後に、5、「上告について」をご覧ください。

県教育委員会としましては、1番目といたしまして、控除が認められた他県の高裁判例と相反していること、次に、退職手当を全額不支給とした事案で、訴訟により処分が取り消され、新たに一部支給を行った場合に、失業者の退職手当を控除することができず、未収金が生じるおそれがあること。3番目に、県側が上告しな

い場合、控除の是非について検討されることがない。こういうことから、上級裁判所のさらなる判断を仰ぐため、本年7月13日付けで最高裁判所へ上告の手続を行ったところでございます。なお、元教諭につきましても、7月17日付けで上告の手続を終えたところでございます。

以上、補足説明を終わります。

【近藤委員長】 次に、特別支援教育課長より補 足説明を求めます。

【池田特別支援教育課長】教育長から説明がありました「長崎県特別支援教育推進基本計画第 4次実施計画の策定について」、補足説明をさせていただきます。

資料は、事前にお配りしておりますカラー刷りのA3判、「長崎県特別支援教育推進基本計画第4次実施計画(案)の概要」と冊子「第4次実施計画(案)」です。ご用意いただければと思います。

県教育委員会では、障害のある子どもの教育の充実に向けて、全県で中長期的な視点に立って計画的に特別支援教育を推進していくため、概ね10年間の基本方針や施策の方向性を示した「長崎県特別支援教育推進基本計画」を平成23年10月に策定しました。この基本計画をもとに、第1次、第2次、第3次実施計画を作成して、各施策を推進してまいりました。お手元の冊子「第4次実施計画(案)」の17ページ以降に概要をつけていますので、後ほどご覧いただければと思います。

本日お示ししています第4次実施計画は、インクルーシブ教育システムの構築や新学習指導要領など、教育を取り巻く状況を踏まえ、またこれまでの実施計画の成果と課題を整理して、平成31年度から平成33年度までに取り組む施策をまとめたものです。

カラー刷りA3判の概要をご覧ください。

「特別支援学校の適正配置」、「特別支援学校の教育の充実」、「幼稚園等、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実」、「関連する諸課題への対応」の4つの柱のもと、

「関連する諸課題への対応」の4つの柱のもと、 計画を定めております。

まずは、1、「特別支援学校の適正配置」についてです。

これまで、しま地区など特別支援学校が設置 されていなかった地区に分教室を設置してまい りました。また、第3次実施計画では、長崎特 別支援学校と川棚特別支援学校に高等部を設置 するとともに、今年度、大村特別支援学校西大 村分教室(小・中学部)を設置したところです。 今回の第4次実施計画では、北松地区において、 特別支援学校の小・中学部が設置されていない ことから、子どもたちが寄宿舎へ入舎したり、 遠距離通学せざるを得ない状況があり、身近な 地域での分教室設置が望まれてきました。また、 北松地区では、特別支援学校へ通学する児童生 徒が一定規模見込まれることから、小・中学部 の分教室を設置し、既にある高等部の分教室と あわせて分校とすることにより、小・中・高等 部の一貫した教育の充実を図ってまいりたいと 考えております。なお、分校の開設年度は平成 33年度で、小・中学部は平戸市立田平中学校内 に設置予定です。

2つ目の取組は、児童生徒数の減少に伴う分校の分教室化です。ろう学校佐世保分校は、近年、在籍する幼児・児童生徒数が減少し、今後も増加が見込めない状況です。しかし、可能な限り聴覚障害教育の場を地域に残してほしいというニーズに応えるため、分校を分教室にして規模は縮小しますが、聴覚障害教育の専門的な教育を行うとともに、県北全体の特別支援教育

のセンター的機能を担ってまいります。なお、 分教室化するのは平成31年度からです。

次に、2、「特別支援学校の教育の充実」に ついてです。

小中学校等と同様に、特別支援学校において も、平成29年4月に、特別支援学校幼稚部教育 要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導 要領が公示され、高等部学習指導要領は今年度 中に公示予定です。そこで、新学習指導要領を 踏まえ、子どもの障害の状態や特性等を十分に 考慮し、指導の充実を図るため、実践研究校を 指定して、成果の普及を図っていきます。また、 キャリア教育やICT教育については、障害種 を広げて引き続き取り組んでまいります。

次に、3、「幼稚園等、小学校、中学校、高 等学校における特別支援教育の充実」について です。

小学校、中学校では通級指導教室や特別支援 学級の児童生徒数が急速に増加しており、そこ で学ぶ児童生徒の障害も多様化しています。ま た、高等学校においても、通級による指導が今 年度から制度化されたことから、本県でも、県 立高等学校3校において実施しているところで す。そこで、個に応じた指導・支援の充実を図 るため、個別の教育支援計画等の作成・活用を 一層推進するとともに、通級による指導の手引 き等を活用し、担当する教員の専門性の向上を 図り、小・中・高等学校における特別支援教育 の充実に努めてまいります。

次に、4、「関連する諸課題への対応」(1) 特別支援教育に携わる教員の専門性向上、①特 別支援学校における教員の専門性向上について です。特別支援学校では、重度重複障害教育や 自立活動の指導等、幼児・児童生徒一人一人の 教育的ニーズに応じた指導が必要であり、各障 害種に応じた教育の専門性から当該障害種の免許状保有率の向上が課題となっております。そこで、当該障害種の免許状未保有者に対しては、優先的に認定講習が受講できるようにし、4年以内の免許状取得に努めてまいります。

次に、(3) 特別支援学校におけるスポーツ・ 文化芸術活動の推進についてです。

障害のある方々が生涯を通じてスポーツや文 化芸術活動の機会に親しむことができるよう支 援していくことが重要であることから、障害者 の生涯を通じた多様な学習活動の充実が求めら れているため、特別支援学校校長会や関係機関 と連携して、特別支援学校におけるスポーツや 文化芸術活動の推進に一層取り組んでまいりま す。

なお、平成のみで示しています年度について は、主な箇所について西暦も併記してまいりま す。

以上で説明を終わりますが、今後の予定としましては、本文教厚生委員会のご意見を踏まえ、 必要に応じて修正を行いまして、本年度中に策 定、公表することとしております。

【近藤委員長】 次に、生涯学習課長より補足説明を求めます。

【山口生涯学習課長】第四次長崎県子ども読書 活動推進計画の策定につきまして、補足説明を させていただきます。

既にお配りしております「第四次長崎県子ども読書活動推進計画(素案)について」という 一枚物と、それから冊子になっております「第 四次長崎県子ども読書活動推進計画(素案)」 をご準備ください。

まず、補足資料についてでございます。

現在、子どもの読書活動の推進は、平成30年度末までの第三次計画に基づいて行っておりま

す。

この成果は、1の(1)に示しておりますとおり、小・中・高等学校ともに不読者率(1カ月に1冊も本を読まない者の割合)が、全国と比較して大変低い状況です。平成29年度は、全学校段階で目標を達成しております。このことは後ほど、数値をお示しいたします。

ただ、課題として、(2) に示しておりますとおり、小、中、高と学校が上がるにつれまして不読者率が高くなるという傾向がございます。また、家庭における幼児の読書活動、読み聞かせに二極化が生じている状況がございます。

これを踏まえまして、2の第四次計画におきましては、(1)家庭における推進、(2)地域における推進、(3)学校における推進、(4)民間団体の支援という4方面について、県及び県立図書館で推進していく計画にしていきたいと思っております。

では、素案の冊子のほうをお開きください。 まず、3ページでございます。

素案は4章構成になっておりまして、第1章に、 この四次計画の趣旨を示しております。その中 で最も訴えたいのが3ページの体系でございま す。

この体系は、真ん中部分に左から右へ、家庭、地域、学校等、民間団体と書いておりますが、この表の左のように、乳幼児期、小学生期、中学生期、高校生期と、それぞれの発達段階に応じて子どもの読書に関する取組を行っていくという形をとっております。一番下に、重点的な課題としまして挙げております2つについて、先ほど申しました読書に関係する取組を発達段階に応じて対応することで、一番上の「変化の厳しい社会を生き抜く力を身に付けた人材の育成を目指す」という形をとっております。

では次に、5ページからでございます。5ページから第三次計画における取組の状況を示しております。

例えば、まず12ページをお開きください。

先ほど簡単にご説明しました一番上の表の児童・生徒の不読者率で例えば、平成29年度を見てまいりますと、小学生においては、全国が5.6%なのに対しまして、我が県は0.3%、中学生においては、全国の15%に対して、我が県は0.5%、高校生は、全国の50.4%に対して、11.9%、つまり、これだけ全国との差がある。不読者率でございますから、ひっくり返すと本を読んでいるわけですけれども、このように我が県の子どもたちは全国と比べると本を読んでいるということがわかると思います。

ただ、小・中・高と見ますと、0.3%、0.5%、11.9%と、学校が上がるにつれて本を読まない生徒が増えているということがございまして、これが依然として課題であると考えております。もう一つは、16ページでございます。

16ページの真ん中の表の「子どもの読書活動に取り組む民間ボランティアの数」でございます。これは平成30年度の目標を3,700人としておりましたが、平成27年に3,700人を超えておりまして、平成29年度には5,000人を超えるボランティアがいます。これだけの方が子どもの読書のために携わってくださっているので、この方々に、さらに研修の場などを提供して、きめ細かく対応していきたいと考えております。

次に、17ページからの第3章が、これから5年間に取り組むものでございます。

例えば、20ページをお開きください。

この章は、次のような書き方をしております。 一番上に(1)推進の方向性として四角で囲ん でおりますのは、このような方向で推進してい きたいという私たちの願いや狙いを書いております。そして、その四角の中に、さらに「期待される取組」として具体的に、例えば、ここは地域のことを書いております。地域とは、市や町の教育委員会や市や町にあります図書館のことを指しているわけですけれども、そういったところで、この「期待される取組」というのが起こってほしいと考えています。

21ページでございますが、(2) に県や県立 図書館が各市町に支援をしていく、あるいはい ろいろな研修の場を提供することを具体的に書 いております。

次に、28ページ、29ページをお開きください。 第4章でございます。これがこれからの5年間、 我々が取り組んでいきますことに対する数値目 標を示しております。6つございますが、家庭、 地域、学校、そして民間のそれぞれで、このよ うになってほしい、という数値目標を示してお ります。

最後の32ページからは、これからの5年間に 各団体等で取り組んでいただきたいさまざまな 取組を具体的に示しているところでございます。

この素案につきましては、10月からの1カ月程度、パブリックコメントにより県民のご意見を賜る予定でございます。その結果や本定例会における委員の皆様方のご意見を踏まえまして、今年度中に策定したいと考えております。

【近藤委員長】 次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【中尾総務課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました教育庁関係の資料について、ご説明いたします。

対象期間は、平成30年6月から8月まででございます。

まず、提出資料1ページをご覧ください。

これは県が箇所付けを行って実施します市町 等に対して内示を行った補助金等についての実 績でございまして、直接補助金は、公立学校施 設整備費負担金など計8件となっております。

次に、2ページは、1,000万円以上の契約案件 についての実績であり、計4件となっておりま す。

競争入札はそのうち3件であり、その結果につきましては、3ページから5ページに記載のとおりであります。

次に、6ページから23ページです。

これは知事及び部局長に対する陳情・要望の うち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われ たもので、内容は、松浦市の県に対する要望な ど12件となっております。

次に、24ページから32ページにつきましては、 附属機関等会議結果を記載しておりまして、第 6回長崎県社会教育委員会など計8件の会議結 果を掲載しております。

説明は以上でございます。

【近藤委員長】 ありがとうございました。

以上で、説明が終わりましたので、陳情審査 を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、 ご覧願います。

陳情書について、何か質問はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

【近藤委員長】 陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【中島(浩)委員】 まず、入札結果についてなんですけれども、3ページ、4ページ、これは一般競争入札ということなんですけれども、落札額に対してもう1者のほうが非常に金額が離れているということなんですけれども、これは基本の予定価格かなにかあるのか、そしてまたそれが低かったので、そちらになったのかということをお聞きしたいんです。

【中尾総務課長】 お尋ねの件でございますが、 それぞれ5年間と3年間の契約案件でございま して、予定価格は設定してございます。落札率 は、1件目の県立学校用ウイルス対策ソフト使 用許諾権については88.2%、それからもう1件に つきましては87.4%となっているところでござ います。

【中島(浩)委員】 ということは、2件とも予定 価格内の金額だったということですね。率のほうで、2者とも安かったということですね。わかりました。

それと、10ページになりますけれども、これは長崎県町村会からの要望についての10ページの上段の2の補助単価と実勢単価の比較ということで、これは毎年、いろんな関係のほうから要望が出ておりまして、実際の実勢単価と違うということで、若干国のほうも見直しはされているみたいなんですけれども、この表のように、まだまだ差額が大きいという状況でございます。平成30年度については、もうわかっていらっしゃれば、幾らか差が縮まったのかどうか、お伺いしたいと思います。

【野口教育環境整備課長】 今、手元に具体的な数字は持っておりませんが、平成30年度につい

ても若干の単価の引き上げはあったと認識をしております。

【中島(浩)委員】 若干の引き上げということですから、まだまだ実勢に追いついていないということなんですけれども、これは毎年、国のほうにも要望されていると思うんですけれども、国のほうは、考え方としてはどうなんですか。毎年これは少しずつ上がっているような状況なんですけれども、どうなんですか。

【野口教育環境整備課長】 国にも6月の政府施 策要望の中で、直接文部科学省に赴いておりま して、そこでこの予算の確保と単価の引き上げ についても要望しております。その中で、国と しても、少しずつではあっても実勢に近づいて いくように努力をしていきたいということであ りましたので、今後とも、県として要望を続け ていきたいと考えております。

【中島(浩)委員】 市町の負担が非常に大きくなると思いますので、引き続き、県としても一生 懸命取り組んでいただきたいと思います。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山田(朋)委員】 23 ページの島原市の要望の件で伺いたいと思います。「栄養教諭・学校栄養職員の配置について」とありますが、大変不勉強で恐縮ですが、単独実施校 550 人以上の学校に1人とあります。今、少子化の中で、550人というと小学校としては大きい規模かなと理解をしておりますが、それぞれ 550 人に満たない場合は4校を1人で担当するような基準になっているかと思います。

そこで、県下の栄養教諭の人数と、学校栄養 職員のほうから免許を取られて栄養教諭になら れる制度とかもあったかと認識をしております けれども、それぞれどういう基準で、どっちを 配置するとか、どういうふうにしているのかを お聞かせいただきたいと思います。

【高鍋義務教育課人事管理監】小中学校における栄養教諭の配置状況でございますが、現在、栄養教諭が 100 名、そして学校栄養職員が 29 名、計 129 名の配置をしているところでございます。

栄養教諭と学校栄養職員の配置について、栄養教諭がほとんどの数を占めておりますが、例えば、長崎市であれば、栄養教諭 26 名に対して、学校栄養職員は6名というような形で配置をしているところでございます。

それから、栄養教諭の任用についてですけれども、学校栄養職員を3年以上経験した者の中で栄養教諭の免許を有している者を、毎年選考試験を行いまして栄養教諭として任用替えを行っているということでございます。

【山田(朋)委員】 わかりました。

さっき長崎市の一例を教えていただいたんで すけれども、絶対数が栄養教諭が多いから、そ れに伴っての配置だったんですけれども、特に 学校の規模とか関係なく、それぞれの市教委の もとで配置をしていると理解していいですか。 ある程度、大きい学校は栄養教諭を置いている んだとか、小規模校は学校栄養職員なんだ、そ ういうわけではなくて、それは市教委それぞれ の判断のもとで、まちまちというふうに理解を していいですか。

【高鍋義務教育課人事管理監】ご指摘がありましたように、基本的には県で配置をするわけですけれども、市町教育委員会と相談をしながら、こういう場所には栄養教諭のほうがよろしいとか、ここは学校栄養職員で対応させてくださいということで、実情に応じて配置をしているところでございます。

【山田(朋)委員】 あと、この要望書を見ると、

ります。

もっとやってほしいという要望なのかなと思いましたけれども、今、小規模校なら4校に1人が担当していると思います。佐世保の例で言うと、南部と東部とか場所を分けて、給食のメニューも多分、半分半分とか、一斉食中毒が起きないようにとかやっていると思うんですけれども、こういう4校を1人で担当する場合、メニューをつくったりいろいろされるんだと思うんですけれども、その辺は問題なくスムーズにできているのかどうか、そのあたりはどういうふうに理解されていますか。

【高鍋義務教育課人事管理監】メニューにつきましては、学校給食会等の資材の関係等もありますので、ある程度の固まりの中でメニューを検討しております。それを検討しているのは栄養教諭であったり、学校栄養職員であるということですので、今ご指摘があったように、偏りがないとか、資材の調整がうまくいくようにということを配慮しながら調整をしているということでございます。

【山田(朋)委員】 栄養教諭の必要性というのは 言わずと知れていることですので、任用替えは 常にしていただいているようではありますが、 この数というのは、現状としては足りていると 理解をしているのか、栄養教諭の数をもっと増 やす必要があると思っているのか、そのあたり を教えてください。

【高鍋義務教育課人事管理監】栄養教諭の必要性についてですけれども、アレルギーであるとか、それから子どもたちの偏食等の課題が大きくなっておりますので、今後、栄養教諭の職務が重要になってくるという認識がございます。現在、国が定めた定数だけで言いますと県では116名なのですが、それに加えまして、国からの加配が9名、それから県としましても4名の

加配を加えて配置をしているところであります。 今後とも、栄養指導、食育の重要性について は十分認識をしているところですので、加配の 要望であるとか、あるいは配置の工夫について、 さらに深めていきたいと考えているところであ

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

【近藤委員長】ほかに質問がないようですので、 次に、議案外所管事項に対する質問を行うこと といたします。

質問はありませんか。

【松本委員】まず最初に、説明があった部分の 長崎県特別支援教育推進基本計画第4次実施計 画についてです。

7ページです。「『障害のある子どもの医療 サポート事業』の充実」というところの説明書 きがあっておりまして、看護師の配置について の文言で、平成25年度までの8校12名から、平 成26年度には8校13名に拡充したと書いてあり ます。また、後段のほうにも「看護師の配置拡 充や、看護師と教師が連携協力を図る」として おりますが、実際のところ、データを見ると、 23ページの資料8を見ると、ちょっと驚いたん ですけれども、確かに平成25年から平成26年に は13名で増えているのですが、平成26年から平 成30年までは13名で変わらなく推移をしてお ります。しかしながら、医療的ケアを受けてい る児童生徒数は平成25年74名から114名、医療 的ケア行為別の児童生徒数は192名から344名 と大幅に増加をしております。こういった背景 を踏まえた中で、看護師の配置人数が今の状態 で適正なのか、今後の検討についてお尋ねいた します。

【池田特別支援教育課長】看護師の配置人数に

つきましては、資料にあるように13名ということで、これまで変わっておりません。

平成29年度から平成30年度につきましては、 1名、諫早特別支援学校のみさかえ分教室の看 護師がいらっしゃった分を次の学校に移したと いうような状況もあります。

各学校で医療的ケアの必要な子どもたちの障害の状況もさまざまでございます。例えば、経管栄養といいまして栄養を経管であったり胃ろうから注入していくこととか、または急なてんかん発作による座薬の挿入等も含めておりますので、そういうところで各学校の医療的ケアの必要な子どもたちの状況に合わせて看護師等も配置をしているという現状はあります。

ただ、看護師等についても、これまでも引き 続き国への要望等を含めながら配置についてお 願いをしてきている状況であって、今後も引き 続き、国への要望等も含めて、配置について目 指していきたいと思っています。

【松本委員】計画の中で「必要に応じて看護師の配置拡充」と書いていながら、ケアを受けている児童生徒数も大幅に増えているという状況があるわけでございますね。しかし、平成27年、平成28年、平成29年、平成30年と人数が変わらないという、いろいろな財政状況もございます。しかし、弱い立場で、ケアを必要とする義務教育や特別支援教育の中で、こういった状況を踏まえた上で、国に要望、もしくは財政措置等もしっかり検討していただきたいと思います。

続きまして、子ども読書活動推進計画のほうなんですけれども、非常に順調にいっているところで、16ページ、図書ボランティアについてでございます。私もPTAの役員をしている時に、子どもが通う学校で図書ボランティアの方々がすごく熱心に活動されていらっしゃって、

お母さんたちがボランティアで子どもたちの読 書の推進を図る活動は、非常に感心をいたしま した。

ここのところに、図書ボランティアグループが確かに 5,000 人も超えているということで、大変すばらしいことだと思うんですけれども、地域において、多いところと少ないところとか、そういう格差があるのではないかと思うんですけれども、その辺はどのように把握していらっしゃるでしょうか。

【山口生涯学習課長】ご指摘のとおり、地域によって多いところ、少ないところはございます。 私どもとしましても、先ほども申しましたように、たくさんいらっしゃるところは、質の向上をしなければならないと思いますし、逆に、都市部ではないところでは少ないものですから、そういった所は地元の図書館と一緒になりまして増やしていくということを今後もやっていきたいと思っております。

【松本委員】 今おっしゃったように、地域にお いて強いところ、弱いところがある。しかしな がら、あくまでもボランティアですので、余り 強くは言えないところもあると思いますが、そ ういった中で、県のほうから支援をしていくと。 他の学校の成功事例とか、「したほうがいいです よ」というふうに自然とボランティアにつなが るような動きを働きかけていくことが大事だと 思うのですが、そういった中で、2番目のネッ トワークづくりの支援というのが重要になって くると思うんです。16ページの下に書いてある 「地域で学ぶ読書活動支援事業」において、講 座を開いていらっしゃいますが、平成26年に 31 講座(20団体)で1,275人が受けています が、これは年々減っておりまして、平成 29 年 は 17 講座 (12 団体)、701 人となっております

が、ずっと減らしていっているのは、何か理由があるのでしょうか。

【山口生涯学習課長】 平成30年度は、この9月までに14講座入っております。恐らく、平成29年度は、たまたま少なかったものと思っております。それと、先ほども申しましたように、ボランティアの数は増えておりますから、本来これは増えるべきでして、私どもの周知も足りなかったと思っております。

今年度は順調に数が増えております。これは 地域のボランティアの方々が、こういうことを やりたいから講師の謝金を県に見てくれという ような制度でございまして、来年度から、1 団 体ではなくて2団体とか3団体が共同で研修会 を開催する場合に支援する制度に変更して、参 加者数の増や団体間のネットワーク形成が可能 となるよう検討しているところです。

【松本委員】まだできていないところが新たにつくる場合とか、そういったところでもネットワークづくりは大事だと思いますし、人数が増えているのに講座が減るということ自体、やはりいかがなものかなと思いますので、ぜひとも推進をして、つなげていただきたいと思います。

続きまして、不登校についてでございます。 不登校児童生徒数を事前に調査させていただき ました。平成 24 年の小学校の不登校児童が 156 名に対し、平成 28 年は 259 名ということで、 小学校で 103 名の増、中学校では、平成 24 年、 862 名だったのに対し、平成 28 年は 1,076 名 ということで 214 名の増ということになっております。不登校は、30 日以上出席をしないという状況の中で、県教委としましても、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどの学校でも対応はしていますが、実際に増加をしている傾向になっております。不登校になっていく と、将来、ひきこもりとか、また大きくなってから、働かないとか、そういったことにもつながってまいります。

適応指導教室なども各市教委で対応しておりますが、そういった中で、最近、民間のフリースクールというものが設立をされているというお話を伺いました。これは民間で、自主的に設置、運営されて、不登校の児童生徒に対してのカウンセリングや学習相談などをしていると伺っていますが、長崎県においてはどのような状況になっているか、お尋ねをいたします。

【本村児童生徒支援室長】ご指摘がありました ように、不登校の生徒につきましては、そのよ うな数の推移をしているところでございます。 学校のほうといたしましても、不登校生に対し まして、いろんなカウンセリング、それからス クールカウンセラーと連携して、学校に早く復 帰できるような形でというふうにしております けれども、学校に出てこれない児童生徒につき ましては、今、委員がおっしゃられたように、 教育支援センター(適応指導教室)等を紹介し て、そちらで社会的な自立を図る取組を進めて いるところであります。ただ、児童生徒により ましては、そこよりも、むしろもっと少人数と いうか、少ない場所で勉強したい、フリースク ール等の民間を活用して学習をしていきたいと いうような生徒もおります。現在、本県の状況 といたしましては、平成30年度9月の状況で すけれども、フリースクールは6市13校とい う状況でございます。

【松本委員】学校の先生にとっても、学校に出てこない状況の中で、プライバシーのこともありますし、その子どもたちを学校に通ってもらうように説得するというのは、なかなか時間的にも厳しいと思うんです。もちろん適応指導教

室等もありますけれども、まず、そこに行くま でがまた大変になってくると思います。

私も 10 年ぐらい学習塾をしている時に、不 登校のお子さんをたくさんお預かりしました。 人によっては3年間のうち1年以上学校に行っ ていないお子さんもいらっしゃいました。理由 とかは深く聞かなかったんですけれども、ただ 塾には来るようになって、そのまま学力も上が って、普通に高校に合格できて、大学生になっ たお子さんもいらっしゃいました。

やはり全部が全部不登校を学校だけで対応するというのは限度もある、かといって親にも家庭があるからなかなか。そういった時に、外部のフリースクールというのは、非常に第三者的な助けになるのではないかと思っております。

文部科学省によると、要件を満たす場合は出 席扱いとできるという条件が付いているという ことですが、この件の現状について、お尋ねい たします。

【木村義務教育課長】まず、児童生徒の出席の 取扱いですけれども、市町教育委員会が定めた 執務指針等で規定はしておりますが、特に定め のない事例につきましては、一般的には、市町 教委との協議の上、校長が判断をしております。 なお、フリースクールの出席取扱いについて独 自に定めを設けている市町もあります。

本年度の状況でありますが、県内で出席扱いにしているケースは1例、その事例は、当該児童生徒の様子について学校と施設が情報を共有している、また施設内の教育活動についても学校や市教委が十分理解している事例で、出席扱いが適切と判断されているものであります。

いずれにせよ、先ほど委員からありましたよ うに、出席扱いにつきましては、子どもが学校 に戻るということよりも、それ以前に、子ども の自立を支援するという立場で判断されるべき ものだと考えておりますので、そこは各学校、 そして市町教委、フリースクール等で十分協議 した上で、子どものことを一番に判断していた だきたいと考えております。

【松本委員】私も不登校のお子さんを預かった時に、学校の先生と外部の民間が連携するというのは、情報のこともありますので、なかなか難しかったんですけれども、そういった意味で、もちろん自立を促すためのフリースクールですので、出席としてしまうと、そこにずっといてもまた解決にならないのはわかるのですが、ただ出席扱いするのにしても、やっぱり学校との連携が必要になってくるわけです。

そうすると、県内にもフリースクールが 13 校ありますけれども、今後、長崎市では、こういったフリースクールの連携協議会というのもつくっていくということですが、そういったところと学校が密に連携をとって、子どもたちが学校に通っていけるように、民間との協力というのも今後取り組んでいく必要があると思うのですが、そこに対しては、どのようにお考えでしょうか。

【本村児童生徒支援室長】今おっしゃられたように、児童生徒たちの社会的な自立というのがやはり一番大事なことではないかと思います。学校に登校するという結果のみが最終的なものではございませんで、社会的な自立を進めていかなければならないと思っております。民間との連携につきましても、今、委員がおっしゃられたように、フリースクールとの連絡協議会等にも私たちも足を運んで、その様子とかを見ながら、今後の連携のあり方を探っていきたいと思います。

【松本委員】 続きまして、部活指導業務に係る

手当についての部分なんですが、今、働き方に対して、部活の部分の特に休日、土日祝日の業務というものですが、確認をしましたら、1カ月当たり平均で小学校が4.3日、中学校が4.7日、高校は5.0日ということで、8日あるうちの5日間は部活の顧問として業務をしているということでございます。こちらに対して、4時間程度と申請をした場合には手当が出るということでございますが、現状の手当の状況について、お尋ねいたします。

【柴田教職員課長】ただいまの部活動の指導手当についてのお尋ねでございます。1 人当たりの平均的な月の日数というのは、先ほど委員がおっしゃられたとおりでございます。実人員で申し上げますと約3,600人の職員が部活動指導手当の支給を受けているということで、これも大まかな数字でございますけれども、1 人当たり年間約15万円程度というところでございます。

実際の部活動指導手当の申請についてですが、 部活動に従事する教員が前月の末に翌月分の計 画書を提出します。その内容について校長が把 握をし、最終的に、その当月末に実績を報告す るという形になっております。

当然、校長におきましては、計画の内容、それから実績の報告を確認した上で手当を支給するということになっておりまして、基本的に、本人から計画が出て、その実績報告があり、その実績について支給がされているという状況でございます。

【松本委員】 現場の先生からも聞いたのは、4 時間というのが 1 つ基準になって、4 時間いかなかった場合はつけれないし、自己申告であるから、もちろんさまざまな配慮はあるんでしょうけれども、そこの部分と、全先生が部活の顧

問にならなければならないということで、もちろんそれはみんな一生懸命やってはいるんだけれども、月のうち平均5日間になると、かなり負担が大きいという部分と、責任の大きさ、その部活を知っている先生だったらいいですけれども、全く経験がないものを担当する顧問の先生にとっては、なかなか苦労しているというお話を聞きました。

そういった状況の中で、国のほうも補助が、 部活動指導員制度というのが平成 29 年 3 月の 学校教育法施行規則の改正によってつくられた ということです。教員免許の有無にかかわらず、 外部の部活指導員を新たに位置付けるというこ とですが、国、県、市町で 3 分の 1 ずつの負担 ということですが、現状についてお尋ねいたし ます。

【山本体育保健課長】本県においては、まだ予算化しておりませんので、部活動指導員の配置はまだない状況でございます。ただ、来年度に向けて、新年度の予算の中で今、検討を行っているところでございます。

【松本委員】確かに外部の方が入るということもあります。しかも、県と市町の負担も若干あります。平成 30 年度から国の予算措置がされるということでございますので、このことによりまして教員の負担軽減にもつながりますし、逆に、外部の専門の方々が来られることによって競技力も上がってくるのではないかと思います。

ただ、やはり現場の声というものも聞いていかなければいけないと思いますし、予算の関係もあると思いますので、せっかく国の制度が整っているのであれば、どういった状況で活用できるか、検討のほうをお願いいたしたいと思います。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

【中山委員】第三期長崎県教育振興基本計画案について、先ほど、総務課企画監から、タイトルは、私が、後退するんじゃないかということで、それを受けて、「一人一人を確実に伸ばす」とか、「教職員が子どもと向き合う時間の確保に向けた取組の推進」、こういう形で復活させていただきましたので、これは評価したいと思います。

そこで、先ほど総務部のほうから教育大綱概 要について説明がありまして、作成の目的が、 「地域住民の意向のより一層の反映と地方公共 団体における教育等の振興に関する施策の総合 的な推進を図ること。」と、こういうような目的 で今からつくろうとしているわけでありますけ れども、それに合わせて6項目、「1、ふるさと 長崎への愛着と誇りを持ち、地域社会や産業を 支える人材を育てます。」、「2、確かな学力を身 に付け、変化する社会の中で自らの能力を充分 に発揮できる人材を育てます。」、ここからあと 4項目を加え6項目あるわけです。教育振興基 本計画案の基本的方向性とか主要施策にこれを どういうふうに反映するのか、そこら辺がわか らないわけであって、既にもう反映しているも のなのか、その辺をわかりやすく説明していた だければありがたいと思います。

【松﨑総務課企画監】委員ご指摘のとおり、本 県の教育行政を推進していく上で、その根本と なります知事が策定する教育大綱と本教育振興 基本計画を整合性のとれたものとするというこ とは非常に大事な視点かと思っております。

素案修正版の 4 ページと 5 ページをお開きください。

4 ページから 6 ページにかけて、今、委員からお話がありました本計画の基本的方向性をこ

こに記しております。まさしくこの第三期計画 が5年間で取り組もうとしております一番大き な土台の部分でございまして、知事が策定する 教育大綱なるものは、こことの一番の整合性か なというふうに考えております。

8月20日に総合教育会議が開催されまして、 そこで初めて示されたのが、今、委員からお話がありました6つの教育大綱(案)でございます。総務部でつくられております教育大綱(案)の6本柱につきましては、1から4番目、これが本教育振興基本計画の1番と2番の基本的方向性で網羅されているもの、そして5番目の「社会性に富み、健やかでたくましい心と体を持った人材を育てます。」、これは本教育振興基本計画の③の部分で、6番目の「子どもたちの心に寄り添いながら、社会全体で見守り、安心して育っていける環境をつくります。」、これは主には、本計画で言う5番目、4番目もちょっとかかってくるのかなと思いますが、そのように判断をしております。

なお、総合教育会議でこの大綱を再度練るということですので、それに合わせた形で、この 基本的方向性も見直していきたいと思っております。

【中山委員】 今説明いただきまして、大方わかりました。

ただ、教育大綱が、現在これはまだ動いておりますけれども、取り組む項目が現在の計画は、「確かな学力を身に付け、自己実現ができる人材の育成」、こういう形であったものを、今言ったように、これでいくと4番のふるさと教育というのを前面に出したということで、このことは私は非常に評価したいと思うんです。そういう意味で、長崎県の現状というか、人口減少がある中で、どうすればこれを防いでいくのかと

いうことになると、子どもの時から地域に愛着 を持ってもらう、その上で、その地域で頑張っ てもらう、そういう基本方針があって、その次 にいくのが教育で確かな学力を教えていくんだ、 こういう流れが私としてはスムーズにいくのか なというような考え方をしておりまして、そう いう流れのもとに来ているのかなというふうな 感じがいたしましたけれども、先ほど、整合性 がとれているという話でございましたので、こ れをさらに整合性をとれるように進めたほうが いいのかなと実は考えていまして、次期教育大 綱の主管課が学事振興課ですよね。学事振興課 がつくって、最後の取りまとめをすると思いま すので、そうなると、この教育振興計画は総務 課のほうで企画監が中心になってやっていくと いうことでありますから、連携を密にしている と思うんですけれども、文言、項目の順番とか、 これは大事な話でありますから、その辺を十分 にやってきたと思いますけれども、今後さらに 密に取り組んでいく必要があろうかと考えてお りますので、その辺の今後の取組について、決 意というか、考え方をお聞きしたいと思います。

【松崎総務課企画監】ご指摘のとおり、教育大綱と教育振興基本計画はまさしく同じ時期にスタートして、同じ期間を設定するという予定になっておりますので、総務部のほうとしっかり連携を密にしながら、そして総合教育会議の中でも知事、教育委員の意見を反映させた形で十分に検討しながらやっていきたいと思います。

【中山委員】 先ほど総務部のほうに、長崎の教育大綱をつくる前の総合教育会議をやることによって、知事と教育委員会と、問題点について共有できたことが一番メリットじゃなかったかなと。最初の段階ですからね。そこからスタートと考えておりますので、ぜひ密な連絡をとり

ながら、すばらしいものをつくり上げていただ くように要望しておきたいと思います。

それと、もう一点、「全国学力・学習状況調査の結果について」ということでありますが、現在、市町教育委員会や大学、校長会等と連携しながら、より詳細な結果分析を踏まえた課題への改善等について検討しているということでありますけれども、より詳細な結果分析というのは、どういうメンバーでやられているのか、そしてより詳細というのは、どういう項目をやっているのか。これは毎年やっていると考えておりますが、この辺をもう少し詳しく教えてくれませんか。

【木村義務教育課長】まず、メンバーでございますが、大学関係の有識者と市町教育委員会の代表者、それに校長会、教頭会の代表者、あわせて教諭の代表者に県教委の者が、教科ごとと全体とそれぞれの部会を持って取り組んでおります。

より詳細にという部分でございますが、これまでも進めていたわけですけれども、例えば、設問一つ一つの内容とか、加えて全国平均とだけではなくて、例えば、上位の県との正答率との比較とか、あわせて学校の取組との相関、さらにはその内容から具体的に各学校でどのような改善策をとればいいか等について、資料とあわせて改善策も、より深く県教委のほうで詰めていきながら、提示しているという状況であります。

【中山委員】理解はするわけですけれども、これは基本的に、どういう視点で分析していくのか。毎年やっているわけですから、さらに進化していくんだろうと思うんです。それを受けて、さらに分析を深めていくという形になると思うんです。

それを受けて、ここにあるように、教職員一人一人の指導の改善に役立てることができる研修も今までもやってきたんじゃないかと思うんです。そうなると、改めてこれをやるということは、分析の結果として、何か具体的にヒントが出てきているのか、その辺があれば教えてくれますか。

【木村義務教育課長】県教育委員会で全県的に取り組む内容というのをお示ししております。例えば、授業で目当てとまとめをしっかりやるとか、幾つかの項目があります。その取組状況と、各学校ごとの平均正答率の相関等を分析いたしました。結果といたしましては、全校的に意欲を持って取り組んでいるところが明らかに平均正答率が上がっているという相関が出ております。

他県の状況を見た時に、今、全国的に平均正 答率が高いのが秋田とか、石川、富山、福井で す。概ねやっている状況、取組は変わりがない のですが、先進校等の情報を聞きますと、やは り各学校でのそういう取組にぶれがないと申し ましょうか、教職員一人一人の授業スタイルま たは指導方法等のベクトル、そういうものにぶ れがないというようなところを聞いております。 それは県や市町や学校、一人一人の職員が一つ の方向を向いて、目的を持ってやっているとい うことなんだろうと思います。本県も間違いな くやってはいるのですが、先ほど、具体的なと いうことを申し上げましたが、より具体的に示 すことで、そこが浸透していくのではないかと いう考え方を持って、このような記載をしてお ります。

【中山委員】一歩理解は深まりましたけれども、 その分析もいいんですけれども、もう一つ分析 するのは、先生の授業のあり方ですよね。先生

の教え方によって児童生徒が影響を受けるわけ でありますから、この辺も徹底的に分析をする 必要があろうと思いますし、あわせてここで教 職員一人一人の指導改善に当たっているという ことで、教職員一人一人の指導改善するために やるんだと、この決意はいいと思うんです。そ のためには、教職員も数も多いし、いろいろ能 力に差があるかもしれませんし、その中で、一 つのベクトルをきちんとはめて、全員で一丸と なってやっていくという姿勢が大事だと考えて おりますので、教職員の資質、能力、授業のあ り方についても、もう少し分析を深めていただ いて、そして適切な指導をすることが児童生徒 に返ってくると私は考えておりますので、ぜひ、 その辺の徹底についてひとつ取り組んでいただ ければ大変ありがたいと考えておりますが、最 後に一言お願いできますか。

【木村義務教育課長】委員ご指摘のとおりであります。今回、秋に授業研究会をするのですが、その時に、これまで行ってきたこのような授業をという授業提案に加えて、どう授業を見ればいいかとか、その授業をもとに、どんな協議をすればいいか等についてまで踏み込んでいきたい。また、年度後半ではありますが、各学校への直接の訪問、これは市町教育委員会の協力のもとに行うものでありますが、これを増やしまして、各学校の実態をより知って、それぞれの実態に応じた課題があると思いますので、そこに寄り添った具体的な方策というのを一つつ練っていこうと思っています。頑張ってまいりたいと思っています。

【麻生委員】 私も、一般質問で質問しましたけれども、今回調べるに当たって、先ほど義務教育課長が言われたように、全国で秋田県、石川県、富山県、福井県、上位クラスになっている

と。何が違うのかなと思っているんです。教育 環境が違います、家庭環境が違います、持ち家 が違いますとか、そういう3世代の状況もある というお話はあったんですけれども、問題は、 落ちこぼれといいますか、理解力をしっかり取 り組ませることが大事じゃないかと。だから、 ある意味では、学校図書の計画もありますけれ ども、小さい時に本当にしっかり本を読ませる という取組とか、理解力を高めていくという、 リンクさせていくのがまず1点あるんじゃない かと思っていますのと、あと秋田県の状況をホ ームページ等で見ますと、学校の先生たちが盛 んに研究会を立ち上げて、自分たちで相互啓発 でしっかり取り組まれているという状況が書い てあるんです。長崎県もそういったことをされ ていると思いますけれども、長崎県の現状レベ ルは全国平均から 2~3 点下ですよね。秋田に 比べると、平均 10 点以上低いわけですよね。 そうなると、相当な開きがあると思っているん ですけれども、これに対する他県との違い、そ して長崎県の中でも、県内でもいろいろ分布が あると思うんです。本会議でも申し上げました ように、長与は、ながよ検定とかありまして、 細かくされているという違いがあろうかと思い ます。先生に聞くと、生徒数が少ないからでき るんですよとか、学校数が少ないからできるん ですよという話をされていましたけれども、私 は、町全体も取り組んでいく、学校教育委員会 の取組も違うんじゃないかということで、一部、 校長先生を卒業された方にお尋ねしたんですけ れども、そういう取組を町全体でやっているん ですよと、これがずっと継続されてつながって いるんですよという話もされておりましたけれ ども、そういう点についての義務教育課長の考 え方と今後の方針を教えてもらえませんか。

【木村義務教育課長】 まず、学力差の背景なん ですが、冒頭に1つ申し上げておきたいのは、 文部科学省の調査から、当然、学校の教員の指 導力というのは大きゅうございます。その上で、 家庭の社会経済的背景とか、例えば、先ほど話 題になった3世代の同居率の地域状況など、あ らゆるものが絡み合っておりますので、何とも 一概に言えないんですけれども、私どもは学校 教育の立場ですから学校教育の立場で言うと、 まず他県との違い、これも分析の結果わかった ことなんですが、上位県と下位県で、下位県に いけばいくほど、子どもたちの平均正答率の散 らばり、つまり、上位県のほうは平均正答率が 高いほうに寄っている。平均正答率が高い子ど もたちの割合というのは本県も同じようにある のですが、その広がりが、低い都道府県になれ ばなるほど平均正答率の低い子どもたちが多く 出ているというのは、これは明らかであります。 ですから、そういう子どもたち、つまり、ま

だ伸び切れていないと申しましょうか、学習等に困り感のある子どもたちに、よりきめ細やかな指導をしていかなければいけないと思っております。

また、先ほど長与町の話が出ましたが、これは中山委員にもお答えしたとおり、県下全域で同じベクトルに向かっていくということは大きな力になると思いますので、それは推進していきたいと考えております。

読書のことについてお話がありました。これも文部科学省の調査でありますけれども、学力の平均正答率が高い子どもは、やはり読書量が多い。これは相関関係でありまして、文部科学省も、因果関係については、まだ何とも言えないという話をしています。因果関係について、ある詳しい方の話を聞くと、読書をする時も深

読みをするとか、精読するとか、そういうよう な試みを取り入れることで学力にもつながる等 ありますので、それを私どもは読解力という考 え方をしているのですが、それにつきましても 全県的に取り組んでいきたいということで今、 着手しているところであります。

【麻生委員】今後長崎を担う子どもたちをつくっていくということで、いろいろと幼児教育といいますか、低学年から含めて取組がしっかり大事だなと。先ほど中山委員からも言われましたように、一人一人の学校の先生たちが子どもたちに接しているわけですよね。そういう意欲ある先生たちをぜひ多く採用されて、しっかりと取組を進めていただきたいと思いますので、今後3年後にまたあるわけですよね。ぜひ前回から比べて上を目指していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、読書関係についてありましたので、こ れについてもお尋ねしたいんです。14ページで ありますけれども、今回、学校司書配置の問題 について、配置が進んだということであります けれども、学校図書館司書が専任ではなくて、 要するに、1人で何校かかけ持ちという状況に なっているわけですね。長崎市も、四十何名増 えたと言っていましたけれども、中学校、それ と小学校2校兼用でされているということで、 読書に親しむという観点では、学校図書館司書 の配置をもっと増やすべきだと思うんです。こ れはもちろん予算措置がありますので、なかな か各市町もばらつきがあると思いますけれども、 先ほど申し上げました長与町は全校配置をされ ていますので、こういう違いもあるのかと思い ますけれども、県教委としての判断はいかがな んでしょうか。

【山口生涯学習課長】委員ご指摘のとおりで、

司書を配置すれば、その学校の読書の量も質も 上がると思っております。ただ、司書配置につ いては、地財措置がなされておりますが、市町 のご判断でございますので、県としては、今後 とも粘り強く各市町に配置を促進していきたい と思います。

また、これからの5年間でございますけれども、質の向上が必要ですので、研修等を充実しまして、今配置されている司書が充実した活動ができるようにしていきたいと考えているところでございます。

【麻生委員】図書館司書についても、私も、図書館づくりから平湯先生たちにお願いして一緒にやらせていただいた経緯がございます。今でも、学校図書館の木質化についても一緒に長崎市が取り組んでいることについても支援をしておったんですけれども、先ほど言われましたように、各市町の予算措置の問題がありますから、全部なかなか配置できない。

そういった中で、学校司書のレベルを上げる んだということで研修会もされていると聞いて いますけれども、県教委の高校については4カ 所を中心に今やっているということで、昨年い ろいろな話を聞きましたので、ぜひ連携しなが ら取組を進めてもらいたい。

私としては、学校図書館全体も入りやすいような、子どもたちが行きたくなるような雰囲気づくりをぜひつくっていただきたいと思っております。ただ単に本を読めばいいということではなくて、わくわくするような図書館づくりとか、また学校司書についてもいろいろ差があると思いますけれども、子どもたちの魅力あふれるような図書館づくりの研修もぜひ展開してもらいたいと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

【山口生涯学習課長】今後、大村市に新しく図書館ができますので、次年度以降は、この図書館を中心に、司書の研修会等も組んで、充実したものにしていきたいと思っております。

【麻生委員】最後に、特別支援教育推進についてお尋ねしたいと思います。 北松に新しい拠点ができた、ありがたいなと思っています。 私たちの先輩が一生懸命取り組んでいただいて、これが広がってきたと思っておりますので、まずは御礼申し上げたいと思います。

そして、その中で、実は先般、対馬に行ってきました。厳原に寄ってきたんですけれども、対馬が上県のほうがないものですから、広いのに大変だなと。これが2時間か2時間半かかるんです。そういった中で、対馬にあと1校ぐらいできないのかなと。ニーズがあるかどうかわかりませんけれども、地理的な状況を見ると、そういうところがあると思いますけれども、その対象になるような人がいるのかどうか、わかれば教えていただきたいんです。

【池田特別支援教育課長】対馬においては、障害のある子どもたちの学びの場として、通常学級における支援を必要とする子どもたちがいますし、特別支援学級も設置されております。今おっしゃっていただいた部分で、障害のある子どもたちは、対馬においては特別支援学校が設置されておりませんので、小中学校における特別支援学級等で学んでいるかと思います。対馬の特別支援学級では、現在、生徒数も余り多くないというところで、より充実した部分での学級と、そして身近な地域での子どもたちとの交流等も含めて学んでいるという現状があります。

【麻生委員】 わかりました。

県下には地理的な状況が困難な地域もありま すので、予算の状況はあるかもしれませんけれ ども、同じ障害者の中でも、自分たちと学べる、 学校に行けるという、そういった中で教育を受 けさせる、そして自分の力で立ち上がっていけ るような、そういうことについての協力をぜひ ご支援いただきたいと思いますので、よろしく お願いしたいと思いまして、質問を終わります。

【近藤委員長】ここでしばらく休憩いたします。

一午後 3時 7分 休憩 —

一 午後 3時24分 再開 一

【近藤委員長】 再開します。

ほかに質問はありませんか。

【ごう委員】長崎県特別支援教育推進基本計画の案について1点ご質問をさせていただきます。 先ほどの松本委員の質問に重なるところもあるのですが、7ページ、「『障害のある子どもの医療サポート事業』の充実」という点についてお尋ねをいたします。ここに書いてあるとおり、今、障害が重度・重複化をしてきていて、医療的ケアを受ける回数も増えている、そしてまた医療の発達によって医療的ケアの必要な子どもの数も増えている現実があります。

そんな中、今、13名の看護師が配置をされていて、114名の子どもたちのケアに当たっているということなんですが、ここに「必要に応じて看護師の配置拡充」とありますけれども、現状として、長崎県といたしまして、今、114名を13名で受け持っていることについて、不足していると感じていらっしゃるのか、充足していると感じていらっしゃるのか、充足していると感じていらっしゃるのか、そのあたりの見解をお聞かせください。

【池田特別支援教育課長】 現在、長崎県の特別 支援学校の中で医療的ケアを受けている子ども たちは、先ほどおっしゃっていただいたように、 114 名います。その中で、てんかん発作時の座 薬の挿入の方が 46 名含まれております。ですから、てんかん発作が起きた時に座薬を挿入しているという方も含めた 114 名という数でございます。

もう一つおっしゃっていただいたように、子どもたちが重度・重複化している中で、ケアの内容も変わってきているというところで、そういうことも含めて、私たちも、もう少し配置の転換をしながら、各学校においても多いところとか少ないところがあるので、そういうところで子どもたちの安全・安心な医療的ケアの実施と、またそれに伴って、看護師とともに教員も一緒になって子どもたちの学習活動がより豊かになるようなケアの実施ということも含めて行っているところです。

それで十分かというところになると、まだ物 足りないところもあろうかと思うのですが、現 在の中では、それで進めています。

【ごう委員】十分とは言えないかもしれないが、 現在はこれで行っている現実ということでした。

そんな中で、この計画の案の次の8ページには、「訪問教育の充実」というのが挙げてあります。そして、新たな取組といたしまして、実践の研究をしたり、「訪問教育の手引き」の作成・活用をするというふうにありますが、実は、医療的ケアのある子どもさん、そしてその保護者の方の一番の目的は、教育を学校に行って受けたいというのが一番の思い、願いなんです。なので、まず第一に検討していただきたいのは、重度・重複化した子どもたちが、いかに学校に通えるかということを第一番目に考えていただきたい。学校に通うことが、その医療的ケアの必要な子どもたちにとって、生活のリズムもできますし、ほかのお友達とのつながりによった刺激ももらえます。多くの大人の先生たちとの

かかわりも持てます。そういった意味で、学校 に通うことがその子たちの生きることに本当に つながっていますので、まず学校に通うという ことを第一番目に考えていくのがよろしいので はないかと思っておりますが、そのあたり、ど のようにお考えですか。

【池田特別支援教育課長】私も同じように考えております。現在、本県における訪問教育を受けている子どもたちは32名おります。そのうち、全てが自宅生というわけではございません。17名が自宅生で、また施設、病院から通っている子どもさんたちが15名という状況でございます。

【ごう委員】 恐らく、その 32 名の子どもたち の保護者の方も含めてお話等を聞いていただく と、行けるならば学校に行きたいという願いを 持っていらっしゃると思いますので、そのあた りを前向きにご検討いただきたいと思うんです。

そんな中、看護師の配置、今 13 名ですけれ ども、具体的なことをお伺いしたいのですが、 この 13 名の看護師が今、どのような待遇なの か、例えば、契約の形態ですとか、長期休暇の 時がどうなのか、そのあたりを教えてください。

【池田特別支援教育課長】特別支援学校に勤務していただいている看護師は、非常勤看護師でございます。雇用期間は、会計年度により1年を超えない範囲として、必要な場合は更新できるというところで行っていただいています。勤務時間は、原則として1週間につき29時間で行っていただいております。勤務時間の割り振りは、学校長が定めている、そういう状況です。

【ごう委員】以前、その看護師にお話を伺った こともあるのですが、長崎県全体として、看護 師不足ですよね。そんな中で看護師を獲得して いくのは非常に厳しい現実があって、やはり非 常勤よりも正社員のほうが望まれるでしょうし、 その雇用の形態等も、もしかしたら見直す必要 があるのではないかと私は考えております。

そのような中、文部科学省が 2019 年度は新たに300人の看護師を増やしていくというふうに決めたようで、それで 2019 年度、28 億円の予算を計上して、国が3分の1を出しますよというふうな方向性を示しました。ですので、その予算をとりにいってもいただきたいですし、処遇の改善等も前向きに検討していただいて、1人でも多くの看護師の雇用につながるように、そして1年で終わるのではなく、ずっと同じ看護師に見ていただくということも重要かと思いますので、2年3年と継続して雇用につなげていただきたいと思いますが、来年度の計画とかは今ありますでしょうか。

【池田特別支援教育課長】 来年度、看護師を増やすとか、ほかに配置転換するという状況ではございません。看護師についても、年度年度、各学校の医療サポート事業を必要とする子どもたちの状況を把握しておりますので、現在、来年度については、まだ調査していません。

【ごう委員】ぜひ、実際調査をしていただけるとありがたいと思うのですが、ここのところ長崎新聞でずっと医療的ケアの特集が組まれておりまして、22日の新聞の中には、平戸市の事例が載っておりました。現在、医療的ケアのある子どもたちはスクールバスに乗れないところが多いので、実際に県内で8自治体が移動支援、通学支援を行っている。そこに看護師が同乗しているところもある。平戸市におきましては、社会福祉協議会のスタッフをローテーションで乗せて、今、6名の子どもたちが学校に行けるようになっています。こういったことを県としては、長崎県全域でそのような同じようなサポ

ートが受けられるようにすべきではないかと私は考えておりますので、そうなった時に、例えば、通学支援に看護師を1名配置するということも必要になってくるのかもしれません。そうなった時には、13名では全く足りないので、やはり増員をしていく必要もある。これは通学支援に関しましては、恐らく、今、文部科学省だけではできなくて、厚生労働省との兼ね合いがある。教育と福祉の連携なくしては、この部分は充実していくことはできないと思っておりますので、ぜひ通学支援等にも看護師を配置していただきたいんですけれども、そのあたりのご見解をお聞かせください。

【池田特別支援教育課長】スクールバスに医療的ケアの子どもたちが乗れないかというと、それはそうではないということで、医療的ケアの子どもたちの中でも、その障害の状態において、さまざまな状況がありますので、一律にスクールバスに乗れないということではありません。

ただ、医療的ケアのうち、たんの吸引とかをする子どもさんがいらっしゃると思います。たんの吸引に関しては、スクールバスの揺れとか、そういう中でのその行為を本当にできるのだろうかという、そういう安全面の確保については、私たちはもっと慎重にならなければいけないのかなと思っておりますので、一概に、看護師をそこに配置しないと乗れないという状況でもないし、ただ子どもそれぞれに違うので、一律にそれをできます、できませんというようなところは、今の段階では私としてはお答えできません。

【ごう委員】おっしゃることはそのとおりだな とも思うんですけれども、実際今、一番長崎の 中で重度・重複の障害を抱えた子どもたちが通 っている長崎特別支援学校の子どもたちはスク ールバスに基本、乗れない子が多いです。その場合に、保護者が運転をして連れていっている。となると、途中でたんの吸引等をしなければいけない。やはり危険な目に遭うこともある、そういった現実があるんです。子どもたちを安全に学校に連れていくということもやはり教育委員会の役目ではないかと私は思っていますので、その部分、学校の中だけではなく、学校に行ける体制をつくるということに、もう少し重きを置いていただけないか。

そうなった時に、例えば、スクールバスに医療的ケア児を乗せたいがために看護師を1人雇うのは難しいという現実があるならば、他県でモデル事業などを行っているような訪問看護師を通学の時だけ乗せる、例えば、お昼の時間だけ、胃ろうの時だけ来てもらうとか、そういったパーツパーツで訪問看護との連携をとっているところもあります。これは学校だけではできないので、福祉のほうとの連携になってきますので、そういうことも1つ視野に入れながら、訪問看護師が学校に入れるような仕組みというものをもう少し前向きに、他県の事例等も見ながら検討いただけないかと思いますが、いかがですか。

【池田特別支援教育課長】おっしゃるところのお気持ちは、わかります。私たちも、そういうところを勉強していきたいと思っております。ただ、訪問看護師の医療的ケアについては、私たちも障害福祉課等とお話をしていて、在宅以外の派遣は今のところ認められないというところもお聞きしております。そういうところでは委員がおっしゃられているように、連携を図っていきなさいという意味だと思いますので、そういうところで勉強させていただきながらと思っております。

【ごう委員】そのあたり、さまざまな方法があるかと思いますので、この長崎県にふさわしいやり方というのもあると思いますので、いろんな事例を調べてご検討いただければ、1人でも多い子どもたちが学校に通うというみんなが当たり前にしていることができるようになるので、ぜひご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【深堀委員】先ほどの松本委員の質疑の中で不登校の話がありまして、フリースクールへ行く子どもたちの出席日数に対する考え方等々の質疑があったわけですけれども、認識を誤ったからいけないので、どういう場合にフリースクールに行った子どもたちが学校で言う出席日数にカウントされるのかということと、その考え方、

そのあたりをもう一度、確認の意味で教えてく

ださい。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

【木村義務教育課長】まず、文部科学省の通知 からご紹介させていただきます。平成15年5 月 16 日、不登校への対応の在り方という内容 でございます。次の要件を満たす場合は、相談・ 指導を受けた日数を指導要録上の出席日数扱い とできると記載されております。1、当該施設 への通所・入所が学校への復帰を前提とし、か つ、不登校児童生徒の自立を助ける上で有効・ 適切と判断される場合。2、保護者と学校との 間に十分な連携・協力関係が保たれている場合。 3、教育機関等が設置する公的機関。この公的 機関は、俗に言う適応指導教室であります。4、 公的機関での指導機会が得られない、または公 的機関に通うことが困難な場合で本人、保護者 の希望もあり適切と判断される場合は、民間の 相談指導施設も考慮されてよい。ただし、この 場合、校長が、設置者である教育委員会と十分 な連携をとって判断するというふうにあります。 私が先ほど、出席取扱いについて話をしたのは、学校と保護者と施設が十分共通理解の上で、 またそれぞれの教育内容、特に、フリースクールの場合は、その施設の教育内容ということで ございますが、そのあたりも十分認識した上で、 子どもの自立を助ける取扱いをすべきだというような話をさせていただきました。

【深堀委員】今、答弁を聞いてわかりましたが、 先ほど、県内に13のフリースクールがあって、 出席日数にカウントできているのは1事例だと いうふうに報告があったかと思います。今の要 件を鑑みた時に、1事例というのは、多分1生 徒だと思うんですけれども、極端に例として少 ないんじゃないかと私は感じます。その点につ いての見解はどうですか。

【木村義務教育課長】 まず、この 1 事例につきましては、私どもが市町教育委員会に問い合わせて把握した数字であります。これも繰り返して申し上げますが、もしかすると、それぞれの学校でそれぞれの子どもに応じた判断がされておりますので、全部を拾い切れていないのかもしれませんが、県教委としては今、1 つということで把握しておりますので、先ほど答弁させていただきました。

【深堀委員】 要件はわかったんですけれども、 学校に復帰を前提としたものが第一にあったわけです。教育基本計画の中にも書いてありますが、不登校の数というのは長崎県においては全国と比べれば少ないほうなんだけれども、増加傾向にあると。恐らく、その傾向は、今の社会のいろんな環境を鑑みた時に、それは一定数多分あるんだろうなと思うわけです。私が思うのは、学校に復帰を前提にするというのは、それは第一義的にあるのかもしれないですけれども、 本来の意味では、その子どもたちが社会に復帰するものになるべきだというふうに、何も学校に復帰させることが一番の目的じゃなくて、そういう子どもたちは社会に復帰すると。

そのことを考えた時に、いろんなフリースク ールの方々とも話をしますが、子どもたちは何 らかの事情で、例えば、中学校で不登校になっ た時に、中学校にはもう戻れないけれども、も う一回リセットして、新たに高校から再スター トしたいという生徒もたくさんいらっしゃるわ けです。そういう子どもたちが一生懸命フリー スクールで勉強するんだけれども、それがさっ きの出席日数じゃないけれども、高校を受験す るときには学校が調査書を作成しますよね。そ ういったところに出席日数が載るわけですよね。 これは一般質問の中でも数年前に議論したこと があるんですけれども、そういった時のことを 考えた時に、もちろん、やみくもに何でもかん でも出席日数にするべきではないのはわかって いるつもりなんですが、そのあたりは子どもた ちの社会復帰のために、そのフリースクールが どういった活動をしているかということ、全て が公教育では賄えないという今の実情の中で、 もう少しそのあたりを考慮してもいいのではな いかと私は思うんですけれども、余りにも事例 が少ないので、そのあたり、どうですか。

【木村義務教育課長】結論から言うと、考え方は全く同感です。最終的には、子どもたちに元の生活をつくっていただきたい。でも、それは子どもの心の中でしか克服できないものでありますので、学校に復帰することをもちろん前提とするわけですが、これも先ほど申し上げましたが、その前に、その子ども自身の自立を支援するという立場で考えるべきだと思います。

出席扱いにつきましては、なかなかこれは難

しいんですけれども、出席扱いと自立の支援という関係は、1例1例で変わると思います。出席扱いをすることがその本人にとって、例えば、前向きな生活につながるとか、それぞれあろうかと思いますので、この判断は、私は、市町教育委員会、学校と、きちっと施設と相談して、適切に判断すべきなんだろうと思っています。

復帰への考え方、またフリースクールのあり 方につきましては、私も同じような考えを持っ ています。

【深堀委員】 わかりました。この問題はこれ以上言ってもあれなので。

ただ、何回も言うようですけれども、子ども たちの社会復帰を促すために、これは1つの事 例ですけれども、次のステップ、高校に行きた いという生徒にとって、出席日数が結局ゼロと いうことになった時に、やはり受け入れる高校 側も、そこに二の足を踏むようなことがあった りするということを聞くわけです。そのことを 考えた時に、やみくもにするということではな くて、本当にその施設がそういった子どもたち の社会復帰のために役立っていると判断するの であれば、そこはもう少し柔軟に取扱いをして ほしいということを要望だけしておきたいと思 います。

次に、教職員の不足という問題について、働き方改革とか、長時間労働が社会問題になっている中で、先般の報道で、全国で教職員の不足が600人超という記事を見て、長崎県はどうなっているのかというと、長崎県全体の足りていないのが10人未満というデータが報道であったわけですけれども、これは当然、加配定数も含めた上での話だとは思っているのですが、そのあたり、今の実情を再確認させてください。

【高鍋義務教育課人事管理監】今のご質問の足

りていないということにつきまして、まず子どもの数に対して定数が決まります。そのことについては長崎県が採用した教員と、それから臨時的な任用の教員という形で全て満たしておりますが、突然の病休が出たりした場合に、すぐに対応できる状況にないものが若干あります。その場合は、1週間とか2週間、その学校に教員が不在の時期があるということで、定数が不足しているということではございません。

【深堀委員】突発的な部分での話だということ で、わかりました。

その記事を見て気になったのは、今の教職員の方の労務構成、年齢構成です。結局、年齢層の固まりが、例えば、ここ何年かで大量退職が出るとかいうような労務構成の問題であったり、逆に、新たに教職員になろうとする若い人たちの出願が減ってきているとか、そういったところは今の教職員の皆さんの労働環境が非常に厳しい厳しいという社会問題視する中で、教職員になろうという若い人たちが減ってきていないのかとか、そういったところの状況を教えてください。

【高鍋義務教育課人事管理監】ご指摘のとおり、 年齢構成としますと、今、55歳から60歳程度 の教員が非常に多いという状況がありまして、 30代、40代が非常に少ない逆ピラミッドといいますか、真ん中がえぐれたような構成になっております。そのことにつきまして、計画的に 採用を増やしてきているところでございます。

志願者数については、確かに若干減ってきているところもありますけれども、採用数が増えているということも鑑みまして、特に今、緊急事態ということではございません。確かに教員の仕事が多忙というようなこともあったり、好景気の影響で他業種への就職が多くなっている

という状況はあるかと思いますけれども、そういう状況でございます。

【深堀委員】全国的な傾向なんでしょうけれども、 も、それが危機的な状況ではないんだけれども、 志願者数が減少傾向にあると。ものすごく重要 な仕事、やりがいを持って取り組む仕事だと思 うので、そこは逆に志願者が増えるような環境 づくりというのは、これはまた教育委員会の役 割でもないのかなと思いますので、そのあたり は十分頑張っていただきたいと思います。

もう一つ気になったことがあったので確認なんですが、学校給食施設の衛生管理で、363件の不適切事例が県の保健所の調査で明らかになったというのもあったんですけれども、もちろん口頭、文書でこのような指導をしたということが出ているのですが、実態がどうだったのかというのが非常に気になって、この辺がわかりましたら教えてください。

【山本体育保健課長】これは基本的に小中学校 の給食施設が主ということで認識をしているの ですが、立入調査を行って、設備等の不備とい うことで指導があっているということで、基本 的に、各市町において対応されていると認識を しております。

【深堀委員】 わかりました。 県教委の管轄の分ではないということですね。 もし情報がわかれば、後でいいので教えていただければと思います。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山田(朋)委員】 第三期長崎県教育振興基本計画の中の31ページの一番下の段ですけれども、「複式支援等非常勤講師の配置や免許外教科担任解消のための非常勤講師の配置を行います。」とあります。免許外教科の話は以前から問題意識を持っておりました。今県内で、その免許を

持っていないけれども、学校の規模と授業の問題で、授業をしているとも聞いたことがあります。今、どのくらいの人数の先生がそのようなことを行っているのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

【高鍋義務教育課人事管理監】お尋ねの免許外解消非常勤講師ですが、94名を配置しているところでございます。

【山田(朋)委員】 94 名を配置して、免許外の 先生が授業は行っていないというふうに認識を していいですか。授業をやっている先生が 94 名ということですよね。それを解消するために 非常勤講師を配置したいということでいいです か。

【高鍋義務教育課人事管理監】中学校の教科で、 学校規模が小さいため、全ての教科担任を配置 できない場合に非常勤講師を雇用して、その教 科を教えております。その者が今 94 名いると いうことであります。

【山田(朋)委員】 そうしたら、免許外で正職の 先生は一切授業をしていないというふうに認識 をしていいですか。私は以前、私の友人が、体 育の教諭でしたけれども、特別支援教室を持っ ていて、いろんな教科を教えていました。そう いったことが起きていないのかどうか。

【高鍋義務教育課人事管理監】 失礼しました。 そのように非常勤が雇用できない場合は、自分 の担当以外の教科をしております。その者につ いては、93 名が、自分の専門でない教科を今、 免許外の許可をして教えているという状況でご ざいます。

【山田(朋)委員】 93 名の先生が、免許は持っていないけれども、許可を得て授業をしているということであります。先生の意見としては、免許を持っていないので、免許を持った先生が

子どもたちを指導すべきだという意見を聞いていますので、免許外教科担任解消のための非常勤講師が94名配置をされているということでありますが、今、93名が免許外で授業をしている先生がいらっしゃるということですので、この94名をもっと増やして、こういったことを解消する計画でいるというふうに理解をしていいですか。

【高鍋義務教育課人事管理監】私どもも免許外 の指導は極力減らしたいという思いは持ってお りますが、なかなかそういうふうにいかない事 情があってやっているところですけれども、で きるだけ減らしていきたいという思いは持って おります。

【山田(朋)委員】 わかりました。

次に、教育長の説明の中の 2 ページに、「外国語教育の充実」ということで、イングリッシュ・キャンプを今まで実施いただいております。昨年までの 2 年間で参加した学校が 125 校、7,196 名の生徒、3 年目となる今回は、45 校、3,800 名とあります。125 を 2 で割ると 62~63 校になるのかなと。人数も大体 3,500~3,600 名ぐらいなのかなと思いますが、今回 45 校というのは例年に比べると数が少ないのかなと思ったのですが、公立の学校はもっとありますよね。網羅できないんだと思うのですが、どういった基準でこういうふうにやっているのか。それと、希望者に対する選考方法とか、希望者が全てかなうようになっているのか、その辺のことも教えてください。

【木村義務教育課長】イングリッシュ・キャンプは、一昨年度から本年度までの3年計画で行っております。対象は、その年の中学校1年生全員であります。全学校を3カ年で割って、大体同じ数になるように市町を分けているという

状況であります。

【山田(朋)委員】 そうしたら、125 校と 45 校 を足して 170 校で県内の中学 1 年生は、学校は 網羅できていると、希望する生徒は参加ができているということですね。わかりました。

次に、8ページ、教職員の不祥事のところですけれども、担当する女性教諭が2クラス分の答案を「校長の許可を得ずに自宅に持ち帰り」とありますが、基本的に、先生方は本当に多忙であられますので、理想的には家に持って帰らないでくれというのが基本だと思いますが、校長に許可を得れば自宅持ち帰りができるようになっているのかどうか、その辺の仕組みを教えてください。

【林田高校教育課長】答案用紙は、情報資産と して重要度の高い資産ですので、原則、校外に 持ち出さないこととしておりますが、校長の許 可があれば持ち出せることになっております。

【山田(朋)委員】 この校長の許可というのは比較的日常茶飯事、許可を出さないと先生たちが追いつかない状況にあるのか、持ち出すことは本当に異例中の異例なんですと、どういうふうに認識をされていますか。

【林田高校教育課長】これまで、特に紙での情報資産の取扱が年を追うごとに厳しくなってまいりました。10年、20年のスパンで考えますと、私どもが現場にいた頃は、自宅に持ち帰って採点をすることは当たり前のことでありました。ところが、これだけ個人情報や、プライバシーの保護等の問題が大きくなっていく中で、県としてしっかりとしたセキュリティに対する基準、ポリシーを掲げて推進をしています。

そのようなこともあって、今の情報資産の取扱ということになっているわけですが、現状として調査をしましたところ、400件ぐらいが年

間に許可をしている件数になっております。これは学校にもよりますが、教員に様々な事情があって情報資産を自宅に持ち帰るという場合に持ち出しを許可するような状況にあると思っております。働き方改革に逆行しないような取扱いをしていかなければいけないとは思っております。

【山田(朋)委員】わかりました。先生方も当然、 家庭との両立とかいろいろあられる中で、そう いったやむを得ない選択の中で学校の指導、部 活動等々いろいろある中でされていることと思 いますが、働き方改革に本当に逆行しない形で 先生方の労務負担の軽減を図っていただきたい とお願いを申し上げたいと思います。

次に、長崎県子ども読書活動推進計画の 13 ページです。司書教諭の配置のところですが、 特別支援学校が非常に低い状況になっていると 思います。このことについては、どのように考 えているのかお聞かせをいただきたいと思いま す。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

一午後 3時58分 休憩 —

一午後 3時58分 再開一

【近藤委員長】 再開します。

【鶴田高校教育課人事管理監】県立特別支援学校における司書教諭の配置率でございますが、まず司書教諭の配置の基準は 12 学級以上が必須でございます。特別支援学校で 12 学級以上の学校につきましては 100%の配置率となっております。特別支援学校では、学級数が少ない場合が多く、11 学級以下の学校には、約半数の学校に司書教諭を配置しているところですけれども、合算しますと、少し低い数字になっているという状況でございます。

【山田(朋)委員】 司書教諭の配置基準というの は学校の種別問わず決まっていることだと思う んですけれども、今、11 学級のところも半分は 配置をいただいているということでありますが、 より専門性が必要となる図書との特別支援を必 要とする子どもたちのかかわりというふうに私 は思っておりますので、ぜひ配置を進めていた だきたいということをご要望申し上げたいと思 います。

以前から、いじめの相談等でLINEの活用 について何度もご提案をさせていただいている かと思います。今回、新学期を迎えるに当たっ て、どうしても夏休み明けに子どもの自殺の問 題とか、全国でも1例あったような気がいたし ますが、そういった問題の中で、夏休み期間中 及び8月末から9月上旬までをとりあえず開い たところが、大阪市教委が8月22日から9月4 日、お正月明けの来年の1月4日から17日ま でも、そういうふうに期間限定でLINEを活 用すると。そして、兵庫県に関しては、夏休み の間、8月1日から9月30日までの2カ月間 LINEを開設して、子どもたちが長期休み明 けに、ストレスを抱えたりして万が一のことが ないようにとか、夏休み中に犯罪に巻き込まれ る可能性もあるということで、こういった対応 をしていますが、その後の検討状況をお聞かせ いただきたいと思います。

【本村児童生徒支援室長】 現在、生徒の教育相談等につきましては、電話の相談それからメールの相談を開設させていただいております。 SN S相談につきましても、他県の状況等を今、研究を進めているところでありまして、どういう期間に設定したほうが効果があるとか、24時間毎日開設するというのは費用的にとてもできないと聞いておりますので、どの期間、どの時

間帯で設定したほうがいいのかとか、あるいは SNS相談から対面の相談にどう切り替えてい くのか、それから緊急性があった場合、どうい うふうに対応したらいいのかということを、幾 つかの県を訪問させていただいたりして今、研 究進めているところでございます。

【山田(朋)委員】 研究も大分時間がかかっているのかなと思います。今回、夏休みというふうな形をとられたところがあるので、早速、兵庫県とか大阪市の取組も確認をいただきたいと思います

子どもたちが気軽に相談できる環境、学校に行っていますので3時、4時以降の時間からでもいいのかもしれないけれども、LINEとかSNSは、電話とかと違って時間を限定して設定するものでは決してないので、フルオープンにしていて、厚く人を配置するのも、そういった子どもたちが学校が終わってから夜にかけての時間とかなのかなと思いますので、そのあたりもぜひご検討いただきたいと思います。

あと、今回私が住みます佐世保市でも 38 度 という気温を記録いたしました。県内の学校に おいては、課外活動中に熱中症になった事例が あったかと思いますが、県教委で把握している 熱中症搬送事例について、お聞かせをいただき たいと思います。

【山本体育保健課長】公立学校における救急搬送の件数ということで、7月1日から9月5日までの期間発生した件数、人数を申し上げます。小学校が2件、2名、中学校が22件、24名、高等学校が23件の41名、特別支援学校が1件の1名、合計で48件、68名でございます。

【山田(朋)委員】 かなりの数の搬送事例、子ど もの絶対数からすると少ないかもしれないけれ ども、私は、これだけの搬送事例があったんだ なというふうに思っております。

そこで、各学校の課外活動をする基準という もの、何度以上はしないとか、あると思うんで すけれども、そういった基準がどのようになっ ているのか。体育祭での搬送事例もあったよう に認識をしています。どういった基準のもとに 体育祭を安全に運営するようにしているのか、 その辺もお聞かせをいただきたいと思います。

【山本体育保健課長】具体の温度につきまして は、気象庁とか環境省が発信をする気象情報、 暑さ指数等を参考にするということ、あるいは 各学校には熱中症計を備えておりますので、こ れは気温と湿度により、ちょっと危ないという ことをアラームで知らせるようなものを備えて おります。そういったものを参考にして、基本 的には、その体育行事を行うかどうかについて は校長が最終に判断を行っております。ただ、 その判断を行う考え方としては、これまでも5 月から暑い日が想定されましたので、特に暑く なってから、30 度以上という日ではなくて30 度以下でも、まだ体が暑い気温になれていない 時期についても、湿度等の関係で熱中症が発生 するという可能性がございますので、5月から 文書通知により注意喚起を図ったところでござ います。あと7月についても3回、あるいは研 修会を開くなどして周知を図ったところであり ます。基本的に、気象庁の情報等を入れて確認 して、生徒の体調を個々に管理する、あるいは 水分補給であるとか、氷の提供、そういった予 防措置をちゃんと備えた上で、それができるか どうかということを前提にした上で、気象条件 が行事等を行うにふさわしいかどうかというこ とを確認するように、仮に、ちょっと危険だと 思うような時には、そういった行事については、 躊躇なく中止をするようにと、そういった内容

のものを通知したところでございます。

【山田(朋)委員】 この数字を見ていきますと、 小学生が2名、中学生が24名、高校生が41名、 特別支援学校生が 1 名ということであります。 普通でいいますと小さい子のほうが被害に遭い そうなイメージですけれども、この数字からわ かること、生徒もそうですし、多分先生方も少 し過信をしているというか、ある程度、体も大 きくなっているし、自分のことは自分で判断が できて、それを伝えることもできると思われる 中高生に増えているということがあると思いま すので、小さい子には多分、余計目をかけて心 配をして、先生方も手当てをされるかと思うの ですが、この辺もかなり気にかけていただきた いということと、体育祭の事例でありますけれ ども、同日体育祭を開催したところで、子ども に帽子をかぶせていたところ、テントの中に生 徒を入れていたところ、そこは熱中症搬送事例 がありませんでしたが、生徒をテントの中にも 入れてなかった、帽子もかぶっていなかった、 そういったところで搬送事例があったようであ ります。それぞれ体育祭のマニュアル等あるか もしれませんけれども、同じ地域で、同日開催 の体育祭でこのような差が出ています。聞くと ころによると、テントがなかったとかいう話が あるようでございます。周辺の小学校、中学校 から借りたりしたような事例もあるようです。 だから、私は、今やっとエアコン設置に動いて いるようでありますけれども、子どもたちに対 して必要なものはぜひそろえていただきたいと いうことをお願いしたいと思います。

今回の熱中症の問題で命にかかわるような大きなことはなかったけれども、今後ないとは言えないので、そこは徹底いただきたいということと、意外と見逃しがちな大きくなった子ども

たちにも目を向けていただきたいことと、十分 な対応をとっていただくことをお願いしたいと 思います。

あと、県立学校の跡地活用について伺いたい と思います。今、県立高校、教育環境整備課で 持ち合わせているところが、旧高島高校と旧野 母崎高校と旧長崎式見高校の分であります。そ れぞれ、高島高校においては平成20年3月に 建物を解体済みにしたまま、もう 10 年以上経 過をしているような形になっているかと思いま す。野母崎高校は、世界遺産関係の観光マップ の在庫を保管したり、日赤長崎原爆病院のカル テも一時保管をしたりしているようです。長崎 式見高校に関しては、運動場として地域に開放 し、県立図書館の臨時書庫として使用している ということでありますが、少なくとも、長崎式 見高校に関しても、野母崎高校に関しても、今、 保管のために貸し出しをしている分は期間が限 定して終わります。この活用というものをどの ように思っているのか。他県では、高齢者施設 にしたり、高知県の室戸のほうでは水族館にし て高知県の観光地で一番集客があった施設にも なっているようであります。どのように考えて いるのかをそれぞれお聞きしたいと思います。

【野口教育環境整備課長】 今現在あります 3 校の跡地については、まず県として有効な活用がないかどうか、これは広く部局横断的に検討したという経緯もございますが、現在までのところ、有効的な県としての活用というものはございません。全てが長崎市にある元高校でございますが、長崎市に対しても、何か有効な使い方がないかどうかということもお話もしてきております。また、地元の自治会あたりからも話を聞きながらこれまでも検討してきたのですが、これといった有効な使い方というものは出てき

ていないという状況であります。

高島高校については、建物については全て解体済みで、今、更地になっております。旧野母崎高校、旧長崎式見高校ともに、今現在の使用というものがなくなった時には、私どもの今の考えとしては、建物を解体して更地にした上で、売却などを行っていきたいと考えているところであります。

【山田(朋)委員】 耐震化がなされているかとかにもよるかもしれないんですけれども、更地にして売却をするということであります。幸いと言うとあれですけれども、貸出期間とか、県立図書館が完成するまでにはまだ少し時間がありますので、その間に、それが一番有効な方法なのか、もっと活用方法がないのか検討いただきたいというふうにお願いを申し上げたいと思います。

次に、特別支援学校の件で伺いたいと思います。以前から申し上げております盲学校に関しては、今、県内は時津にしかありません。それで、県北のほうからとか、そうなると実は、幼稚園の段階で、4歳になる時には親元を離れて寄宿舎暮らしをしなければいけなくなっています。今、時津の盲学校に幼児・児童生徒で28名が通っていて、そのうち14名が寄宿舎生という状況にあります。出身地別を見ていきますと、佐世保、平戸、東彼杵とか、県北のほうもかなり多くあるように見受けられます。

私は以前から申し上げておりますが、それぞれ学校の設備等が必要であるということはよく理解をしますが、佐世保の支援学校の中とかに、こういったものをつくることができないのかとか、どのくらいの人数がいたら、それぞれ別の施設を考えるのか。親御さんの気持ちになってみれば、健常な子どもでも、私は4歳から外に

出すことはちょっと考えられません。特に、このような障害を持っている状況で小さい子どもを外に出すということの親御さんの不安を考えたときに、より地域で、自分の手の届くところで学校に通わせられる環境がベストだと思っておりますが、考え方をお聞きしたいと思います。【池田特別支援教育課長】 現在、盲学校は、おっしゃいましたように、28名でございます。28名で幼稚部と小・中・高等部、そして専攻科まであるという現状です。

もう一つ、どのくらいの人数であれば分教室 等の設置をとありましたが、基本的には、私た ちも、一定の集団がなければ集団の学習効果と いいますか、例えば、いろんな生活をするに当 たって人と人とが切磋琢磨する力ですとか、学 習の中でお互いの意見を聞きながら、そして自 分はどうしていこうかというような力、そうい う学力や生活力が身につくためには、一定の児 童生徒数が必要だと思っております。その一定 の児童生徒数を支える上でも、教員等の数が必 要であります。そういうところで、これまで分 教室を設置するに当たっては、10名以上の小中 学部の規模の生徒数が必要ではないか、そうい うところで一定の学校教育の集団をとりながら、 教職員も確保していって、そして学習効果を上 げることが必要ではないかと考えております。

一方で、幼稚部になりますと、幼稚部があるところは盲学校とろう学校だけでございます。ですから、小さいお子さんについては、親元を離れてというところについて、保護者のお気持ちも察するところはございます。そういう意味では、盲学校、ろう学校は地域に出向いての特別支援学校のセンター的な機能で、より専門的な支援を行っております。そういう活動を通しながら、地域も一緒に支えていきたいと思って

います。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

【中島(浩)委員】 第三期長崎県教育振興基本計画 の21ページから22ページなんですけれども、「基 本的生活習慣について」ということで、現状と課 題ということで表があったわけなんですけれども、 22 ページの普段 1 日あたりのテレビゲームある いは携帯式ゲームをする時間ごとの児童生徒の割 合ということなんですけれども、小学校で、これ を足し算してみますと1時間以上が47.9%、そし て中学生が 48.5%、半数ぐらいいらっしゃると。 そしてまた、その下の携帯電話やスマートフォン の通話の時間、中学生で見た時に41%と、これも 半数近くあるわけなんですけれども、こういった 状況を踏まえた上で、これだけの時間やっている ことは、家庭内のコミュニケーションであったり、 学習時間の減少、あるいは視力の低下とか、いろ んなデメリットが考えられるんですけれども、「基 本的生活習慣について」ということですから、教 育委員会として、これは本当を言えば家庭で親が しっかりとそんな教育しなければいけないんでし ょうけれども、こういった現状を見ると、なかな か家庭的にも指導ができていない状況じゃないか と思うわけなんです。この資料を見る限りでは、 これに対する施策が書いてないような気がするん ですけれども、この件に関しては、どうお考えで しょうか。

【松崎総務課企画監】委員がおっしゃられたとおり、主要施策としては具体的なことは書いておりませんが、ご指摘のとおり、学力の向上とか、当然影響が出てくるところであります。家庭教育は、一義的には家庭ということになっておりますけれども、そこを我々がいかに施策で支援をしていくかという視点で計画のほうには落としております。

【中島(浩)委員】 例えば、こんな影響があるんで

すよとか、指導のパンフレット、学校でつくられるのか、こちらのほうで県下一斉の分をつくれるのか、家庭に対する指導の仕方というのはいろいろあると思うんですけれども、その辺はどうお考えですか。

【本村児童生徒支援室長】携帯電話とかの利用についてなんですけれども、小学校とか中学校の卒業時に、全ての保護者それから児童生徒に対して、携帯電話の使い過ぎ、適切な使い方、あるいはネット依存の話とかを、毎年続けてしているところであります。また、現在、県の教育委員会でSNSの教材をつくっておりまして、その教材の中でも、できるだけ低学年から、小学校のうちからネット依存とかスマホ依存にならないような形で対応を進めているところでございます。

【中島(浩)委員】 これを見ると、3 時間以上 4 時間かけてが約 1 割いらっしゃるわけなので、びっくりするような数字ですよね。1 割の方が家にいる時は多分ほとんど見ているんじゃないかという状況であれば、本当に将来的に大丈夫かという思いがございますので、極力これがゼロになればいいのかなと思いますので、その辺をどういうやり方で今後教育していくのかというのが課題じゃないのかと思いますので、ぜひその辺はしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

【浅田副委員長】若干質問させていただきます。 第三期長崎県教育振興基本計画の中に、数値計 画がそれぞれ書かれていますけれども、その中 で幾つか気になるところがありましたので、そ れをお聞かせいただきたいと思います。

まず、情報教育の推進、これはずっと私は毎回尋ねてきたかと思うんですが、今回、ICTを利用して学習に取り組むことができる子どもたち、69.7%から、あと5年で100%まで上げ

ていくと。これに関して、県として、かなりもっともっと踏み込んで小中学生に推進しなければいけないのかなというふうに感じているのですが、このあたりをどのような形でやろうとしているのかを改めて聞かせていただけますか。

【木村義務教育課長】ご指摘の指標は、37 ページの8番、「ICTを活用して学習に取り組むことのできる子どもの割合」ということで、現状は平成29年度で69.7%、これは子どもに調査をしております。どういう内容かというと、ICT機器を活用し資料を集めたり、自分の考えやまとめた内容を発表したりすることができるかというような聞き方をしています。実は、小中学校の場合は、電子黒板は随分増えてきたんですけれども、例えば、タブレットとか、いろんな機器の整備状況に市町で違いがあります。間違いなく増えてはきているんですけれども、実際にその経験がない場合においては、なかなかここに「はい」と手を挙げることができない児童生徒もいるのかなと思っています。

ですから、今まず大事にしているのは、市町 教育委員会にそういうICT機器を整備してい ただいて、次に、教員がそれを活用する能力を しっかり身につけた上で指導していただいて、 子どもたちに、ここに言う力を身につけさせて やりたいという段取りで、何とか第三期には目 標を達成したいと思います。

【浅田副委員長】 今の答弁でいくと、タブレットとかをしっかりと配付してという、そこからという感じなのかなとも一瞬思ったんですけれども、例えば、小中学生の子どもたちに聞いた時に、そういう問いに関して、「活用できますか」と言われると、ある一定、例えば、スマホとかタブレットでも、扱えればできるよと思う子と、今、一方では、プログラミングの塾に行ってい

たりとか、いろんな形での子どもたちの中での 取組というものの格差がある意味、広がってい る中において、まさしく、どの程度のものかな というのがすごく疑問だったのでお伺いをさせ ていただきました。

さきの6月定例会でも私は、今、経済産業省とかがエドテックとかを提言していて、どんどん今、全国の中でも、ある一定、都道府県によっては既にそういったところまでエデュケーションの中にテクノロジーを入れて、もっともっと進むと。それが教師における働き方改革にまで進んでいくというような流れにおいて、自治体も注目をしているというのがいろんなところで聞かれます。

この情報共有、ICT、エドテック、若干のeラーニングとの違いとか、いろんな部分はあろうかと思うんですけれども、子どもの受け取り、教師の受け取りによって、そこの格差が開いていく危険性も感じたので、そのあたりを教育委員会として、私たち議会としても、しっかり共有していく必要性と、それがまた市町においては、もっともっと広がりが難しいのではないかという、学校の先生とも話した中であったものですから、打ち出し方ということが必要性があるのかなと私は感じております。

【木村義務教育課長】繰り返しになりますけれども、子ども自身が学びの中で自分の考えをつくったり、そのために情報を収集したり、また自分の考えを発表する、プレゼンテーションをするなど、そういう中でICT機器が自然と入っていくような教育環境をつくる。それができるようになれば、私は、子どもたちは多分「できますよ」と言ってくるんじゃないかと思います。ですから、そういう環境につきましては、繰り返しの答弁になりますけれども、市町と協

カして、市町が整えるところになるのですが、 ぜひやっていただけるように、また確実にやっ ていっているんだと私も認識しています。

エドテック等について、改めて勉強させていただきました。企業と連携していきながらというのは、今から行うプログラミング教育が、より教員にとっても、子どもにとってもいいものになるためには、ぜひそういうところとタイアップしながら、やることが大切だろうと思っていますので、来年度、プログラミング教育の地区別研修会を全校対象に行うんですけれども、そこでは企業と連携した研修会を実現させていきたいと思っています。

【浅田副委員長】 平成32年に始まる、しかしながら、県としては、しっかり来年取り組んでいくというご答弁も前回もいただいておりました。

そんな中で、実際教育現場にいる先生方とお話をする機会において、まだまだ不安を持っていらっしゃる人がいるのも事実かなということを感じています。一定子どもたちのほうはどんどん、この間もお話ししまたけれども、塾に行ったり、いろんな形で進んでいく。民間活用をするにしても、さまざまな課題もあろうかと思いますので、長崎がそういうところからといるからこそ、そういうところを伸ばすことによって、可能性のある子どもたちの教育現場を広げていってあげれるのではないかと思ったので、あえて質問させていただきました。ありがとうございます。

続いて、その前の 34 ページにあります校種 間連携の小中連携における教育活動というのも また数値の開きがあるかなと思ったんですけれ ども、このあたりはどういうふうに捉えればよ ろしいでしょうか。

【木村義務教育課長】まず、小中連携による教 育活動でありますけれども、基準値が平成 29 年度の実績で66.7%です。これはどういうもの をした時に小中連携と言うかという定義を決め ています。1 つは、指導計画が、小学校の指導 計画と中学校の計画に連続性がある、もう一つ は、例えば先ほどお話をした学力等につきまし ても、小中学校同時に協力して研修会をしてい るとか、またはお互いの授業参観と子どもの授 業参加等を積極的に行っている、そういう取組 を行っていますかという問いに対して、66.7% というのが今、基準値であります。よって、こ れを 100%にしたい、つまり、小中学校が協力 して、9 カ年間という義務教育を通した指導計 画とか、または学力向上に向けた取組の充実に 向かっていきたいという目標値及び内容であり ます。

【浅田副委員長】ここの中にも書いてあったと思うんですけれども、全ての学校が同一中学校地域であったら、まあまあやりやすいところがあるかと思うんですけれども、今、結構私立に進んでいる子たちとかいる中においての連携強化というのも既にしっかり図り出されているのでしょうか。

【木村義務教育課長】法も変わりまして、義務教育学校とか、小中一貫型の学校が進められています。これは義務教育9年間の教育を見通すことで確実に力を積み上げていくことができるということと、これまで問題であった中一ギャップとか、そういうものを克服することができるということでありますので、その認識は確実に進んでいると思います。また、小学校の教育を知らないと中学校で生徒指導をするにしても、学力を高めるにしても、なかなか難しいところ

がありますので、その辺の重要性も今、学校は 認識していて、少しずつ取組を進めているとい うところだと思っています。

【浅田副委員長】何で質問したかというと、先 ほど話に出ていた、学校に行かなくなってしま う子どもたちという、全てにおいての流れの見 守り方というのがあるかと思ったので、すみま せん、ちょっと不勉強なところもありましたが、 聞かせていただきました。

それと、これもずっと質問をさせていただいていました主権者教育において、今回、かなり踏み込んだ形で 47 ページにも書いてあるかと思います。赤が随分と入れられて、また進んだ形で出てきたのかなと思っているのですが、ここもまた数値の流れの中において、今 50%あるぐらいのところを 60%以上にすると。

模擬選挙などをこれから実施することにより、というふうにあるんですけれども、特に、来年度にわたって統一地方選挙もあり、参議院選挙もあり、大きく動く、一番わかりやすい、主権者教育のしやすい時期において、既に模擬選挙など、さまざまな状況、決まっているところがあるのかという点が1点と、前々からこだわっておりますが、小学校における生徒会の復活、こういったところがどういう状況になっているのかというのを2点お聞かせください。

【木村義務教育課長】まず、今年度の模擬選挙の状況です。県選管からいただいた情報をお話しさせていただきます。本年度は、小学校1校、中学校14校の計15校で、県選管主催、または県選管が他の市町と協力して行うということであります。もちろん、このほかには市町選管主催の模擬選挙も行われると伺っております。昨年度は、県選管主催の模擬選挙が4校ですので、数が多いか少ないかというのはなかなか判断は

難しいと思いますが、昨年度との比較では、随 分伸びています。

一方、小学校の児童会選挙です。原則、基本的にはもう選挙は行っていません。2020年度から全面実施される新しい学習指導要領においても、小学校では、自発的、自主的な活動を実現するために、全ての児童が発意・発想を活かして児童会活動に参画することが大切と言われておりまして、児童会については互選によって組織することが望ましい。一方、中学校では、自治的な経験をしなければならないので生徒会選挙を行うということでありますので、これは発達段階に応じた取組だと認識しておりますので、ここはきちっとそれに沿っていきたいと思います。

【浅田副委員長】何度も何度もこの件は聞かせいただいて非常に恐縮なんですけれども、学生たちと話をしていても、人気投票にならないようにと先生たちの説明であったりとかなさっているようなんですけれども、これこそが一番、さまざまな形を多くの生徒にさせるということは当然のこととして、それプラスアルファというところで、何をもってしてリーダーシップをとれる生徒を選んでいくとか、小学校の時にやることのほうが一番つながるのではないかと。今、「えっ、児童会なくなったの」という声が聞こえるぐらいに、私たちの時はそれが当たり前のようにあったものですから。ここは全国共通なんですか。

【木村義務教育課長】 児童会はあります。例えば、代表委員会などです。ですから、選挙で決めるのではなくて、いろんな子どもたちに参加をさせる経験を与えて、その中から、児童会にかかわろうとか、学校全体のことを意識しようというような子どもたちをどんどん増やしてい

こうという発達段階だという認識を私はしてい ます。私も、もし学級担任なら、できるだけ多 くの子どもに児童会活動でリーダーになってほ しいし、そういう経験の中で、担任が見つける ことができない子どもたちの可能性というのを やっぱり小学校では見つけてあげたい。加えて、 浅田副委員長がおっしゃるように、選挙等、経 験もさせていきたいということなので、模擬選 挙等で実際に選挙の経験も小学生なりにきちっ と本来やっているような道具とか方法を使って やるということですので、ここは2つを柱にし て主権者教育をやっていきたいと思っています。 【浅田副委員長】もちろん、そこは義務教育課 長と同じで、私も、多くの子どもにいろんな児 童会活動の経験をさせたいというのは一緒です。 昔、私たちの頃もそうでした。放送委員会があ って、いろんな委員会があった上で、小学校の 時でもそういうものがあって、より何だろうと 初めて考えていたというような経験もあり、そ のことと、これからの選挙の18歳、19歳、い

【近藤委員長】 委員長を交代します。

年度等も含めて注視したいと思います。

【浅田副委員長】 近藤委員長、発言をどうぞ。

ろんな主権者教育をこれだけやっていく流れに

おいて、前よりも投票もしなければいけない年

齢が下がったものですから、私は、よりこだわ

り出したというのはあるんですけれども、実際

その成果が出るように、数値等出るように、来

【近藤委員長】 私のほうから要望で一言。今日、たくさんの意見があって、すごいなと思っているんですけれども、その中で、この前、小学生の通知表を見せていただいたら、私も若い時は教員をやっていたもので、「指導」という言葉が消えているんですね。「指導」という言葉が全然出てこないで、「支援」という言葉に変わっているわけです。

それで、私の若い頃には、生徒は指導するものということでいろいろ教育を受けたものですから、今の教育の中には、「指導」じゃなくて、それが「支援」に変わっている。「支援」というのは、私の考えからしたら福祉のほうの考え方がちょっと強かったものですから、今、状況の中で、教育の中には指導と支援というのは両輪の中でやっていかなければいけないのだろうとは思うんですけれども、先ほどから、教員の指導力、資質とか、そういうことを各委員からも言われているんですけれども、教員の資質というのは何なのか。

例えば、松本委員から、不登校が増えている、 それが年々増えている。その中で、教員が教育力 を高める、その教育力というのは何なのか。私は、 現場として、人間力。例えば、保護者。教育は子 どもばっかりじゃないと思うんです。保護者も絡 めた中に一緒にその子を見ないと現代の教育現場 は考えられないと思っています。だから、どうし てもその子だけを見て、この子は学校に来ないか ら、何か病気的な考え方で学校が見たら、もうそ の子は絶対来ませんよ。やっぱりその家庭をその まま学校が包むぐらいの考えの中で、保護者と、 また子どもと向き合った中に初めて不登校がなく なるんじゃないのか。

例えば、現在、絶対あってはならないんですけれども、学校の対応に関して子どもが嫌がったり、 保護者が嫌がって学校に行かないということがあったらいけないんですよ。学校が原因で子どもが 不登校になるというケースが絶対ないとは思うんですけれども、そういうことがないような学校の 教育力、これは学校全体の教育力ですよ。特に、 学校全体の教育力はどこかといったら、やっぱり 管理職だと思うんです。管理職がその学校をどういうふうな形でつくり上げていくかという中に学 校の教育力というのがあると思うんです。そこに 初めて、先ほどから言っているように、学校外で の教育って、私はちょっと考えられないんです。

やっぱり日本の子どもたちを預かる教育というのは学校が基本だろうと思うんです。だから、そこら辺を我々教育者として、学校を預かる責任者として、子どもたちが必ず学校に足を向けるような教育をしっかり皆さんとともに、我々も一緒です。一緒に考えていければと思っていますので、そこら辺の努力を一緒にやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

【浅田副委員長】 委員長を交代します。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【近藤委員長】 次に、改革 21 より、「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いします。

(意見書(案)配付)

【近藤委員長】 それでは、深堀委員から、意見 書提出についての提案、趣旨説明等をお願いし ます。

【深堀委員】 それでは、「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」を提出した会派として説明させてもらいます。

この委員会でもいろいろ議論、質疑等々ありますけれども、子どもたちの「ゆたかな学び」を実現するためには、やはりそこの現場で働く教職員の方々の働き方の改革の推進の観点が必要だということで、教職員の方々の定数改善が喫緊の課題である。

そして、本県においては、離島や過疎地域の 僻地学校が全体の3割を占めるという本県の特 徴から、特に財源の確保はもとより、市町の財 政力の格差によって義務教育における教育水準 に格差が生じないようにすることは、当然のことであるということで、今回、2項目の内容を 意見書に盛り込んでおります。

1つ目としては、「計画的な教職員の配置に向けた、新たな教職員定数改善計画を策定すること。」、2つ目として、「教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。」ということで、2つのことを意見書として掲げておりますので、皆様のご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上、提案いたします。

【近藤委員長】 ただいま、深堀委員から説明がありました、「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(案)」について、ご質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【近藤委員長】意見書の提出について採決を行います。

本提案のとおり、意見書を提出することに、 ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【近藤委員長】ご異議なしと認めます。

よって、「教職員定数の改善及び義務教育費国 庫負担制度の堅持を求める意見書」については、 提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等についてはいかがいたしましょうか。

[「正副委員長一任」と呼ぶ者あり]

【近藤委員長】 それでは、正副委員長にご一任 願います。

教育委員会関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 4時40分 休憩 —

— 午後 4時40分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、教育委員会関係の審査を 終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前 10 時より、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。 お疲れさまでした。

— 午後 4時41分 散会 — ------

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年 9月26日

自 午前10時 0分至 午後 3時58分於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 近藤 智昭 君 副委員長(副会長) 浅田眞澄美 君 委 員 三好 德明 君 三雄 IJ 野本 君 功 中山 君 IJ 堀江ひとみ IJ 君 山田 朋子 君 IJ 君 深堀 浩 IJ 中島 浩介 君 IJ ごうまなみ 君 IJ IJ 松本 洋介 君 君 IJ 麻生 隆

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長 沢水 清明 君 彰二 福祉保健部次長 上田 君 福祉保健課長 大祐 君 渡辺 福祉保健課企画監 (福祉保健総合計画 岩崎 次人 君 • 企画予算担当) 監查指導課長 磯本 憲壮 君 医療政策課長 幸繁 君 伊藤 医療人材対策室長 智久 君 石田 薬務行政室長 本多 雅幸 君 小田口裕之 国保•健康增進課長 君 長寿社会課長 小村 利之 君 長寿社会課企画監 茂泰 峰松 君 (地域包括ケア担当) 障害福祉課長 直彦 桑宮 君 原爆被爆者援護課長 俊哉 君 橋口 こども政策局長 園田 俊輔 君 こども未来課長 濱野 靖 君 こども家庭課長 今富 洋祐 君

6、審査の経過次のとおり

一午前10時 0分 開議一

【近藤委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

【近藤分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

福祉保健部長より、予算議案説明をお願いい たします。

【沢水福祉保健部長】 おはようございます。

福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明 資料の福祉保健部をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第 107号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予 算(第2号)」のうち関係部分、第108号議案「平 成30年度長崎県国民健康保険特別会計補正予 算(第1号)」の2件であります。

はじめに、第107号議案「平成30年度長崎県 一般会計補正予算(第2号)」のうち関係部分 についてご説明いたします。

1ページの中ほどをご覧ください。

歳入予算、歳出予算ともに福祉保健部合計で 3,260万4,000円の増となっております。なお、 各科目につきましては記載のとおりであります。

補正予算の内容につきましては、実践的な手術手技向上研修設備整備事業費について、外科専門医志望者の増加や地域に提供する医療の質向上を図るため、長崎大学が手術手技を効果的に学べる研修を実施するために要する経費として、3,260万4,000円の増を計上しております。次に、2ページをお開きください。

債務負担行為について。こども医療福祉センター運営費については、平成31年4月1日から2年間を契約期間とするセンター医事業務委託の入札準備期間等を確保するための債務負担行為として、4,555万4,000円の増を計上しております。

次に、第108号議案「平成30年度長崎県国民 健康保険特別会計補正予算(第1号)」につい てご説明いたします。

2ページの中ほどをご覧ください。

歳入予算、歳出予算ともに118万8,000円の増 となっております。なお、各科目につきまして は記載のとおりであります。

補正予算の内容につきましては、国保事業報告システムの改修について、平成30年度からの国保都道府県化により、療養給付費等負担金及び財政調整交付金の申請を県が行うことに伴うシステム改修に要する経費として、118万8,000円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を

終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】 次に、こども政策局長より予 算議案説明をお願いいたします。

【園田こども政策局長】こども政策局関係の議 案について、ご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明 資料のこども政策局をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、 第107号議案「平成30年度長崎県一般会計補正 予算(第2号)」のうち関係部分の1件でありま す。

第107号議案「平成30年度長崎県一般会計補 正予算(第2号)」のうち関係部分について、 ご説明いたします。

歳入予算は、こども政策局合計で850万5,000 円の増、歳出予算は、こども政策局合計で1,150 万7,000円の増となっております。各科目につき ましては、記載のとおりであります。

補正予算の内容につきましては、児童相談所事業費について、児童養護施設等の職員の業務負担軽減を図るため、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化等、施設のICT化推進に要する経費として150万円の増、また、2ページになりますけれども、地域子供の未来応援交付金事業費について、子どもの貧困対策にかかる施策を推進するため、県内全域で子どもの生活実態等の調査に要する経費として1,000万7,000円の増をそれぞれ計上いたしております。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明 を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】 次に、こども家庭課長より補 足説明を求めます。

【今冨こども家庭課長】 こども家庭課の9月補 正予算について、補足してご説明いたします。

1枚ものの補足説明資料、「児童虐待防止・ 支援体制強化事業について」をご覧ください。

まず、事業の概要につきましては、児童養護施設等の職員の業務負担の軽減を図るため、入所児童の情報等を共有する施設内ネットワークの構築や、タブレット端末の活用などのICT化を支援する事業になります。

資料に記載はございませんが、具体的には、 紙に記録しておりました入所児童の日誌等についてシステム管理を行うことで、保存したデータを他の書類作成時に活用したり、児童養護施設における施設本体と別棟の地域小規模施設間をネットワークでつなぐことで、児童に関する情報の共有が迅速に図られるほか、施設間の移動が少なくなるなど職員の負担が軽減される事業となっております。

補助率は記載のとおりで、設置者負担は4分 の1となっております。

今回、各施設に要望を確認しまして、事業を 実施する施設は、児童養護施設2施設となって おります。昨年度、経済対策補正で児童養護施 設3施設、乳児院1施設を計上しておりますので、 計6施設でICT化が図られることになります。

県内11の児童養護施設のうち、今回要望がなかった6施設につきましては、ICT化により職員間のコミュニケーションが希薄するおそれがあるとか、ICT化について職員の認識に差があるなどの理由から要望に至っておりません。

また、表の右下にございます事業費427万 3,000円に対して補正予算計上額は150万円で あるのは、負担割合の※印にございますとおり、 補助基準額が1事業者当たり100万円という上限があるためでございます。

児童虐待防止・支援体制強化事業にかかりま す補足説明は以上でございます。

次に、「『長崎県子どもの生活に関する実態 調査』について」と記載がございます資料をご 覧ください。

長崎県子どもの生活に関する実態調査については、調査の目的としまして、県内の子どもの生活状況と現行の支援制度の課題等を把握し、より効果的に子どもの貧困対策等を推進するため、全県的に調査を実施するものであります。

次に調査の概要ですが、調査の対象は、対象者が限定されるために実施を希望されませんでした小値賀町を除く県内全ての市町において、公立学校に通学する小学5年生、中学2年生とその保護者とし、回収率も考慮して約1万6,000人程度で実施するよう考えております。

次に、実施方法については、学校を通じて、 子どもとその保護者へ調査票を配布・回収する こととしております。

また、調査項目については、他県の調査項目 等を参考に、市町と協議の上、有識者で組織し ます県アドバイザー会議で検討していただいて いるところです。

具体的な内容については、資料の2枚目にございます「県子どもの生活に関する実態調査の調査項目について」と記載した横長の資料をご覧ください。

本調査は、子どもの生活状況や意識などを把握するとともに、親の所得や世帯状況、子どもに対する考え方などが子どもの生活状況などにどう影響するのかなど、親子間の関連について調査するものであります。

子どもに対しましては、生活状況等を把握す

るため、資料の左上の「ねらい」の欄にございます1つ目の「学校や進学に対する意識」から、6つ目の「悩みやその解決方法等」までの6つの狙いから、項目を分類しまして、それぞれの項目ごとに質問を設定しております。

また、保護者に対しましても同様に、子ども に与える影響等も考慮しつつ、6つの狙いから 項目、質問を設定するものであります。

資料は1枚目に戻っていただきまして、スケ ジュールについてでございます。

まず、調査項目の確定を9月までに行い、調査票回収を11月までに完了し、集計を12月中に 実施、最終的な結果の取りまとめにつきまして は3月末までに実施したいと考えております。

なお、※印にありますように、調査にかかる 委託契約に関しましては、本会議で予算が成立 しない場合は契約を締結しない旨の条件をつけ て、9月11日に入札の公告を実施しているとこ ろであります。予算が成立した場合には、10月 17日に入札を実施したいと考えております。

補正予算は1,000万7,000円で、計上している 経費の内容は、調査票の印刷、配布・回収、集 計等の費用とアドバイザー会議の費用等でござ います。

資料の裏面をご覧ください。

調査結果の活用についてでございます。本県では、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成28年3月に、平成28年度から平成31年度までの4年間を期間といたします「長崎県子どもの貧困対策推進方針」を策定しておりますが、平成31年度にはその見直しを行う必要があることから、見直し後の新たな方針の中に反映させていきたいというふうに考えております。

なお、「長崎県子どもの貧困対策推進方針」 は、「長崎県子育て条例行動計画」の個別計画 として位置づけていることから、その見直しに 当たっては、外部委員により構成されます「長 崎県子育て条例推進協議会」において協議して いただくことになります。

また、調査結果のうち可能なものにつきましては、少しでも早く課題解決につなげていくため、平成31年度当初予算の検討にも活用していきたいと考えております。

加えまして、市町においては、この調査結果を子どもの貧困対策等に活用していただくこととしておりまして、県と市町で構成します長崎県子どもの貧困対策推進協議会において、各市町における検討状況とか取組内容等について情報共有するとともに、県下統一した施策の検討も行っていきたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願 いいたします。

【近藤分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。 【山田(朋)委員】 ただいまご説明いただきました地域子供の未来応援交付金事業費について伺いたいと思います。

今回、長崎県の子どもの生活に関する実態調査ということで取り組んでいただくことを高く評価をしたいというふうに思っております。

全国的にも小学生と中学生を対象とした調査が一般的であることは認識をしております。当然ながら協議会の方で、対象も中身もいろいろご議論いただいたことは理解しております。しかしながら、この調査結果だけであれば、幼児期の家庭の状況や高校生の家庭の状況が把握できませんし、子どもというのは18歳まで、高校を卒業するまでというふうに認識をしております。高校生は高校生の家庭なりの、いろいろな貧困とか困りごととかあるというふうに理解を

しております。

私の希望としましては、今回はこういった形で小学生と中学生の調査をいただくようでありますが、今後、追随してそういったところの情報をとる計画とかないのか、そのあたりを伺いたいと思います。

【今冨こども家庭課長】現在の計画におきましては、先ほど申し上げましたとおり中学2年、小学5年生で調査を実施いたします。

委員のご指摘の幼稚園、保育園とか高校生についても、当然うちの方もそういう部分をできないかということで検討はしてまいりました。ただ、調査のしやすさとかいろんな面を考えた時に、今回は中学2年、小学5年を選択させてもらったものです。

先ほどご指摘のあった、今後どうかという部分については、どういったやり方があるのかも含めて検討してまいりたいというふうに思います。

【山田(朋)委員】 調査のしやすさということであれば、県立高校もありますし私立高校もあるし、同じように回収は可能だと理解をします。幼稚園・保育園協会にご協力いただいても可能かなと思います。回収率のほどは、保護者さんのそれぞれの考え方もありますからわかりませんが、ぜひですね。

今の答弁は、検討するというふうに言っていただきましたので、非常に評価をして期待をしたいと思っております。

調査項目が40から50項目にもわたると聞いております。それと、先行してやっている他県の回収率が75%ぐらいと聞いたように思いますが、どれぐらいの回収率を想定しているのか。

そして、大村市の回収率は90%あったと聞いております。これは、学校において子どもたち

に記載をしてもらった結果、この高い回収率だったと聞いております。

どのように配布をして回収するのか、子どもたち向けにどうやってするのか。当然保護者が持ち帰り、回収になるかと思いますけれども、今回の調査の回収率をどれぐらいに設定をして、方法をどのように考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

【今冨こども家庭課長】アンケートの回収率につきましては75%を想定しております。これは、他県での状況等を見ました時に、それぐらいの値になっております。

先ほどお話のありました大村市の件につきましては、大村市は児童生徒の記載について学校で書いていただくと、その上でご家庭に持ち帰って保護者の分を書いていただくという形をとったことによりまして、子どもの回収率が96%、保護者の回収率が86%という高い結果が出ております。

本県におきましても、大村市のようなやり方ができないかということは市町の方とも協議はさせてもらっているところです。ただ、ここについてどういうやり方ができるのかという部分は市町の中で協議していただいて、できるだけ回収率が高いようなやり方を依頼しつつも、市町におけるやり方でですね。保護者の同意なしに学校で子どもたちに書かせるのはなかなか難しいというようなご意見もございますので、そういう部分については他県と同様に家で書くこともあるということで協議をさせてもらっているところでございます。

【堀江委員】 私も、第107号議案、子どもの生活実態の調査の経費について質問したいと思います。調査をすることについては大いに賛成なんですが、なぜ実施するに至ったかという経緯

をもう少し聞きたいと思います。

というのは、平成28年3月に策定をしました 長崎県子どもの貧困対策推進方針の時には、実 態調査はされませんでしたね。厚生労働省の国 民生活基礎調査と、平成27年8月1日から31日の 1カ月間実施をした児童扶養手当受給者へのア ンケートをもとに長崎県子どもの貧困対策推進 方針はつくられたわけで、今回、この調査を行 って、今後の長崎県子どもの貧困対策推進方針 の見直しの中で活用するという説明はいただき ましたが、なぜ実態調査をするに至ったのか、 その経緯をもう少し説明いただきたいと思いま す。

【今富こども家庭課長】これまでのこども政策 局からの説明におきましては、国からの指標と か、そういうものがあって、なかなか調査が難 しいと答弁させていただいております。国から のそういう部分を待って行うことも、一つ手と してあるんじゃないかということで、少し調査 の実施を待っていたという状況はございます。

ただ、子どもの貧困の問題の重要性に鑑みまして、国からのそういう指標等が出る前に、少しでも早くそこの部分を施策の中に反映していく必要があるだろうと我々も判断をしまして、今の指針は来年度までの計画になっていますけれども、少しでも早く、その中に反映できるものがあれば反映していきたいということで、今回調査を実施して、来年の予算にもつなげていきたい。また、来年の見直しにこの結果を活用していきたいという思いで、今回の議会に上げさせてもらったということでございます。

【堀江委員】最初の長崎県子どもの貧困対策推 進方針を策定しようとした時期に比べて、今回 は、県内の実態調査がより重要だという認識に 立ったというふうに理解をいたします。

そこで、推進方針の今後改定される内容と照 合するというか、今回の実態調査を活用すると いうことですが、長崎県子どもの貧困対策推進 方針では、保護者の就労支援というのが、ほか のところにはない長崎県の一つの特徴だという ふうに思っているんですけど、今回、項目を増 やすと逆にアンケートがなかなか回収されない ことにもなるので、増やすということではない んですけれども、保護者の就労支援ということ で、横長の資料で出されました調査項目の中に 保護者の調査票で「必要な支援」という項目が あります。そこには、無料学習塾の希望という 子どもに対する支援もあるんですが、保護者の 就労支援の希望なり、そういった部分。もちろ ん保護受給者の方への対応は他方の角度からあ るんですけど、今回のアンケートで支援という 時に、子どもの支援だけではなく、保護者への 支援という部分の問い方といいますか、得られ る回答といいますか、そういったものがわかる ような面もあるのでしょうか。

【今冨こども家庭課長】「必要な支援」という項目の中に、当然子どもに対する支援ということで保育料とか学校費用とか、放課後等の学習の支援というものもございますけれども、それ以外にも、就業のための支援の拡充とか、世帯の所得を上げるような福祉的な支援についても聞くように、項目として設定を考えているところでございます。

【堀江委員】いずれにしても、子どもの生活実態を把握する、しかも県内の実態を把握するということは重要だというふうに私も同じ認識に立っておりますので、ぜひ多くの回収ができるように、努力をお願いしたいと思います。

【近藤分科会長】 ほかに質疑はありませんか。 【深堀委員】児童虐待防止支援体制強化事業に ついて、確認をします。

前回、この制度ができた時に質問したんですけれども、今回2つの施設が手を挙げたということで予算計上されているわけですが、その他の施設に関しては、取り組まない理由の中で、職員さん同士の連携の希薄化であったり、ICTネットワークの導入のメリットといいますか、そういったものが見られないというような想定の中で手を挙げなかったというお話ですけれども、実際にもう既に3事業所が導入をされていて、その効果は当然顕在化していると思うんですよね。そういったところを十分周知されているのかなという思いがして質問させてもらうんですが、どんな状況ですか、正直言って。

【今冨こども家庭課長】昨年度の補正予算で実施いたしましたICT化を行った施設につきましては、その結果について、児童養護施設の協議会の場面におきまして、その成果とか効果について、実際に導入した施設から説明をしていただいて、まだICT化に取り組んでおられない施設に対して普及啓発をしていくための取組も行っているところでございます。

【深堀委員】 ということは、そういった啓発活動を十分行ったんだけれども、結果としてうまくいかなかったと理解をしていいわけですね。 わかりました。

最後にしますけれども、今回、こういうふう に有利な補助制度があるわけですけれども、こ れはここまで。残りの6施設は、今後こういっ た補助のメニューは使えないというふうに理解 をしていいですか。どうですか。

【今冨こども家庭課長】 国の平成31年度の概算要求の資料の中にも、また I C T 化推進事業というものがメニューとしてございますので、 先ほど委員からご指摘のあったように施設にお ける効果等もきちんと説明しながら、引き続き 周知に努めてまいりたいと考えております。

【深堀委員】 平成31年度もあるという話なので、当然効果があるからやっているわけであって、そこが本当に十分浸透しているのかという懸念があって質問しているわけです。そのあたり、これで説明は十分終わっているということではなくて、今後も引き続き、効果のあるICTの導入に対しての啓発といいますか、そういったところを十分やっていただきたいと思います。

【堀江委員】 第108号議案、国保の特別会計の ことも質問いたします。

今回の見直しは、いわゆる国保都道府県化に伴うことで必要な経費という理解でいいでしょうか。

【小田口国保・健康増進課長】 この補正は、国保の都道府県化に伴い、これまで市町が行っていた補助金等の申請業務を都道府県が行うことになりましたので、それに伴いますシステムの改修経費というところで計上しております。

【堀江委員】 国保の特別会計は、款項目は生活 福祉費、社会福祉費、国民健康保険事業費、一 つずつしかないですよね。

国民健康保険法の施行規則の第16条では、総務費、保険給付費、前期高齢者納付金費、後期高齢者支援費、介護納付金、共同事業拠出金、保健事業費、基金積立金、公債費、予備費、諸支出金というその他の諸費をもって歳出をするということで非常に詳しく区分がありますね。県民から見た際にも、そうやって区分されていた方が、何がどう変わったかということがよくわかりますよね。

確かに横長資料で議会には事業概要ということで説明が載るんですけれども、県民から見た

ら、生活福祉費、社会福祉費、国民健康保険事業費だけが変わるということで、数字を見た上ではこれはわかりませんよね。そういう意味では、非常に不親切な款項目の決め方ではないかという意見をいただいたんですが、その点はどうですか。

これから補正があった時には、国民健康保険 事業費の数字が変わるだけですよね。これでは よくわからないという声をいただいているんで すけれども、そのことについてはどのようにお 考えですか。

【小田口国保・健康増進課長】 委員ご指摘のと おり、国民健康保険法施行規則の第16条には事 業勘定が書かれております。

ただ、平成29年10月の厚生労働省通知により 都道府県の国保特別会計の予算科目の例が提示 されておりまして、その科目については適宜組 み替えて差し支えないとされております。

本県は、これらのことから款項目を設定し現 状のような状況となっております。

なお、委員ご指摘のとおり、わかりやすさという観点からいけば、確かに今の分については事業で1本しかないところでありますので、これについては今後、予算を検討していく中で、款項目の設定とか事業名の設定については研究していきたいと考えております。

【堀江委員】今回、補正で県が提出をすることになったという理由ですけど、それだって最初からわかっていたことなんじゃないんですか。 当初予算の時にはそれはわからなかったんですか。その後、新たにわかって、今回の補正というふうになったんですか。

【小田口国保・健康増進課長】システム改修の 内容や改修費用を国が助成することなどについ て、本年6月に示されたことから、今回補正予 算として計上させていただいております。

【堀江委員】いずれにしても、どのような補正が組まれたとしても国民健康保険事業費だけでしかわからないという款項目の設定の仕方は、今、研究するという回答がありましたが、ぜひ研究していただきたい。でないと、県民から見た時は、何がどう変わっていくのかというのが見えないと思いますので、この機会に要望しておきたいと思います。

【近藤分科会長】ほかに質疑はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

【近藤分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】 第108号議案「平成30年度長崎県 国民健康保険特別会計補正予算」につきまして は、反対をいたします。

もちろんシステム改修ということで、これは 必要な事業ということはわかりますが、そもそ も国保の都道府県化ということにつきましては、 県民が望んでいる高過ぎる国保料を引き下げて ほしいということについては応えることができ ないというふうに思っておりますので、当初予 算でも反対をいたしました理由で、今回の補正 予算についても反対という立場をとらせていた だきます。

【近藤分科会長】 ほかにありませんか。

【中島(浩)委員】 先ほど反対の意見が出ました 国保事業報告システムの改修ですけれども、これは平成30年度から都道府県でやらなければ ならないと決まったことでございまして、早速 こうやって補正をかけて取り組んでいただくと いうことですので、賛成の意見を述べさせてい ただきます。 【近藤分科会長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ほかにないようですので、討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しました ので、採決を行います。

まず、第108号議案について採決いたします。 第108号議案につきましては、原案のとおり 可決することに賛成の委員の起立をお願いしま す。

(賛成者起立)

【近藤分科会長】 起立多数。

よって、第108号議案につきましては、原案のとおり可決することに決定されました。

次に、第107号議案について、原案のとおり 可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【近藤分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第107号議案につきましては、原案のとおり可決すべきと決定されました。

【近藤委員長】 次に、委員会による審査を行います。

こども政策局を含む福祉保健部においては、 今回、委員会付託議案がないことから、所管事 項についての説明及び提出資料に関する説明を 受けた後、陳情審査、議案外所管事項について の質問を行うことといたします。

それでは、福祉保健部長より、所管事項説明 をお願いいたします。

【沢水福祉保健部長】 今回、福祉保健部関係の 議案はございませんので、議案外の所管事項に ついてご説明をいたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料の福祉保健 部をお開きください。

1ページをご覧ください。

平成30年7月豪雨災害への支援について。

平成30年7月、西日本を中心に発生した豪雨 災害におきましては、広島県や岡山県を中心に 死者220名を超える甚大な被害が発生し、県と いたしましても、被災された自治体に対し支援 を行ってきたところです。

福祉保健部といたしましては、これまで厚生 労働省を通じた岡山県からの要請を受け、避難 所支援のための県並びに市町の保健師チームと、 全国初となる医師や保健師等で構成する災害時 健康危機管理支援チーム「DHEAT」を現地 へ派遣し、被災者の健康管理や現地保健所の支 援業務に従事してまいりました。併せて義援金 の受付や募金活動を周知する取組を行っており、 今後も被災地の支援に努めてまいります。

次に、長寿者慶祝事業についてであります。 一部、数字の修正がございますので、この分に つきましては「文教厚生委員会関係議案説明資料」の追加1を併せてご覧いただきたいと思い ます。

広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深め、かつ高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めることを目的として、9月15日を「敬老の日」、同日から21日までを老人週間と定められております。

今年度、県内で100歳を迎えられる長寿者は 519名で、昨年度より50名増加しており、100 歳以上の長寿者は1,454名で、昨年度より64名 増加をしております。

県においては、敬老の意を表し長寿を祝福するため、老人週間を中心に、100歳長寿者に祝 状及び祝品を贈呈することといたしております。

高齢者等見守り活動に関する民間事業者との 協定締結について。

高齢者をはじめ県民の皆様が、住み慣れた地

域で安心して暮らし続けることができるよう、 県内において多重的な見守りネットワークの構 築を進めるため、9月25日に県と県内で活動す る民間事業者6社との間で、「高齢者等見守り 活動に関する協定」を締結いたしました。

今回、協定を締結した民間事業者には、高齢 者等の異変発見時に速やかに市町担当窓口に連 絡を行う社内体制の整備と情報提供を実施して いただくこととなっております。

昨年度は9社と本協定を締結しており、引き続き、市町と連携を図りながら、民間事業者のご協力により地域での見守りの目を増やし、多重的な見守りネットワークの強化を図ってまいりたいと考えております。

認知症疾患医療センターの設置について。

認知症疾患に関する鑑別診断の実施など、地域での認知症医療提供体制の拠点となる認知症疾患医療センターについては、これまで二次医療圏域ごとに設置を進めてきたところでありますが、本年10月1日付で、五島中央病院を五島医療圏における認知症疾患医療センターとして指定することとなり、これにより県内全域で認知症疾患センターの設置が完了いたしました。

今後は、各地域で県民の皆様が安心して認知 症に関する相談や受診ができ、認知症の早期発 見・早期治療が行えるよう、認知症疾患医療セ ンターの普及啓発や、市町及び地域包括支援セ ンター等との連携強化に努めてまいります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を 終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】 次に、こども政策局長より所管 事項説明をお願いいたします。

【園田こども政策局長】文教厚生委員会関係議

案説明資料のこども政策局をお開きください。

議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

保育の仕事合同面談会について。

去る7月1日に長崎市、7月7日に佐世保市において、保育士養成校の学生や潜在保育士を対象とした「保育の仕事合同面談会」を開催いたしました。この事業は、学生や潜在保育士と県内保育施設との面談の機会を設け、県内保育施設への就職を促進するために開催したものであり、県内の保育所・認定こども園・幼稚園から134園が参加し、県内外の学生等が274人来場いたしました。

参加した学生からは、就職を希望している園はもとより、他の園の保育教育方針や職場の雰囲気などを直接聞くことができて、とても参考になったとの意見が多くあり、施設側からも、面談を通じて園をPRでき大変有意義だったとの意見が寄せられました。

参加学生の増加に向けては、県外養成校からの参加が17人と全体の8%にとどまったことから、県外養成校に対し直接働きかけるなどの取組が必要と考えております。

今後とも、新卒者の県内定着及び潜在保育士 の再就職促進に向けて各種施策に全力で取り組 んでまいります。

児童相談所における児童虐待相談対応件数に ついて。

去る8月30日、平成29年度の全国の児童相談 所における児童虐待対応件数が、前年度比1.09 倍の13万3,778件と過去最多を更新したことが 公表されました。

本県においては、630件と前年度の665件と比較して、やや減少しているところですが、依然として高い水準で推移しております。

国においては、全国的に年々増加する児童虐待に加え、東京都目黒区で発生した虐待死亡事案を受け、去る7月20日、転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底や、児童相談所と警察の情報共有の強化などを内容とする「児童虐待防止対策の強化にむけた緊急総合対策」を決定するとともに、児童福祉司の増員などを柱とした「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を年内に作成することとしております。本県においても、これらの動向を踏まえながら適切に対応してまいります。

旧優生保護法に基づく優生手術の実施状況等について。

去る9月6日、都道府県等における旧優生保護 法関係資料等の保管状況の調査結果が公表され ましたが、都道府県等が保有する資料から確認 できた優生手術の全国の実施状況は、申請数が 6,066件、審査の結果、優生手術が「適」とされ た件数が5,676件、手術を行った件数は6,696件 となっており、本県については、それぞれ100 件、94件、51件という状況であります。

今後、この調査結果を踏まえ、「与党旧優生 保護法に関するワーキングチーム」と「優生保 護法下における強制不妊手術について考える議 員連盟」は、個人名を特定できる資料が残って いない方々の救済等も含め、来年の通常国会で 議員立法による救済法案の提出を目指すとの報 道がなされており、県としては、引き続き国の 動向を注視するとともに、県民からのご相談等 に適切に対応してまいります。

その他の所管事項につきましては、児童福祉 施設球技大会について、長崎県社会的養育推進 計画についてで、内容は記載のとおりでありま す

以上をもちまして、こども政策局関係の説明

を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】次に、提出がありました政策等 決定過程の透明性等の確保などに関する資料に ついて、説明をお願いいたします。

【渡辺福祉保健課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料についてご説明をいたします。

文教厚生委員会提出資料、福祉保健部の1ペ ージをご覧ください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金につきまして、6月から8月分の実績を記載しております。

直接補助金は、資料1ページから6ページに記載のとおりで計48件、間接補助金は資料7ページに記載のとおり計4件でございます。

次に、8ページをお開き願います。

1,000万円以上の契約案件の6月から8月分の 実績につきましては、資料8ページに記載のと おりで計2件となっております。内容は記載の とおりであります。

入札結果の内容については、9ページから19ページに記載をしております。

次に、20ページをご覧願います。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、 6月から8月までに県議会議長宛てにも同様の 要望が行われたものは、長崎県町村会、平戸市、 島原市の計3件となっており、それに対する県 の取扱いは、20ページから27ページまでに記載 のとおりであります。 次に、28ページをお開き願います。

附属機関等会議結果について、6月から8月の 実績は、長崎県福祉保健審議会など計18件となっており、その内容については資料28ページか ら47ページに記載のとおりであります。

以上で報告を終わります。

【濱野こども未来課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部こども政策局関係資料について、ご説明いたします。

1ページをお開きください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、内示を行った補助金について記載しております。本年6月から8月の実績は、直接補助金が2件、間接補助金が8件であり、内容は1ページから2ページに記載のとおりでございます。

3ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件について、実績は1 件で、記載のとおりでございます。

次に6ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、 県議会議長宛てにも同様の要望が行われたもの について、県の対応状況を記載しております。 長崎県町村会、大村市、島原市からの要望書の 6件となっており、それに対する県の対応状況 は、6ページから19ページまでに記載のとおり であります。

最後に20ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、実績は1件であり、その内容については21ページに記載のとおりとなっています。

以上で報告を終わります。

【近藤委員長】以上で説明が終わりましたので、

次に陳情審査を行います。

お手元に配付しております陳情書一覧表のと おり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧 願います。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【堀江委員】 陳情番号でいいますと19番の長崎県町村会、27番の島原市、36番の長崎市にありますように、子どもの医療費の年齢拡大の問題です。

その回答としては、こども家庭課長から説明がありましたように、提出資料の10ページ、17ページに、拡大は困難、それは財政が厳しいからという回答をされています。

担当部局、担当課として、来年また予算編成がある時に、もう今の時点で財政が厳しいから 困難という姿勢では、拡大の道というか方向性は一切ないですよね。

最終的に知事が判断するとしても、担当部、 担当課としては、県内の自治体の多くが中学校 まで年齢を広げていく中にあって、長崎県は就 学前までしか補助ができていない、支援ができ ていないという時に、私は、困難という状況は 皆さんよくわかっていることなんだけれども、 せめて年齢を拡大する方法の検討をするべきで はないかというふうに思うんですよ。

私からの立場から言えば、困難という中にあっても、財政は厳しいけれども、この事業はやる、この事業をやる。具体的に言えば新幹線はやる、石木ダムはやると、そうやって確保するんでしょう。必要だと思えば何とかして確保しようとする。でも、必要としなければ確保すらしようとしない。

だから私は、要望があった時に、年齢拡大は 困難ですと明言をした回答をしていることにつ いては、来年度も予算編成に向けてそういう姿 勢で臨むのかと思うんですけど、見解を求めま す。

【今富こども家庭課長】福祉医療費の子ども医療費の拡大については、委員ご指摘のとおり、 財政的な負担が大きいということで、様々な場面において、財政的に厳しい状況の中で困難という回答をさせていただいております。

この部分については、今お話がありましたとおり、今年度、全ての市町で中学までの補助がそろうため、県民の方から見た時には、もう既に中学校まで医療費の助成ができている状況にございます。

そういう中で県が助成をするということになりますと、結果としましては市町の方への財政の支援という形になるかと思います。そうした時に、多額の財政負担を伴う事業の効果として、いろんな施策をやる中で費用対効果といいますか、そういうものを考えた時に、順位が下がってしまうことはどうしてもあるのかなというふうに考えております。

【堀江委員】今の課長の答弁は、言い換えれば、「県が出さなくても市ができてる、だから、それでいい」と、そういうふうにも聞こえるんですよ。県が財政的に支援をしなくても、市町がやっているから、それでもうできているじゃないかと、どうしてできている制度に県が支援をするのかというふうにも聞こえるんですよ。

問題は、それぞれの基礎単位を応援するのが 県の仕事じゃないですか。県が基礎自治体の年 齢拡大に就学前まで助成するのと中学校まで助 成すれば、この財源で今度は高校生まで市町は できるじゃないですか。そういう意味では、も う既に市町がやっているから、そこに財政支援 をするのが果たしてどうなのかという観点では なく、子どもの医療費助成、これから子どもの 貧困対策で実態調査をやるんでしょう。その時 に何が必要かと。お金の心配をすることなく医 者にかかることができる、そういう制度がある のか、ないのかというのは大きな違いじゃない ですか。

兵庫県明石市だって、そういった支援をやっているからこそV字回復で人口が増えているわけでしょう。そういうことを思えば、既に市町がやっている施策だから、そこに県が助成をするのはどうかという考えではなく、なぜ基礎自治体が財政が厳しい中でも年齢を拡大して子どもの医療費助成事業をやっているのか、基礎自治体の方がもっと財政は厳しいと思うんですよ、そこのところを私はもう少し考えほしい。

少なくとも今の段階、財政が困難ですとなっ たら、来年度の予算要求はしないんですか。

【今富こども家庭課長】県で施策を考える時に、 市町がやっているから、それに対して支援をす るという考えではなくて、県全体として。例え ば、市町でこういう部分ができていなければ、 県が少し背中を押してやることでいろんなこと が進むだとか、そういう場合には県全体として どうあるべきかということを考えて県の施策と してやる部分はあると思います。

ただ、市町の考えの中でもう既にやっている ものに対して、財政支援を行うものと、ほかに も県としてやらなければならないものがあった 時に、どちらを優先するかという話になるかと いうふうに思っています。

そうした際に、多額の財政的な負担が必要なこの年齢拡大をやるのか。先ほどお話のあった 県の貧困調査の結果、やるべき施策というもの がいろんな面であると思っていますが、どちら を優先してやるのかということを考えた時に、 多額の財政負担が必要な年齢拡大というものは、 どうしても優先順位が下がるものだというふう に考えております。

【堀江委員】 陳情審査ですので、この程度にしますけど、来年度の予算要望でこれは、担当部として、担当課として要望していきますか。 それとも、財政が困難ということだから、もう何もしないのか。

【今富こども家庭課長】 現実的に、今の県の予算状況を考えた時に、この部分をこども政策局として要求できるかと考えた時に、私は困難だというふうに思っています。いろんな施策をこども政策局としてもやっていきたい。その優先順位はきちんとつけながらやっていくということで考えていますが、この部分については、今の時点でなかなか難しいというふうに考えております。

【堀江委員】長崎県が来年度の予算編成を行う に当たって、子どもの医療費の年齢拡大の部分 については、担当課の方がもう要望しないとい う姿勢では、これはなかなか拡大にはつながっ ていかないので、私はそこは見直してほしいと いうふうに思っています。

この程度で一旦とどめます。

【麻生委員】 要望、陳情の関係で、五島市から 出ております35番の「寄附講座『離島・へき地 医療講座』の継続について」。今回要望が上が っておりますけど、15年間されて、今年度で終 わるということです。

この前、離島におじゃまして、この関係でお話をさせていただきました。長崎大学を含めて、 医療関係についての取組みが、実績が上がってきているということで、引き続きお願いしたいという状況でございます。

私も、地元で一緒になって実態を聞き取りま した。研究の中で、地域医療情報に関する調剤 情報共有システムは、五島市が取り組んで、レセプトを通してまさに病院と薬局が一体化してやっています。実際、大きな成果が出ていると。この前、宮本議員も言っておりましたけれども、あじさいネットにつないで、調剤薬局や県内にも展開できるシステムになろうかと思います。

こういった成果が出ている状況を今後も続けていくべきだと思いますけれども、福祉保健部としての考えはどうなのか、お尋ねしたいと思います。

【石田医療人材対策室長】本事業につきましては、今年9月に五島市から継続実施の要望をいただいておりまして、さきの県議会本会議におきましても県の考えをお答えさせていただいたところでございます。

離島・へき地医療学講座につきましては、教育、研究、診療を柱として、平成16年度から15年間にわたりまして、公立病院やへき地医療診療所への診療応援や医学生の地域医療教育などを長崎大学に実施していただいているものでございます。多くの離島を有して医師確保に苦慮しております本県の離島僻地医療に寄与してきたものと認識しているところでございます。

現在、五島市及び長崎大学と協議を進めておりますが、医学生の時期に地域医療に対する理解を深める機会が得られている取組の意義は大きいと考えております。

これから予算編成作業ということになってくるわけでございますが、新専門医制度の新たな領域といたしまして、今後、地域医療の中核として活躍が期待されます総合診療専門医の育成など新たな課題といったことも考えていく必要がございますので、こうした点も含めて関係者としっかり協議をして検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、薬剤システムにつきましては、平成24年度から平成25年度に地域医療再生臨時特例交付金を活用して整備されて、平成26年4月に構築され、現在、五島市内全ての保険薬局が参加したシステムを構築されていると聞いております。同システムの開発に当たりまして、この講座で配置をいただいている医師の方が主体的に関わられたと聞いているところでございます。

【麻生委員】ぜひ引き続き、総合医療をできる 人材を育てるということでは、今、どっちかと いうと医学部関係は専門医の人材的傾向になっ て都市型になっていますけれども、離島医療を 担う総合医療をやってくれると、現場で展開で きる、こういう長崎でないと取り組めない。離 島を抱えているわけですから、こういうネット ワークとしてできるということで、ぜひ引き続 き、この予算措置をお願いしたいと思います。

それと、調剤情報共有システムの話を聞くに当たって、共通化されているので、インフルエンザあたりが拡がる時に、タミフルの状況が結構早く掌握できると。だから、インフルエンザの傾向性として早い対策がとれることで医療費が抑制できますという話を現場からお伺いしてきました。ぜひ、五島のモデル地域を県下に広げていけるようなシステムを展開できないかと。国も、データヘルスを含めてやろうとしていますよね。こういったものを長崎発として、うまく活用していくべきじゃないかと思っているんですよ。

その点について、これは一要望ですけれども、これを何とか県内、また国の補助事業もうまく 取り込みながら、調剤情報共有システムとあじ さいネットを連携させることについて、部長に、 今後、考えはどうなのかお尋ねしたいと思いま す。

【沢水福祉保健部長】五島市の調剤情報共有システムについては、県下でも先んじて進められているところでございます。前回も質問に答えさせていただきましたが、調剤情報共有システムをあじさいネットにつないでいこうという方向性で進めております。

もう一つは壱岐の方でもそういうシステムが ございまして、これを県下にどうやって進めて いくかという問題もございます。

あじさいネットと調剤情報共有システムを接続するための課題も当然ありますから、そういうことを含めて今、検討をしているところでございますので、より効果的な取組になるように、今後とも検討をしてまいりたいと考えております。

【麻生委員】 壱岐の方もこの前、視察に行かせていただいて、インターフェースの状況も教えていただきました。 取組が詰めれば、重複した薬のあれが防げるんじゃないかなと。

それと併せて、五島からあります要望については、ぜひ、地域医療ということで、それと総合医療の医師を育てるという観点から、引き続き予算要望をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

【堀江委員】 42番の国民健康保険料(税)の 引き下げを求める陳情ですが、とりあえず、簡 潔でいいので回答をいただいて、その後のやり 取りについては議案外のところでやりたいと思 います。回答だけ簡潔にいただけますか。

【小田口国保・健康増進課長】 まず、1の国民 健康保険料(税)の引き下げについてでござい ますが、国保制度は、加入者の負担能力に応じ て保険料を負担していただく仕組みとなってお りまして、現状では引き下げることは困難だと 考えております。

2の国保法44条に基づく減免制度の適用を広げることについては、厚生労働省通知で取り扱いが示されております。基本的にこの通知の範囲内で適用するとなっておりますので、適用を広げることについても困難であると考えております。

3の国保財政への一般会計からの繰り入れについては、国保運営方針にも定めておりますけれども、赤字補てんのための一般会計繰り入れは、市町の自主性を尊重しつつ、計画的、段階的な解消策に取り組むこととしており、その方向で市町の実情に応じて対応していきたいと考えております。

4の国保税の算出について、均等割の免除についてであります。均等割保険料は加入者一人当たり1年間に負担していただく保険料のことでありますが、子どもにかかる均等割保険料軽減措置の導入について、全国知事会を通じて国に要望しているところであります。

5の国保制度への国庫負担の引き上げについては、国に対して、今後の医療費等の動向を踏まえまして、国保の運営に必要な財源の確保について要請をしております。

6の県の国保運営協議会に公募による運営委員の追加についてでありますが、運営協議会の委員は法令により要件が定められておりまして、被保険者の代表、保険医等の代表、公益代表、被用者保険代表から選任しております。各委員には、それぞれの立場の代表としてご意見をいただく必要があることから、委員の公募はなじまないと考えており、関係団体の推薦などにより委員を選任しております。被保険者代表の委員については、各市町の運営協議会委員から推

薦していただくということにしております。 【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【近藤委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。 【深堀委員】福祉保健部とこども政策局、一緒なんですけれども、陳情・要望の中で、町村会から出ているひとり親家庭・障害者福祉医療費の現物給付についてという項目です。

県の対応としては、最終的には県福祉医療制度検討協議会において検討を続けており、協議が整っていない現状では県の補助対象とすることは困難ですという双方の回答にはなっているんです。

協議が整わない現状というのは、参考資料の中に、現物給付にすることによって医療費が増加をする懸念があって、こども政策局の資料には、平成22年度の乳幼児医療費現物給付の導入、拡大によって、平成21年度と比べて約2億9,100万円、41.9%増となっていると書かれているわけですが、今の県の福祉医療制度検討協議会での議論の状況をですね。

というのは、この要望は町村会から出ている わけで、県の検討協議会にも当然そういった意 見は反映されているはずでしょうから、どうい った状況なのかという報告をお願いしたいと思 います。

【桑宮障害福祉課長】障害者の福祉医療制度の 検討状況について、ご回答申し上げます。

要望の対応要旨にもございますように、現在、 県と全市町で構成する県福祉医療制度検討協議 会において検討を続けているところであります。 障害者の福祉医療制度について、現在検討して いる事項が3つほどございまして、先ほど委員 からお尋ねにありました現物給付の導入と、精 神障害者の給付対象の拡大と、この2つに伴う 負担増に伴う財源確保の方策について、それぞ れ協議をしているところであります。

現在の状況としましては、この制度の見直し に伴う負担の増加額について試算をしていると ころでありまして、それができ次第、また各市 町それぞれのお考えをお聞きしていくような流 れになろうかというふうに考えております。

【今富こども家庭課長】ひとり親家庭における 医療費助成の現物給付の導入についてですけれ ども、協議会の中では、当然導入することによ りまして助成費が増えてしまう、財政負担が増 えてしまうという部分がございます。

併せまして各市町の方からは、ひとり親の場合、現物給付にしますと、婚姻等に起因してひとり親でなくなった場合に、支払った部分を返還するという事務が出ます。そこの部分の煩雑さというものもあって、ひとり親の分についての現物給付の導入には反対という意見もあっております。

結果としまして、2市町が導入に賛成したのみで、それ以外は反対と、この分については協議が整っていないという状況でございます。

【深堀委員】まず、ひとり親家庭の話でいけば、ひとり親だった方が婚姻によってひとり親じゃなくなると、事前にかかっていたものを返してもらうと、それが煩雑だからというのが大きな理由の一つなんですね。ケースとして、どこまでそれがあるのかと非常に考えにくいんですけれども。

2市町がこれに賛同をしていて、それ以外の

19市町は賛同していないということですか。再確認の意味で。

【今冨こども家庭課長】 1つ目は婚姻等ということで、内縁の方についても対象外になりますので、対象外になる事例も結構、実態としてございます。

もう1点、賛同している市町の状況ですけれ ども、長崎市以外に2市町ということで、3市町 が賛同という状況でございます。

【深堀委員】 3つの自治体が賛成、残りの18市 町が反対ということですね。

安易な質問で申し訳ないですが、賛同している市町があるということであれば、その3市町だけ導入して、そこからリクエストがあった時に、県が補助することは可能ではないんですか。 【今冨こども家庭課長】 現状におきましても、単独でやられた場合、その増えた部分について

【深堀委員】 ですから、そこを認められるのか と聞いています。

は対象外ということでやっております。

【今冨こども家庭課長】 そこにつきましては、 先ほど障害福祉課の方からご説明がありました けれども、医療制度協議会の中での検討課題の 優先順位がございまして、ここの部分について は優先順位が少し下がるということで、今のと ころ対象外というふうに考えております。

【深堀委員】 わかりました。

先ほど、障害福祉課の答弁の中では3つの課題がありますと、検討協議会の中での現物給付の問題、精神の障害の方の問題、そして財源の問題ということでありましたね。今、こども家庭課長から、ひとり親家庭についての現物給付の話をしたわけですが。

資料の中で、平成30年度の当初予算は約12億 1,140万円と計上されていますね。財源の話です が、先ほど課長が言われた現物、そして精神障害の問題をそのまま求めに応じて拡大をした時に、ここの財源はどれぐらい増えるものですか。

【桑宮障害福祉課長】先ほどご説明しましたように、制度を導入した時の増加額については今、 試算を市町と一緒に行っているところでありま して、現時点で幾ら負担が増えるということに ついてはわからない状況でございます。

【深堀委員】 先ほども言いましたけど、乳幼児 医療制度の現物給付の時に41.9%増えたと、こ ども政策局の中ではあったわけですよ。

【桑宮障害福祉課長】福祉医療については現在、 長崎市のみ現物給付を導入しておりますが、導 入前と導入後と比較して、大体40%ぐらいの費 用が増加していると、長崎市単独で見た時に。 導入した時の状況はそうですけど、導入しても う数年たっておりますので、導入後の状況をト ータルで見ていくということもありまして、今 回改めて試算をしているところであります。

【深堀委員】とにかく財源の話が一番最初にくるんだと思うんですけど、今までの話の中では現物給付を導入することによって約4割程度増えるというのがあるので、非常に厳しい財源の中で予算措置をするのは厳しいとは思うんですが、今の時代の流れの中で現物給付というのは、これはもう標準になりつつあるんじゃないかなというふうに私は思うんです。利便性の向上とかですね。

そういった時に懸念されるのは、行政の皆さんは、財源だけの問題ではなくて、現物給付にすることによって、所得が十分ある方々で償還払いであれば申請をしないものまで補助することも課題というふうに認識をしているのですか。そういったあたりはどうですか。両方にお尋ねをします。

【桑宮障害福祉課長】福祉医療制度につきましては所得制限を設けておりまして、現在受給されている方の所得階層調査を含めて行ったところでありまして、実際、所得の階層をもって現物給付に移行した場合の影響額の試算もしているところでございます。

【今富こども家庭課長】現物給付を導入する部分についてですけれども、県が実施しております福祉医療費の助成については償還払いを原則としておりまして、現物給付は例外的に未就学児の医療費助成について導入しております。

医療保険制度を適正に運営し維持していくためには、窓口負担によって、費用がどの程度であったかとか、その費用をどのように負担しているのかを実感していただくことも大変重要であるのかなというふうに思っております。

【深堀委員】所得制限の話をしたわけですけれ ども、障害者福祉医療ではそういった考え方に 立っているということです。

であるなら、ひとり親もそうですけれども、 償還払いか現物給付かという話は、こういった 医療費の補助は本来受けるべき人に受けてもら うという考え方であれば、償還払いであろうが 現物給付であろうが一緒だと思うんですよね。 現物給付になることによって財源が増えるから という話はちょっと、本来の趣旨からは違うん じゃないかというふうに私は思っていて、今も 質問しているんですが。

なかなか難しい問題なので、この場で答えは 出ないでしょうけれども、これからもそういっ た求めが実際にあるわけで、そこを実現できる ような努力は今後も継続してやっていただきた いということだけ申し上げておきます。

【山田(朋)委員】 こども政策局の資料の15ページ、大村市の要望への回答で、保育体制強化事

業で保育業務ではない清掃等の周辺業務を担う 保育支援者と子育て支援員ということです。

子育て支援員研修に関しては、今まで長崎市での開催だけだったが開催場所を増やすということでありましたので、そのようにしていただきたいと私も思いますが、今、県で把握をしているそれぞれの人数を教えていただきたいと思います。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

一 午前11時21分 休憩 一

一 午前11時23分 再開 一

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【濱野こども未来課長】お尋ねがありました体制強化事業としての保育支援者につきましては、 市町の方に確認をしないと、はっきりした数字 はわかりません。

もう一つの、研修を行って保育士の補助をしていただく子育て支援員は、平成29年度で214名と把握をしております。

【山田(朋)委員】保育支援者の雇用費を県で助成をしていると認識をしています。保育業務以外の清掃等の周辺業務を担っていただく方々がいらっしゃれば、保育士の先生方が子どもたちに接する時間が増えると思うので、こちらも非常に重要かなと思っておりますので、まず人数の確認をいただきたい。

子育て支援員が平成29年度で214名ということでありました。今まで長崎市でしか研修をやっていなかったようですけれども、県内で受けやすい環境をつくっていただいて。

恐らく子育て支援員という方も、まだまだ各 園で必要としていらっしゃるのではないかと思 っていますが、県としては、子育て支援員を最 終的に何人ぐらい必要というふうに認識をして いるのかをお聞かせいただきたいと思います。

【濱野こども未来課長】 支援員に関しまして、 研修会場は長崎だけではなくて、今年度は長崎 と佐世保と諫早、3カ所でやる予定にしており ます。

それと、最終的に何人養成をしていくのかというお話ですけれども、今、手元に具体的な数字がないので、確認をしたいと思います。

【山田(朋)委員】 幼児教育の無償化が始まると、 当然ながら今以上の待機児童も予想され、保育 士不足に拍車をかけるとも言われています。こ ういった子育て支援員、保育支援者はもっとニ ーズが高まると思いますので、県としても、そ ういった数字も含めて検討いただいた上で、講 座を開く場所や回数も増やしていただくことを ご要望申し上げたいと思います。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

【中島(浩)委員】福祉保健部の資料の9ページ、 入札結果で、手術用診療材料納入ということで 単価契約の入札になっておりまして、一般競争 入札ですけれども、応札者が1者ということで す。これが1者になった経緯というか、原因が わかれば教えていただきたいと思います。

【桑宮障害福祉課長】 委員お尋ねのように、9 ページの入札結果については1者の入札になっております。

原因として、直接お尋ねできないので推測という形になりますが、入札する場合に、近隣の病院にも納入をしているところであれば配送を一度にやれたり、そういうスケールメリットとかコストの削減といったところでメリットがあるところが入札をなさっているのではないかと推測されます。

【中島(浩)委員】 結構大きな金額ですから、単 価契約ということになれば、競争原理が働いた

方が必ずメリットがあると思いますので、ぜひ 原因を調査されて、1年ですから、来年度は競 争があるような形で、ぜひお願いしたいと思い ます。

それと27ページの島原市からの要望で、これも毎回、質問させていただいておりましてですね。恐らくこれは市の負担もございますので、3市の方も予算化をされているはずだと思うんです。これまで5年間にわたり小児科の研究室という位置づけで事業をしてこられましたけれども、前回お聞きした時には、事業内容についてもまだ確定はしていませんよとお答えいただいたみたいですけど、現状はどういう状況になっているか、お伺いいたします。

【伊藤医療政策課長】島原病院の小児科医師の確保につきましては、前回お話しいたしましたとおり、病院企業団の病院ということで、病院企業団及び島原半島3市と協議をしているところでございます。

医師の確保につきましては、長崎大学医学部の小児科の方と話を進めておりまして、その支援方法を含めて、まだ協議中ということでございます。

【中島(浩)委員】 いつごろを目安に、予算の関係もあるでしょうから。協議中という話は毎回聞いているんですけど、どうでしょうか。

【伊藤医療政策課長】県の予算編成作業に合わせて協議を進めていきたいと考えております。

【中島(浩)委員】 次回ぐらいということで認識 してよろしいですか。次回の定例会ぐらいとい うことでよろしいんですか。

【伊藤医療政策課長】 県だけではなく、長崎大学及び島原3市との協議等ございますので、時期をはっきりお答えすることは難しいですけれども、来年度の予算措置が必要なことでもござ

いますので、予算編成と合わせて協議を進めてまいりたいと思っています。

【中島(浩)委員】 必ず、この確保についてはしっかりと、今後とも私も注視していきますので、よろしくお願いしたいと思います。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

【近藤委員長】ほかに質問がないようですので、 次に、議案外所管事項に対する質問を行うこと といたします。

質問はありませんか。

【麻生委員】 県が進めています、健康長寿戦略 検討プロジェクトチームが発動されました。

長崎大学と一緒になって取組を進めますよと 6月定例会で答弁をいただいているんですけれ ども、今後、どういう形で本土地区並びに離島 地区において取組が進んでいくのか。分析や実 証について、今から検討していきますという話 がありましたけれども、現在の進行状況を併せ てですね。長崎大学、県立大学と連携されてい ると聞いていますけれども、どういうふうに今 進んでいるのか、お尋ねしたいと思います。

【小田口国保・健康増進課長】健康長寿日本一の長崎県づくりに向けた取組についてでありますが、プロジェクトチームにおきまして、これまで検討会を4回開催して、健康リスクや生活習慣の市町比較や世代別の健康課題分析などを行うとともに、今後の取り組むべき方向や施策を検討してまいりました。

現在の取組状況は、県民会議の開催等に向けて準備を進めております。

ご質問の長崎大学や県立大学との協働ですけれども、長崎大学におきましては、健康課題の さらなる分析とか、各市町、圏域ごとの地域の 課題に対応するためのワークショップの支援等

についての委託契約を締結したところでありま す。

県立大学に対しましては、離島における健康 阻害要因の実証研究、調査等に向けて、ただい まその手続を進めているところであります。

【麻生委員】 具体的なお話をいただきました。 健康長寿戦略で、県としても取組を最重点的に やるという話がありましたので、ぜひ連携して 取組を進めていただきたいと思います。

【近藤委員長】 ほかに質問はございませんか。 【松本委員】健康長寿日本一に向けた取組です が、6月補正で予算を計上しまして実際進みま した。

概要を事前に聞き取りをさせていただいたところ、まず1つ目の手法として、県民自らが主体的に健康づくりに取り組むことのできる環境づくりということで、先ほど答弁にありました県民会議の設置をされると伺っています。

この県民会議の目的は、方向性を共有しながら構成員等による具体的な活動につなげるということでございますが、もう少し具体的に、何を協議して、どういう方向性にもっていくのか、県民に具体的に何をしていただくようなことを想定しているのか、お尋ねします。

【小田口国保・健康増進課長】 県民会議におきましては、県内の各団体等のトップにお集まりいただきまして方向性の共有等を行うんですけれども、まずそこで本県の健康課題についての分析結果等の説明、認識を深めてもらうということがありますし、もう1点は、それぞれ構成団体、構成員の皆様に対しまして、どのような取組が必要であるとか、実践に移していただくための手法とかについて、わかりやすくお示ししていきたいと考えております。

【松本委員】会議をするのはいいんですけれど

も、有識者の方々、専門家の方々が来られて、 課題を分析しましたと。その中で、こういうこ とをやった方がいいですねということを、県民 会議の方に全部お願いして考えてもらうという ことですか。

方向性を共有しながらとありますから、県が 具体的にこういうことに対して考えてください というふうに持ちかけて誘導していくのではな くて、全部丸投げというか、お願いをして考え てもらう会議なんですか。その辺をもうちょっ と詳しく教えてください。

【小田口国保・健康増進課長】 その会議の場で 考えてもらうという形ではありませんで、県の 健康課題については、こういうところに問題が あるので健康寿命が低いとかということをわか りやすくご説明をしたうえで、運動習慣や食生 活などの生活習慣の改善や健診受診率の向上な ど、取り組んでいただきたい項目内容について、 具体的にわかりやすくお示しをしたいと考えて おります。

【松本委員】だから、会議をすることが目的ではなくて、恐らく想定されるのは、もう既にこういうことをしていただきたいというのが決まっていて、有識者の方々に集まっていただいて、どういうふうにそれを浸透させていくかということを推進していくための会議なんですね。

11月に開催を予定しているということですが、何をするかが一番大事なところで、その部分が本当に有識者の方々に必要とされているかどうか、事前の調整をしっかりしておかないと意味がないことになってしまいますので、会議のための会議にならないようにしっかり取り組んでいただきたいんですが。

もう一つ、主体的に県民が取り組むというと ころでサポートメンバー登録制度をつくってい らっしゃいます。少人数のグループで健康づく りを実践する方をサポートメイトと位置づけ、 自発的な健康づくりの取組を推進するというこ とで。

事前の聞き取りで、サポートメイト登録はどれぐらいを目標にしているんですかと伺いますと、1万人を目標にしていると。どうやって登録するんですかと言ったら、ホームページで登録できますということでした。果たしてサポートメイトに1万人の方をどうやって集めるのかというところに一つ疑問を持った。

もう一つは、予算がかからないということで、 クラウドファンディングでインターネットを通 じて資金を集めると。幾ら集めるんですかと聞 いたら450万円集めますと。どうやって集める かに関しては、これから周知をしていきますと いうことでございました。

クラウドファンディングにしても、3,000円、5,000円コースというのがそれぞれあって、それを寄附すると、それぞれリターンがあって、サポートメイトの応援団員証、オリジナルアームバンドがもらえるということです。これも果たして本当に450万円も集めることができるのか、今の現状と手法についてお尋ねいたします。

【小田口国保・健康増進課長】 サポートメイト の活動経費を支援するためにクラウドファンディングで今日から募集をしております。 クラウドファンディングで募集している内容や趣旨等について、さらに各種媒体を通じてなど、いろんな機会を捉えて周知を図っていきたいと考えております。

【松本委員】 伺っていて、とてもじゃないけれ ども本当に1万人集まるのか、450万円の寄附が 集まるのかと、その動機づけがすごく弱いと思 うんです。それと、なんで投資をするのかとい うところ、本人にとってのメリットがどこにあるのかなというところ、もちろん健康になるのは大事なことでございますけれども。

例えば、ふるさと納税が今すごく伸びている のも、それは確かに減税、節税になるとか、返 戻品とかあります。

これに関しても確かに20%の戻りがあるけれども、その戻りがサンクスレターとかアームバンド、それを本当に求めて投資をするのかというところ。アイデアは否定しませんけれども、その手法のところでもうちょっと、それこそ県民会議の皆様にご意見を聞かれたら、さまざまな意見が出ると思うんですよね。

京都市を文教厚生委員会で視察した時も、健康ポイントというのを導入されていました。京都市民の皆様が、歩いたりしてポイントをためて、それで懸賞をもらうと。具体的に確かにインセンティブがありますよね。

そういったところも具体的に取り組んでいかなければなかなか、ただアドバルーンを掲げただけで本当に県民の方が主体的に取り組んでいけるのかと。逆に県民の方々の立場になって、もう一回、事業の内容もちょっと詰めてみる必要があるのじゃないかなと。自分だったらどうするか。

確かに県庁の職員の方が太極拳をされたり、 ウォーキングを県庁でされているのは悪いとは 言いません。しかし、それはやはり内々の中で の話であって、140万人の県民の方々がどこま でそれを浸透していただけるかというのは、も ちろん市町や関係団体のご理解、ご協力も必要 であると思います。

端的に、歩いて健康長崎県と、1日1万歩歩きましょうとか、そういう簡単な目標でもいいから掲げることによって、これを実践することに

よってこれだけ健康になれますよというデータを出すとか、もうちょっとわかりやすい取組をですね。工夫をしていらっしゃることはわかるんですけれども、6月補正で可決されてから、11月予定が多いですけれども、既に何カ月もたっていますので、再度精査していただいて検討していただきたいと思います。

次に、ながさき生涯現役応援センターについて質問いたします。これは国の事業で、高齢者の方々が就業から社会参加まで幅広く気軽に相談できる窓口を設けるということで、一般質問でも質疑があっておりました。

事業内容は、就業の相談窓口や企業に対する 仕事の開拓などを促すということでございます。 一つ気になったのが、この内容がシルバー人 材センターと重なる部分があるのではないかと。 そこと重複している場合にシルバー人材センタ ーと共倒れではないですけれども、機能がどう 違うのかというところをお尋ねいたします。

【小村長寿社会課長】今、ご質問がございましたながさき生涯現役応援センターにつきましては、県、関係団体からなる協議会を設置いたしまして、そこが主体となって事業を実施しております。県のシルバー人材センター連合会も構成団体となっておりまして、そういった関係団体とよく協議をしながら実際の事業を行っているところでございます。

まず、どこが違うのかというところでございますが、端的に言いますと、シルバー人材センターで働きたい方は、シルバー人材センターに会員登録をして、その中で請負なり派遣なりという形で実際の就労をしていただいているところでございます。どこのシルバー人材センターに行ったらどういう仕事があってという明確なものがあって、そこで働きたい方は直接シルバ

一人材センターに行かれると思うんですけれど も、会社を辞めたし何かやってみたいなと、短 時間の就労とか、あるいは社会貢献の意味でボ ランティアとか、いろんな活躍の場はあるんで すけれども、自分がどういったものがやりたい のかという明確なものがない方も多々いらっし ゃいます。

生涯現役応援センターにつきましては、シルバー人材センターとか老人クラブとか、いろんな関係団体と一緒になって協議会を立ち上げまして、相談に来られた方に対して幅広くご紹介をすると。例えば、シルバー人材センターがその方のご希望に沿うようであればシルバー人材センターをご紹介いたしますし、あるいは生きがいづくりで何かやりたいということであれば老人クラブとか、あるいは各地域で介護予防ボランティアの活動もありますので、そういったところを紹介するというふうなことを考えておりまして、生涯現役応援センターにつきましては総合的な窓口、これから何かをやりたいんだけれども明確なものがない方も含めて幅広く相談にのる機関でございます。

各地のシルバー人材センターにつきましては、 そこの会員になって、その地域の独自の事業が ございますので、それについて取り組みたいと いう方を対象にしているところで、そこら辺が 違っているので、すみ分けといいますか、重複 する部分はないのではないかというふうに考え ております。

【松本委員】しっかりとそこのすみ分けをしていただいて。事業内容を見れば、ボランティアや社会参加の拡大というのもございます。要は、ご高齢になられてもお元気で、何かやりたいけれどもきっかけがないと、働くまではしなくてもという方々のワンストップの相談窓口として

つくられたわけでございますから。

ただ、その方々がそこに行きたいと思うようになるための広報、周知というものが必要になってくると思いますし、そうなると市町や民生委員さんの協力等も必要になってくると思います。

生涯現役応援センターは、長崎市の西洋館の 2階にある。しかし、遠方から皆さんが、長崎 市の西洋館に向けて、何かをやりたいと思って 県内から集まってくるかというとなかなか、そ こまでは難しいと思いますが、一つは周知の方 法をどのように考えているのかということ。

時間がないのでもう一つ、その職員体制について。そこには7名いらっしゃるということですが、そのうちにコーディネーター、支援員が5名いらっしゃると。この方々があっせんをしていくわけですから、この方々の力量というのは大きくなってくると思います。ここは請負でやっていますから、その人材はどういう方がやっていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

【小村長寿社会課長】センターの周知でございますが、昨年3月に長崎市の西洋館に本部を設置いたしたところでございます。どうしても長崎市が中心になった活動になっておりますので、そこを拡げようということで、今年の3月に諫早市と佐世保市にサテライトの事務所を置かせていただいて、それぞれ1人ずつコーディネーターを配置いたしております。

上半期が終わったところでございますが、佐世保市、あるいは諫早市を中心に周知を図っているところでございまして、今後につきましては、長崎、佐世保、諫早を中心にエリアをだんだん近隣に拡げて活動を拡げていきたいと思いますし、また、市町とも折に触れ、こういったお話はさせていただいていますけれども、設置

してから1年半たちますので、具体的な市町とのつなぎ方といいますか、役割分担をしながら、どうやって各地域の活躍の場を拡げていくかということを協議してまいりたいというふうに考えております。

【松本委員】ここの部分で活用していただくための周知もそうですし、受け入れる企業や、ボランティアを必要としている団体の方々へも周知をしないと、登録だけ増えても、受け入れ先がないとスムーズにいきません。

生涯現役というのは本当にそのとおりだと思って。地域のお祭りでも80歳近い方がボランティアでお手伝いをされたりとか、やはりやりがいだと思うんですよね。そういう方が必要とされて活動することによって、長生きの秘訣にもなってくるんじゃないかと思うんです。

そういった場をつくる、しかも国庫でできるというのは、すごく恵まれたことではあると思いますが、これを活用されなければなかなかですね。現状にシルバー人材センターがあるじゃないかと、既存の団体でできるじゃないかという中で新たに導入しているわけですから、職員の体制も、経験のある方というふうに伺っておりますので、しっかりと結果を。相談件数が延べ1,195件ということですが、これがどんどん増えていくように取り組んでいただきたいと思います。

最後に老人クラブについて質問いたします。

先日、敬老の日にいろんな敬老会に伺わせていただきました。県内に100歳以上の方が1,454名もいらっしゃるということであります。高齢化率も上がっておりまして、30%を超える高齢化率が本県にも迫っております。

そういった中で老人クラブの存在というのは 非常に大きくて、孤立、孤独にならないために 地域の方が交流をしているということですが、 老人クラブは、高齢化率が上がっているのに大幅に減少しているという状況がございます。ピーク時はクラブ数が平成4年に2,438クラブあったのが、現在は1,675クラブ。会員数は、ピーク時の平成4年に15万3,212人あったのが、今は半分近い8万7,029人ということで、なぜこんなに大幅に減っているのか、要因についてお尋ねをいたします。

【小村長寿社会課長】正確な原因の分析までは 至っておりませんけれども、県老人クラブ連合 会にもお話を伺っております。県内、あるいは 全国の老人クラブの会議とか研修会の中で、い ろいろ意見交換がされるんですけれども、老人 クラブ数、会員数が減少している理由が、意見 交換の中で出ているとお伺いしております。

まず1点目につきましては、高齢者の価値観の多様化といいますか、個人主義的な傾向が昔に比べると強まっておりますので、そういった面で老人クラブへの帰属意識が薄くなってきているのではないかというご意見がございます。

また、以前ですと老人クラブが趣味の場、交流の場だったと思いますけれども、現在は趣味のクラブとか、サークル活動とか、あるいは民間の交流の場といったものが増えておりますので、老人クラブじゃなくてほかの部分に参加することで、どうしても老人クラブの魅力といいますか、そういったものが落ちてきているのではないかというふうなお話も伺っております。

また、高齢者の就業者の増加といいますか、 定年延長とか再雇用がございますので、以前で すと60歳以上になると老人クラブに加入でき たんですけれども、まだまだ60歳では仕事を続 けていらっしゃる方が多くて、65歳まで、65歳 以上になっても短時間勤務をしている方がいま すので、どうしても就労されている方は老人クラブよりも就労活動を優先されるというふうなお話も伺っております。

また、老人クラブは、以前と違いまして助け合い運動とか見守りとか、いろんな社会的貢献活動もやっているんですけれども、そういった活動がまだまだ一般の方に知られていない部分もあるとお伺いいたしておりまして、この3点が主な理由ではないかというふうに考えております。

【松本委員】 前に市老連の総会に伺った時に、 市老連も抜けると。市老連に属さない、県労連 に属さないと、なぜかと、わずらわしいからと いう言葉がありました。

いろいろな背景がある中で、会長さんもやっぱり会員数が減少していることに危機感を感じると、なんで高齢化なのに入ってくれないんだろうかと、会員獲得に向けて取り組みたいというご意見もありました。

実際に老人クラブには予算もつけておりまして、健康づくりや地域支え合いなどの担いをしていただいているところもあります。

市ごとに見ていきますと、全体では加入率 16.8%ですけど、長崎市は9.4%ということで、 やはり都市部が非常に低いということもありま す。

こういったいろいろな背景の中で、加入率を 上げていくことは単独では難しいところもある ので、やはり県や市町で促進、社協も連携して ですね。入りませんかという周知は、老人クラ ブの会員だけでは限界があると思うんですが、 そちらについてはどのようにお考えでしょうか。 【小村長寿社会課長】今お話がありましたとお り、老人クラブの会員確保、増強は非常に重要 な課題だと思っております。 これまでも老人クラブの方で会員増強運動を やっておりまして、今年は5年目になっており ます。1年目、2年目につきましては減少の幅が 少なくなっていたんですけれども、3年目、4年 目になると、また従前のように減少幅が拡大し てきたところもございますので、ここについて は今後、力を入れていく必要があるかと思って おります。

県としても、これまで県の老人クラブ連合会とか市町老連に対しまして、会員増強の活動に対する助成措置も行っておりますので、そういったものも含めて、今後どういった形で増強運動、会員の拡大をやっていくか、県老連とも十分話をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【松本委員】冒頭に申しました健康長寿日本一に関してもそうだと思うんですが、お年寄りの方々が活動できる場があるということ、目的がある、行くところがあるというところが一番、健康長寿になる秘訣だと伺ったことがあるんです。そういった受け皿の支援というものも、やはり施策の一つとして必要になってくると思いますので、ぜひとも今後とも取り組んでいただきたいと思います。

【中島(浩)委員】 資料請求だけお願いします。 午後からで結構ですので、そしてまた、なるべく後半の方に質問したいと思うんですけれども、 高齢者見守り活動に関する民間事業者との協定 締結についてです。今までに締結された事業者 名、そして、どこの市町に属されるのかの表み たいなものをいただければありがたいんですけれども、可能でしょうか。

【峰松長寿社会課企画監】見守り協定の締結企業名と市町の範囲、(発言する者あり)わかりました。資料を準備させていただきます。

【近藤委員長】 可能ですね。よろしくお願いします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後1時30 分から引き続き、こども政策局を含む福祉保健 部の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

一午前11時57分 休憩 一

一午後 1時30分 再開一

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。 質問はございませんか。

【堀江委員】 まず、生活保護世帯のエアコンの 設置について質問したいと思います。

今年の夏は非常に暑く、小・中学校のエアコン設置は国民的な世論というか大きな議題になったんですが、同時に生活保護世帯のエアコンの設置も私は大きな問題かというふうに思っています。

今年の6月に厚生労働省が通知をして、今年の4月以降に生活保護を開始した世帯で、エアコンを設置するのに持ち合わせがないという場合に、これは一時扶助ですかね、購入できるというふうに変わってきたんですが、まずは県として、生活保護世帯のエアコン設置の状況について把握なり、実態調査なり、その辺はどうなんでしょうか、教えてください。

【渡辺福祉保健課長】生活保護世帯のエアコンの設置状況でございますが、県は郡部の3福祉事務所を所管しておりまして、県ではエアコンの設置状況までは把握していないということでございます。市町の方に幾つかお尋ねしている範囲では、設置状況まで把握をしていないということでございます。

【堀江委員】 そうしますと、4月1日以降に生活保護を開始した人を対象者とした場合に、一

時扶助費などを活用してエアコンを設置するなり、あるいは今後設置予定なりという状況はわかりますか。

【渡辺福祉保健課長】委員ご指摘のとおり、今年6月に厚生労働省から通知が出されまして、4月以降の受給世帯で、熱中症予防など必要とされる場合には一時扶助として家具什器費の支給が認められたところでございます。

県の福祉事務所の状況で申し上げますと、3 世帯がその制度を利用して設置をしたというふうに聞いております。市町の状況は把握しておりませんけど、それ以外にも生活福祉資金の貸付けも可能ですので、そちらで5世帯の方が必要ということで利用されたというふうに確認をしております。

【堀江委員】 一時扶助を活用して3世帯が設置、あるいは設置の予定ということですが、一時扶助って5万円でしたね。5万円でエアコンが設置できますか。あるいは、不足分はこういう場合はどういうふうに対応するんですか。細かいことを聞いて申し訳ないんですが、この際教えてください。

【渡辺福祉保健課長】 上限額が5万円ということですので、それ以上の部分は個人のやりくりの中でということになろうかと思います。設置費用は、必要に応じて実費での支給が一定認められているという状況でございます。

【堀江委員】 そうしますと、一時扶助の上限は 5万円だけれども、設置費用については実費と いうことで理解していいんですか。

【渡辺福祉保健課長】 実施機関が、福祉事務所 になりますけど、認めた場合については最小限 度の実費ということで対応をしているということでございます。

【堀江委員】私が申し上げるまでもなく生活保

護というのは、国民の権利として最低限の生活を保障するという形で支給されているので、特に今、熱中症は自然災害とも言われるような状況ですので、今後、実態調査とはならないでしょうけれども、とりわけ単身の一人独居の世帯、高齢者の方については注意深く対応をお願いしたいと思います。

福祉の施設、デイサービスに関わる皆さんから言われるのは、高齢者の皆さん自身が、なかなかエアコンを使うという感覚にはならない。利用するということでデイサービスの皆さんがその部屋に行くと、高齢者の方は「暑くない、暑くない」と言うけれども、デイサービスで送迎をする人たちがその部屋に入ると、汗がたらりと流れてくる状況があるというのは聞こえてくる実態だというふうに思います。小まめにエアコンを使うようにとテレビなどでも言われていますけど、なかなかそういう状況にはならないので、ぜひそういう意識も含めて対応をお願いしたいと思います。これは要望としてお願いをいたします。

2点目に、災害の時の避難所でのプライバシーの確保の問題について質問したいと思います。これまで私は、段ボールベッドを避難所にということを申し上げてまいりました。直接には福祉保健課としては備蓄の問題なので、避難所がどうするのかということについては所管が違うと思いますが、備蓄の観点でお尋ねしたいと

例えば大村市の場合は、災害が起きた時には 段ボールの会社と協定を結ぶということがある と思うんですが、この県内の状況はどうなのか、 把握しているのであれば教えてください。

【渡辺福祉保健課長】段ボールベッドの備蓄の 状況でございますが、長崎県におきましてはダ

思います。

ンボール工業組合と協定を平成26年度に結んでおりまして、災害時には段ボールの供給を受けられるというような対応を行っております。

各市町の状況は、全ては把握をしておりませんけれども、今お話がありました大村市は備蓄の協定を結んでいらっしゃると、諫早市は若干備蓄をされているとお聞きしておりまして、今回の北海道地震でもかなり活用されたというふうに聞いておりますので、引き続き、備蓄等についても市町にお話をしてまいりたいと考えております。

【堀江委員】 長崎県が平成26年に段ボール工 業組合と協定を締結しているというのは今日初 めて私も認識をしましたので、これは広く県民 に知らせてほしいと思います。

そうしますと、九州の各県の状況も把握して おられますか。

【渡辺福祉保健課長】 九州では、福岡、沖縄を除いて各県とも流通備蓄協定は結ばれているということで、福岡県につきましては、少ない量でありますけれども、現物を備蓄されているという状況はお聞きしております。

【堀江委員】 そこで、段ボールベッドがあることを広く県民にも伝えるという意味で、例えば県の総合防災訓練があるんですけれども、そういう時に展示をするのは、直接には所管外だと思うんですけれども、活用状況ということではどうなんでしょうか。

【渡辺福祉保健課長】本県の総合防災訓練の中では、現時点ではそういった展示とかの活用はしておりませんけれども、各県にお伺いした時に、例えば鹿児島県では防災訓練において段ボールベッドを展示してご紹介をしているとお聞きしましたので、今後、そういったところも危機管理の部局とも連携して検討してまいりたい

と考えております。

【堀江委員】鹿児島県が、県の総合防災訓練の時に協定締結先と連携して段ボールベッドを展示しているという福祉保健課長の答弁がありましたが、長崎県もそういう方向を検討すると言われましたので、直接の担当課と協議をしていただきたいと改めて要望したいと思います。

もう一つ、国保の問題でお尋ねしたいと思います。

先ほど、国民健康保険料(税)の引き下げを 求める陳情書に対する国保・健康増進課の回答 をいただきました。その中で再度お尋ねいたし ます。

6番目の長崎県国保運営協議会に公募による 運営委員を追加してくださいという陳情に対し、 公募はなじまないというふうなお答えだったか と理解をしているんですが、そうしますと、全 国で公募をしている県はありませんか。

【小田口国保・健康増進課長】 全国の公募状況は把握しておりません。

【堀江委員】なじまないという根拠は何ですか。 どこかに法律なり施行規則なりがあるんですか。 【小田口国保・健康増進課長】 都道府県に設置 します運営協議会の委員は、被保険者の代表と か保険医の代表と枠が決められておりまして、 それぞれ立場を代表してご意見をいただくとい うことになっておりますので、被保険者の代表 は各市町の運営協議会の委員から推薦いただく というところで私どもは構成委員等を考えてお

【堀江委員】 今、国保・健康増進課長が言ったのは、根拠は何ですか。

【小田口国保・健康増進課長】 各市町において も運営協議会を設置しておりますので、そこか らご推薦をいただいて、各市町の運営協議会の

ります。

委員から被保険者の代表として構成することで、 運営協議会として適当であると考えております。

【堀江委員】 例えば愛知県は、被保険者代表の 公募枠を設けているんです。だから、公募がな じまないといっても、実際に全国では公募枠を 設けている県があるんです。

ということは、どこかの法なり施行規則なりで、公募はなじまない、してはいけないということではないんですよね。結局、それぞれの県の認識、判断だと思うんですけど、そこのことを私は聞いているんです。各市町からということであれば、例えば国保運営協議会の中のどこかにそういうのを決めているのか、そこを教えてほしいと今、質問しているんですけど、その点はどうですか。

【小田口国保・健康増進課長】 私どもとしましては、市町の運営協議会委員から推薦をいただいた委員とすることで適切であると考えておりますし、地域等のバランスも考慮して各市町の方から推薦をいただいております。

【堀江委員】ということは、つまり長崎県としては、各市町の運営委員からの推薦を、いわゆる愛知県でいうところの公募枠というふうな認識ですか。そういうふうにとっていいんですか。

【小田口国保・健康増進課長】 被保険者を代表 する委員というところでは、各市町の運営協議 会の委員から推薦いただくという取り扱いをし ております。

【堀江委員】 じゃあ、この機会に教えてほしいんですけど、各市町の運営委員の選出条件はどこに書いてありますか。国保運営協議会のどこかに書いてあるのか、それは明らかにされていますか。教えてください。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

一午後 1時44分 休憩 —

— 午後 1時44分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【小田口国保・健康増進課長】 各市町の運営協議会の委員の選定方法については、規定はないと認識しております。

【堀江委員】 陳情の皆さんが、公募による運営 委員を追加してくださいと陳情している時に、 長崎県としては。

例えば長崎市でいえば、国保運営協議会の条例でこういうふうにやりますと決めている、それが根拠ですよね。

運営協議会の場合は、運営方針は明らかになっていますけど、運営委員をどういうふうに決めるかと明らかにしているものがあるのかということですよ。その中で市町の運営委員とするというものがあれば、そこら辺をきちんと陳情の方にお話しするということも必要になってきますので。

私が言っているのは、長崎県は公募はなじまないと言っているけど、愛知県は公募している。 つまりそれは、法では公募はなじまないとはなっていないと私は思っているので、なじまないと言っている、ここにそれがありますという根拠を、この機会に教えてもらえますか。

【小田口国保・健康増進課長】本県の運営協議会の構成等につきましては、条例で規定をしております。その中で、被保険者の代表というところで人数を規定しております。ただ、その選定方法についてまでは規定していないと思いますので、全国の状況等については調べてみたいと思いますけれども、私どもが今考えておりますのは、県に設置します運営協議会の委員の構成としましては、特に被保険者の代表は各市町

の運営協議会の委員からご推薦をいただいて、 その方々に就任していただくことで被保険者の 意見をお聞きすることができるというふうに考 えております。

【堀江委員】ここにこだわるのは、陳情の方たちは、公募による運営委員はどこにもとらわれず県民の一人として意見が言える、そういう人がいてもいいのではないかという考えで陳情しているのだというふうに私は理解して、この質問をしているんです。市町の運営協議会の中から選出された人ということで長崎県は認識している、そのことが県内を網羅するからいいんだという考えなんだけれども、その割には「公募はなじまない」というふうに言うから、それだけでいいのかと。

だから、陳情の意向に応えた形でした時に、 公募はなじまないという回答だけでは、その陳 情の趣旨をとった回答ではないのではないかと いう疑問を持ったのでこの質問をしているんで すが、時間がもうあと3分しかないので、一旦 ここでとどめます。2巡目で質問します。

【近藤委員長】 ほかにございませんか。

【中山委員】保育の仕事合同面談会についてお 尋ねします。

去る7月1日長崎市、7月7日佐世保市において、 保育士養成学校の学生や潜在保育士を対象にし て274名が来場したということであります。当 初の段階で、来場者の数値目標を設定していた のか、まずそこからお聞きしたいと思います。

【濱野こども未来課長】県内の保育の養成校等 に呼びかけをいたしまして、特に数値目標とい うのは設定しておりませんでした。

【中山委員】背景に保育士不足というのがある わけでありますから、それを解消するために、 一つの手法としてこういう形をやっているわけ ですから、今後の考え方として、事業を打った 以上は一定の目標を決めて、それによってどう いう政策を、案内をどうしていくのかと、そう いう一つの具体的な目標を立ててやった方がリ アリティがあると思うんですよね。

今後は、ひとつその辺をよくよく検討されて、できるだけ目標を立てて。それをもとに何人来たのかということであれば、300人としていて270人来たのか、全然立てずに270人来たのかと、274人についての評価の仕方が非常に難しいと思うんですよね。ぜひそういう形で取り組むことを、まずここでは要望しておきたいと思います。

それでは、274人の内訳です。内外の学生等 とありますけれども、これについて教えていた だきたいと思います。

【濱野こども未来課長】 274人の内訳ですが、 当日アンケートをしまして、そのアンケートで 属性とか、参加者のご意見等を伺うようにした んですけれども、274人のうち213人から回答を いただきました。

213人の内訳を申しますと、県内の養成校、 専門学校を含めまして188人、県外が福岡、佐 賀等から17人ということで、残り8人が、不明 な方もいらっしゃいますが、いわゆる潜在保育 士というような内訳になっております。

【中山委員】 養成校から両方で205人、その他 が8人ということであります。

問題は、潜在保育士をどう掘り起こすかということが一つのポイントになってくると考えておりまして、それからすると随分これは少ないなという感じがします。

潜在保育士の推定の数と、それに対する意向 調査は実質的に行っているのか、その辺がわか れば教えてくれますか。 【濱野こども未来課長】潜在保育士の数でございますが、平成28年度に調査をした時の数で申しますと、県内に住所がある20代から40代の潜在保育士は約7,500人ということで、再就職の意思等については、平成28年12月に調査を行っております。

【中山委員】 約7,500人がおって、その中から 8人が来たというような数字になると思います。 平成28年12月に就職の意向について調査を されたということでありますが、7,500人を対象

にやられたのか、その内容についてお答えいた

だければと思います。

【濱野こども未来課長】 平成28年12月に行いました調査につきましては、潜在保育士が保育士の職についていない理由や、今後の就労意欲等を把握して再就職支援のための基礎資料とすることを目的として行っております。調査の内容につきましては、保育所等を退職した理由とか、再度働かない理由とか、こういったものについて調査を行っています。

【中山委員】調査をやったことについては評価したいと思いますが、もう少し詳しく分析する必要があるかと思いますので、2年前にしていますが、もう一度、ここら辺について詳しい調査をした方が、今後の問題としていいと思いますので、潜在保育士についての今後の調査のあり方というか、これについて前向きにやる気があるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

【濱野こども未来課長】保育士不足の中で、潜 在保育士の掘り起し、あるいは潜在保育士の活 用というのは極めて有効な手段だと考えており ます。

したがいまして、今の保育士・保育所支援センターは平成25年度から設置をしております

けれども、まだ十分な機能を果たしていないというふうに考えておりますので、今後、保育士・保育所支援センターを使って、辞めていく方に全て登録をしていただくと。登録をしていった中で再就職のマッチングをしていくとか、こういったことをしていきたいというふうに考えております。

【中山委員】 今後、辞めていく人を登録することはいいと思うんです。

これは20代から40代ということだけど、私が 知った人で、若いころに保育士の免許をとって、 50歳過ぎてから、大変だろうということだった けれども、勤めている。

潜在保育士をもう少し把握して、分析をしていただく必要があると思いますので、何らかの形で調査を進めていただくことを要望しておきたいと思います。

この項目の下の方で、今後とも潜在保育士の 再就職促進に向けて各種施策に全力で取り組ん でいくということであります。これは今までも 取り組んでいると思いますが、平成29年度の潜 在保育士の実績の数字はわかりますか。

【近藤委員長】 しばらく休憩します。

一 午後 1時56分 休憩 一

— 午後 1時57分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【濱野こども未来課長】保育士・保育所支援センターの昨年度の潜在保育士の状況でございますが、平成29年度は求職者登録数が34件に対しまして求人登録が272人、24人の潜在保育士の方がセンターを通じて就職しております。

【中山委員】 24人いるわけですから、実績を 増やしていくことが大事だと思いますので、平 成30年度に向けて取り組んでいるわけですけ れども、これについて数値目標を設定して取り 組んでいるのか。ただ漠然とではないけれども、 一生懸命にやってきて結果的に何人という形で いいのかどうか。平成30年度の潜在保育士の再 就職における数値目標を立てているのか、その 辺をお聞きしたいと思います。

【濱野こども未来課長】今年度の目標数値ですけど、実績は平成29年度が24件ということで、ほぼ同じような流れの中でやっておりますので、これが十分な数字ではないという認識は持っております。

ただし、数値目標は具体的には持っておりませんで、他県の状況等も見まして、特に潜在保育士に対して有効な手法を取り入れているような、いわゆる先進県の視察を先般行いまして、そういったところから学びながら数値を上げていきたいというふうに考えております。

【中山委員】 取り組む以上は、我々に効果がわかるように示してもらわんばいかんので、各種施策に全力で取り組んでいるという形であるなら、これ以上はもうやれないわけですからね。一つは潜在保育士の分析が十分じゃないんじゃないかなという思いがするわけでありますから、実態をよく把握した中で、今言ったように他県の政策等も参考にしながらやっていただきたい。

そのためには、やっぱり数値目標をですね。 1人でやるわけではないと思いますので、グループを組んでやるわけでしょうから、その中でどのくらいの数値目標を立てるのかと、その場合はどういう政策がこれにフィットできるのかと、その辺の問題意識を共有するためにも数値目標の設定が必要じゃないかと考えておりましてですね。

これは、決してこの問題だけじゃないと思う んですよ。事業をする場合、できるだけ庁内で 数値目標を立てて、それに向けてどうするんだと、その方が我々としてもわかりやすいし、やる人も具体的な成果について共有しやすいと思うんですよね。今後、仕事を進めていく以上は数値目標を私は設定した方がいいと考えておりますが、そのあり方について局長としてどのように考えているのか、最後にお聞きしたいと思います。

【園田こども政策局長】中山委員ご指摘のとおり、我々が実施する事業、施策についての効果をはかるには、目標設定をして、それがどれぐらい到達されたかというのは非常に大切なところがあると思います。

事業評価の中で、一定目標を定めて事業をやって、そこには載せていない数値の中で、どれだけ目標を立てて、細かく目標を立てられるかどうかは別でございますけれども、重要な施策については目標を定めて、到達したかどうかを結果的に分析しながら、さらなる施策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【中山委員】今、前向きの答弁をいただきましたので、少子化対策の中でも保育士の確保は重要な問題と考えておりますので、そういう重要政策については、できるだけグループで討議した中で目標を立てて、立てたことによっていろいろアイデアが出てくる可能性があるので、職員の能力を引き出すためにも数値目標はあった方がいいのかなと考えましたので、こども政策局長の答弁を了としたいと思います。今後、期待いたしますので、よろしくお願いしておきたいと思います。

【近藤委員長】 ほかにございませんか。

【深堀委員】障害を持った方の雇用の問題で一般質問で少し議論をさせてもらった時に、福祉 団体といいますか、授産施設等々からの福祉製 品の購入についても少し話をさせてもらったんです。

今現在、毎年、福祉保健部から、そういった 製品の案内の文書を各部局に出しているという ことで、年間、ばらつきはあるんですけれども、 大体2,000万円前後の購入実績があると報告を 受けております。現状がいっぱいいっぱい、部 局によってかなりの差があるという報告も受け ています。もちろん部局で、そういった製品を 購入できるところ、購入するものがないところ もあるので、ばらつきがあるのは理解できるん ですけれども、取組をやられている福祉保健部 として、今の状況をどういうふうに評価をして いるのかをお尋ねしたいと思います。

【桑宮障害福祉課長】毎年、調達方針を定めまして障害者事業所からの調達を推進しているわけですが、委員のご指摘にありましたように、昨年度も目標は2,400万円程度を設定しまして、実績としては1,700万円と大きく足りていない状況であります。

これにつきましても各部局へのアプローチを 強化したいと思っていまして、障害者の共同受 注窓口である共同受注センターによるプレゼン テーションを、各部局の発注の担当を集めて昨 年度から開始しました。今年度からは、その実 施を出先機関にも拡大して、事業所がどういう 物品とかサービスを提供しているのかを理解し ていただくような取組をしているところであり ます。

【深堀委員】 PR云々、プレゼンテーションを やっていると聞いていたんですけれども、今や っていることで十分だという認識なのか。いろ んな施設、製品があるわけで、そこから幅広に 購入ができているのかというところの評価を聞 いていないので、そのあたりを含めてお答えい ただきたいんですけど。

【桑宮障害福祉課長】まだまだ確かに目標に達しておりませんので、十分できているかというと、そこはできていないというふうに考えております。取組としても、まだまだ取り組んでいく余地があるというふうに考えております。

また、厳しい財政事情を反映しまして、物品とかサービス、役務に関連する予算が削られている、だんだんシーリングで減っていく状況でありますので、そこは反面厳しい面もあるんですが、目標を立ててやっているわけですから、その目標に向かってやっていくべきだというふうに考えております。

【深堀委員】財政のことを少し言われましたけれども、一般の製品と同じような製品を福祉団体の皆さんがつくっている。だから、それを購入することで新たな財源が必要かというと、私はそこまでのことはないと思うんですよね。優先的にそこから購入することが新たな財政負担になるということではなくて、いろんな製品が実際に印刷物だってあるわけであってですね。

今は目標に達成していないという率直な答弁があった。今回、障害を持つ方の雇用に関して水増しの問題が明らかになって、一般質問の時にそういうことを話したけれども、知事は、法定雇用率の問題と福祉の製品を購入するのは別問題だと言われたんです。確かにそれは別物ですよ。別物なんだけれども、実際の当事者である障害を持つ方にしてみれば、ここ20数年、本当だったら県の行政機関に雇用できる数が、それは知事部局、教育庁、警察本部、それぞれ大きな数があったのは事実であって。そのことを考えた時に、もう少しその気持ちも考慮しながら、福祉の製品の優先購入についてはもう少し力を入れてほしいということを申し上げたわけ

です。

あの時に部長の答弁はなかったんですけど、 一般質問の時は知事が答えたんですけど、福祉 保健部長としての見解を、製品の優先購入につ いての気持ちを確認させてください。

【沢水福祉保健部長】ただいまのお尋ねでございますが、知事からお話があった法定雇用率の問題と物品調達の問題は、私も別物だと思っておりまして。

ただ、福祉保健部は障害者福祉の施策を充実していく、障害者の方の立場に立った施策を推進していく立場の中で、優先調達法は毎年毎年、国の方針を受けて県においても方針を定めて、目標を定めて、そういう調達の促進を図っている立場でございまして、これがあったから、あれがあったからという話ではなくて、あくまでも我々は、この官公需の状況については、障害者の優先調達の推進法に基づいてどんどん促進していくという姿勢で取り組んでいるところでございます。

先ほど障害福祉課長から話がありましたけど、 工夫をしながら、いかに調達の範囲を広げてい くかということで、本庁から地方機関にも説明 をし、そういう中で掘り起しを行いながら拡大 に向けて取り組んでおりますので、そういう気 持ちは今後とも持ちながら優先調達の促進に向 けて取り組んでまいりたいと考えております。

【深堀委員】 ありがとうございました。ぜひ前 向きに、今の答弁のとおりだと思いますので、 取り組んでいただきたいと思います。

この問題で最後にしますけれども、一般質問の時にも言いましたが、例えば県庁の1階のロビーでの障害者団体の皆さんの物品の販売ブースの要請もあると聞いておりますので、もちろん所管は管財課の方になるわけですけれども、

福祉保健部としても、そこはサポートをする立場という意味では側面からの支援も私は必要だと思いますので、その点もお願いをしておきたいと思います。

次の質問ですけれども、認知症サポーターの 件でお尋ねをしたいと思います。

全国で1,000万人を超えたという報道があったんですけれども、1,000万人を超えたといっても、2025年に約700万人が認知症になるというような推計がある中で、認知症サポーター1,200万人の養成目標を国としては掲げているということであります。

本県の状況は、本県のサポーター数が11万 3,509人と報道であったわけですが、この養成の 取組み状況、そして評価についてお尋ねをした いと思います。

【峰松長寿社会課企画監】認知症サポーターの 養成数につきましては、委員ご指摘のとおり、 平成30年3月をもちまして11万1,900人を養成 しております。

この数についての評価ということでございますが、平成29年までの目標といたしまして県全体で8万8,000人を掲げておりまして、その目標をもうクリアしておりまして、上方修正して13万人程度を平成32年度までに達成をしたいとしておりますので、今後も認知症サポーターにつきましては、各市町もしくは民間企業のお力を借りて増やしていきたいというふうに考えております。

【深堀委員】 平成32年13万人という目標を掲 げて取り組んでいるということです。

認知症サポーターの数は、私が思うに高齢者の数というか、認知症になられた方の数に対してどうなのかだというふうに思うんです。総人口に占める割合でいけば、さっきの答弁では11

万1,900人という話があったんですが、報道では 11万3,509人で、全人口に占める割合は8.15%。 都道府県の人口に占めるサポーター数の割合で 最も高いのは熊本県の17.23%ということは、本 県の割合は、トップである熊本に比べると半分 ということになるわけですね、人口に占めるサポーターの数が。

本県は高齢率が高い。高齢率が高いということは、認知症の方の人口に占める割合は若干高くなってくるんじゃないかと思うわけですよ。その時に、平成32年13万人という目標が、本当にそれでいいのかというところを確認したいんですけれども、どうでしょうか。

【峰松長寿社会課企画監】 平成30年3月末まで に8万8,000人を目標としておりまして、平成32 年度までに13万人を目標としております。

熊本県につきましては、委員おっしゃいますように30万人以上をサポーターの目標数値に しているところで、確かに熊本県の方が数は多 うございます。

長崎県といたしましても、確かに高齢化人口を考えますと、これで必ず十分なのかというと、まだ十分ではないところもあると思いますので、今後も目標数と実際の数を見ながら上方修正をしていかないといけない場合は出てくると思います。

【深堀委員】健康長寿日本一を目指す長崎県として、認知症の方に対するサポートも日本一を目指してほしいというふうに思うんです。そのためには、こういったサポーターの方々の養成は絶対不可欠なわけであって。

養成講座は60分から90分程度ですから、いかに一般の人たちに必要性や受講のメニューといったところを啓発していくかだと思うので、ぜひこれからも、そういった高い目標をしっかり

掲げて取り組んでいただきたいと申し上げておきます。

次に、今現在も待機児童は長崎県でも発生しているわけで、前定例会の時にも少し議論をしましたが、保育所の広域利用の問題です。

国も、市町をまたいだ広域的な運用を推進する立場の方針が出されておって、前回、そこら辺はどうなんですかという議論をした時に、長崎県としては先進的な取組を既にやっていて、国の方針を先取りしているんだというような答弁があったかと思います。

先行して取り組んだ長崎県の実態、例えば数とか、本当に実際に広域運用している数がどれぐらいあるのかというところを少し教えていただければと思います。

【濱野こども未来課長】広域利用に関してのご質問でございますが、本県では、今委員がおっしゃったとおり平成27年度から、県独自の取組といたしまして、市町と協議を行って広域利用調整に関する実施要領と協定書の様式を定めておりまして、離島を除く10市6町全てにおいて広域利用を、国より先駆けて取り組んでいるという状況でございます。

具体的な数字としましては、10市6町で968 人の方が、住所地以外の近隣の市町に保育を預 けているという状況になっております。

【深堀委員】 10市6町で968人と、かなりの数が広域利用ができているということです。実際に広域というのは、具体的に長崎市に在住の方が、例えば近隣の長与町とか時津とか諫早の保育所にも入れるという話ですよね。その数がトータルで968人ということで、その実績は実績として評価をするんです。

例えば長崎市の方が長与町の保育所に入ると いった時に、当然のことながら長与町としては、 我が長与町の住民で保育所に入る人を優先すると。だから、順位としては長崎の人が後の順位に回されてしまう。長与町民に待機児童を出してまで長崎の子どもたちを受け入れることはしないというふうに私は認識をしているんですけど、それはそういうことですよね。

【濱野こども未来課長】委員がおっしゃったとおりで間違いございません。

【深堀委員】各基礎自治体で設置をした保育所であれば、そういう取扱いになるのは仕方がないのかなというふうに思うんです。さりとて、市町をまたいだ広域的な運用ということを考えた時に、長与町の保育所が、長崎市民だから、時津町民だからという扱いをせずに、広くフラットな状態で運営をしていくのが目指すべき姿ではないのかなと素人ながら考えるんですけれども、そういった方向性は先々ないでしょうか。 【濱野こども未来課長】 当時、市町の担当の課

【演野こども未来課長】 当時、市町の担当の課長会議の中で議論をしまして、それが一定落ち着いて今は運用されているので、その後、具体的に今のようなお話について議論をしていることはございません。

市町によっては地域偏在ということで、その 市町の中において非常にオーバーフローしてい るところもあれば、逆に空いているところもあ ると。そういった中での調整は、今の要綱とい いますか、取扱いの中でも十分できると思うん ですけれども、市外、町外の方々も含めての利 用調整というところまではなかなか、すぐには 進んでいかないかと思います。

【深堀委員】 現状は、課長がおっしゃるとおりでわかるんです。ただ、各基礎自治体単独での考え方を将来的にはなくしていって、広域で運営していくのが多分理想だというふうに思うので、いろんな課題があるのはわかりますが、そ

ういった考え方もあるというのは県当局として もしっかり理解をしながら、何かできることが ないのか検討していただきたいということを申 し上げておきたいと思います。終わります。

【山田(朋)委員】 福祉保健部にお尋ねをしたい と思います。長崎県における高齢者等見守り活 動に関する協定の件で伺いたいと思っておりま す。

市町別に協定を結んでいる箇所の表をいただいているんですけれども、私が知っているところで、既に結んでいるのに丸が付いていないところがあるんですけど、どういうふうに把握をして一覧にしているのかをお聞かせください。

【峰松長寿社会課企画監】 先ほど、皆さんの机にお配りをさせていただきました見守り活動に関する協定締結企業県内営業担当エリア一覧という横表は、中島(浩)委員から午前中に、提出するようにとご指摘をいただいた資料です。

この資料につきまして簡単にご説明をさせていただきますと、平成29年と平成30年に分けて記載していまして、平成29年には既に9者の民間企業と協定を結ばせていただいております。

昨日、平成30年9月25日に6者と結ばせていた だいているということで、それを一覧にしたも のがこちらの表です。

ただ、平成30年度でセブンーイレブン、ファミリーマート、ローソンの3者につきましては営業店舗をお示しさせていただきました。コンビニの皆さんはフランチャイズの方がございますので、フランチャイズの皆さんがご加入されるのであれば、こういった見守り協定に参加していただくという形になるので、店舗を示しております。

実際、丸はどういうことで付いているのかと 申しますと、見守り協定で実際に見守り活動を できる地域について丸を付けておりまして、例 えば九州電力で申しますと、県内全域にシェア されておりますので、県内全域に検針とか集金 とかで回られますので、そういうところで丸を 付けているところで、ヤクルトとかは、そのエ リアで販売をしていて、実際に販売をしながら 見守りをできるところに丸を付けているという 状況でございます。

【山田(朋)委員】 私の質問と答弁がちょっと違ったようなんですけど。

ヤクルトの名前が出たので言いますけど、これは、勝手に県が、全県でやっているからエリアカバーできるであろうと丸を付けているだけで、実際にヤクルトは佐世保市、佐々町と既に協定を結んでいるんですが、そういうのを把握して入れているわけじゃないということですか。締結しているのに丸が付いていないところがあったからお尋ねをしたんですよ。

【峰松長寿社会課企画監】 ヤクルトは県内に3 社ございまして、長崎エリアを今見ている長崎 ヤクルトと協定を結ばせていただきました。佐 世保市の方を見ているヤクルトとは県の協定は 結んでおりませんので、協定締結エリアには入 っていないというような状況です。

ただ、市独自で結ばれている部分もございますので、そこは市独自に結ばれている協定を優先させていただいて、結んでいない部分等につきまして県の協定で結んで、そのエリアを県の協定でカバーするという形になります。

【山田(朋)委員】 市単独でされているところも あるので、これでは非常にわかりにくいと思う んです。ちゃんとできるだろう、できますと言 っていらっしゃるところだけだと、ヤクルトは ほかにもあるので、もうちょっとわかりやすい 表にしてほしい。 あと、新聞社は長崎新聞社だけ入っているようですけれども、西日本新聞とか他社の新聞もあります。NHKの受信料徴収の方もしょっちゅうおいでをいただいているようなので、そういったところにもお願いをするとか。明治とかグリコとかの宅配牛乳もあったりしますので、既に動いていただいているとは思うけれども、より多くの目で見守りができることがベストだと思います。

次に、先ほど中山委員のご質問の中にありました「保育の仕事合同面談会」の件でございます。委員が言われるとおり、目標数値をもって臨んでいただくことが当然というふうに私も認識をしております。

そこで、県内外の学生等274人が来場したと ありました。県外の養成校から17人ということ でありますが、県内の養成校と潜在保育士の方 など、どういった内訳になっていたか教えてい ただきたいと思います。(発言する者あり)

【濱野こども未来課長】 県内の養成校5校と専門学校を入れまして6校から188人でございます。福岡、佐賀の養成校、大学、短大ですけれども、これが17人、残りが、不明の方も入りますけれども潜在保育士の方が8人ということです。来場者は274人ですけれども、アンケートにご記入いただいた方が213人で、今申し上げたのはその内訳となっております。

【山田(朋)委員】 わかりました。大変失礼いたしました。

潜在保育士の方が8人、アンケートに答えた 方でということであります。若い学生の方に来 ていただいたことは高く評価をしたいと思いま すが、潜在保育士の方々にももっと来ていただ けるよう働きかけをしていただきたいと思って おります。

先ほどもお話がありましたのでお聞きはしませんが、保育士・保健所支援センターを平成25年12月から開所して、先ほどの答弁だと、毎年大体20数名ずつの実績のようであります。他県の先進事例を学んで、今やっていることとプラスアルファのこともやってくださるということでしたので、とどめたいと思いますが、しっかり成果を上げていただきたいと要望しておきたいと思います。

福祉保健部のDHEAT、医師、保健師、事 務担当、薬剤師、管理栄養士5名で派遣をいた だいたと、この状況は全国初となっております。

厚生労働省から長崎県にオファーがあったと 認識をしていますが、それは長崎県が非常に準 備状況が整っていたことでお話があったのかと いうことと、活動実績等について。

西日本豪雨、北海道の災害等の支援も福祉保健部でいいんですか。人材の支援とか、災害の支援で行っているのはどこが所管ですか。危機管理になりますか。(発言する者あり)派遣の状況とかがあれば教えてください。

【渡辺福祉保健課長】西日本豪雨へのDHEA Tの派遣は、厚生労働省を通じて岡山県からの 要請がございました。DHEATは、専門の職 種を指定されてご要請がありまして、その時点 で派遣をできるような体制をとっていたのが本 県だったということで、本県が第一陣というこ とで派遣をさせていただきました。

もちろん平成27年度から訓練とか研修を実施して、登録者も現在は120名ほどおります。 そういった準備をしていたことが、この派遣につながったということでございます。

それから活動実績でございますが、DHEA Tは災害時の健康危機管理支援チームと申しま して、主に健康危機管理に必要な情報収集とか分析、全体調整、主に行政のサポート、保健所のサポートをするというようなチームでございます。西日本豪雨の際は、先ほどの専門職種の方で第3陣まで、7月12日から7月末まで派遣をしております。

それと併せて保健師チームと申しまして、これは主に避難所のサポートをするというようなことで、県、それから市町と順次、7月10日から8月9日の第6陣まで、避難所の健康管理といった支援のために派遣を実施したということでございます。

【山田(朋)委員】 わかりました。準備状況が整っているということで、第一陣に選んでいただいて活動していただいたようであります。本当に心から感謝を申し上げたいと思っております。

それでは次の質問にいかせていただきます。

保育士の件にいきたいと思いますが、直近で つかんでいる待機児童数をお聞かせをいただき たい。

それと、待機児童は1歳児、2歳児が一般的に 多いと言われていますが、その内訳状況も併せ て教えてください。

【濱野こども未来課長】まず、ただいまのご質問にお答えする前に、午前中に山田(朋)委員からご質問がありまして保留をいたしておりました体制強化事業、いわゆる保育所の周辺業務をされる保育支援者の数についてですけれども、この事業自体がそもそも市町村に対する間接事業ということで、私どもの方で支援者を把握することがちょっと厳しいんですけれども、休み時間に確認をしたところ、平成29年は諫早市のみに私どもは補助をしておりまして、諫早市に確認をしますと20施設で32人の雇用をしたということですので、支援者は32人と捉えていい

かと思います。

併せて今年度につきましては、3市1町の57園 と活用される市町も増えましたし、園も増えた ということで、最低57人以上は支援者として活 躍いただけるものと思っております。

引き続きまして、待機児童の関係でございます。私どもは、平成30年4月1日現在で157人と 把握をしております。1歳児、2歳児の部分につきましては、157人のうち1歳児が92人、2歳児が28人というふうになっております。

【山田(朋)委員】 4月1日現在で157人と。大体 例年10月ぐらいになると倍ぐらいの数字に増 えていたように認識をしていますので、恐らく 300人を超える待機児童がいるのかなと思って おります。

そこで、1歳児、2歳児に集中をしています待機児童対策、県として具体的な考えがあるのならお聞かせをいただきたいと思います。

【濱野こども未来課長】待機児童につきましては、各市町で待機児童の解消のための計画を立てておりまして、それを県は積み上げをしております。したがいまして県としましては、各市町の受け皿の確保としまして施設の整備とか、あるいは保育士の確保、話題になっております潜在保育士の掘り起し、活用、こういった部分について施策を進めていきたいというふうに考えております。

【山田(朋)委員】 待機児童解消のため、昨年度 もしていただいて、今年度中の新しい施設の新 設とか定員の増員でカバーができるというふう に本会議で答弁をいただいていたと思いますが、 それで大丈夫というふうに認識をしていいのか。

広島県は、1歳児、2歳児が待機児童の大半で あるということで、特別に1歳児、2歳児を担当 する保育士を増員するための補助金を出してい ます。そういった制度も含めて検討をしないのかどうか、伺いたいと思います。

【濱野こども未来課長】今年度につきましては 415人の受け皿整備を行う予定にしております。 それで解消するのかというお話ですけれども、 市町の計画をもとにつくっております長崎県子育て条例行動計画の中では、平成31年度末、平成32年4月1日現在の待機児童のゼロというところを目指しております。基本的には毎年度ゼロ、解消することを目指しておりますから、415人の受け皿整備と併せて保育士の確保をしながら、あとは市町の方で利用調整、弾力運用等を行うといったところで、私どももきめ細やかな支援をしながら、ゼロに向けてやっていきたいというふうに考えております。

それと、先進地の取組ですけれども、保育所・保育士支援センターのコーディネーター関係につきましては、一部、大村市とかの待機児童が多いところについては、私どもも積極的に話をしていきたいというふうに考えております。

【山田(朋)委員】 今年も415人、定員増に向けた整備をいただくようでございます。でも、毎年毎年いたちごっこのように、働く女性が増えていく中で待機児童問題は大きな問題だというふうに理解をしています。先ほど、広島県の事例を申し上げました。後で詳しい資料等も差し上げますので、ご検討いただけたらと思っております。

午前中の質疑でもちょっと言いましたように、 3歳から5歳児が今度、幼児教育の無償化が始ま ります。それによって待機児童がまた増える可 能性があるというふうに私は危惧をしておりま す。その件に関してどのような認識をされてい るのか、お尋ねをしたいと思います。

【濱野こども未来課長】無償化につきましては、

3歳から5歳の全ての子どもと、ゼロ歳から2歳の住民税非課税世帯の子どもについて、来年10月から全面無償化をされるというものでございます。

これにより待機児童が増えるのではないかというご指摘でございますが、無償化になって、どのくらいその需要が伸びるのかということにつきましては、なかなか今の段階では推測はできませんが、一定資料の中で推測しますと、3歳から5歳の入園状況はトータルで97.4%、既に幼稚園、保育所、あるいは認定こども園に通っているということでございますので、3歳以上が無償化になっても、ほとんど需要としては伸びないのではないかというふうに考えております。

【山田(朋)委員】 幼稚園だと4歳、5歳、6歳だと思うんです。大体3年保育が基本なんです、幼稚園は。3歳児だとその前なんですけど、それでも対応は大丈夫というふうに理解をしていいですか。確かに3歳から5歳で97.4%が入園していると、要は保育園か認定こども園に入っていると理解していいんですね。

今までは3年保育でしか幼稚園に預けていなかった親御さんが、無償になるんだったら、幼稚園では4年、プレでやっているところもあるんですが、そのクラスに入れようという人が増えるかなと思ったんですけど、その心配もしなくていいというふうに理解していいですか。

【濱野こども未来課長】そこにつきましてはなかなか、入れ替えの部分とか、まだ十分に推定できていない部分がございますので、そこが完全に大丈夫かということにつきましては、今の段階では何とも言えない状況です。

【山田(朋)委員】 来年の10月からということでありますので、まだ時間もあります。今は1歳

児、2歳児が待機児童の大半を占めていますが、 新たな3歳児というところを私は少し心配をし ておりますので、ぜひ。

ほとんどの子が幼稚園か何かに通っている状況にあると思いますけれども、もうちょっと先ですので、不足がないように取り組みをいただきたいと思っております。

時間ですので、また改めて。

【中島(浩)委員】 一言ことわっておきたいんですけど、資料請求した場合は、本人の後に関連でお願いしたいと、委員の皆さんに周知をお願いします。(発言する者あり)

その件ですけれども、長崎県における高齢者 等見守り活動に関する協定ということで、午前 中にお願いしましたら、早速資料をいただきま した。ありがとうございました。

直接的には市町で、民生委員の方だったり老人会の方だったりが、近くにいらっしゃるのでしっかりとやっていらっしゃると思うんですけれども、一定県でも昨年度から、こういった形で県内を網羅できる企業さんに協定をお願いして見守りを実施していただいているところです。

1社ごとに見てみますと、検針であったり、 保険の契約であったり、薬品の置き薬、販売等 で、実際はこの会社の実働部隊というんですか ね、例えば九電であれば九電の下請けの地元の 代理店が検針に行かれていると、そういう形に なっているのが多いと思うんです。そうであれ ば、実際に見守る中で問題が生じた場合は、各 市町ごとに報告が上がっていくシステムだと思 うんです。

全体的に県でやるのでしたら、どういった懸 案があって、しっかりと対応していらっしゃる のか、相談件数であったり、事故があったりと かという数字的なものを把握しておくべきだと 思うんですけれども、その辺はどう取り組んでいらっしゃるんでしょうか。

【峰松長寿社会課企画監】見守り協定に関してのご質問ですが、協定を結ぶ目的といたしましては、県がこの協定を結ばせていただくことによりまして、市町と協定締結していない事業者であっても、県下全域において異変発見時の通報が可能となるような補完体制を目指して、今回協定を締結させていただいているというような状況でございます。

実際、委員ご指摘のとおり、見守り体制について市町に報告をするような協定になっておりますので、その実績がどうなのか、そういったものをどういうふうに県が取り扱っているのかと申しますと、実際に県といたしましては、長崎県見守りネットワーク協議会を、こういった見守りの事業者と関係団体、市町を入れましてネットワークを築いておりまして、そのネットワークの中で見守りに参加していただいている企業から、どういった見守りをやっているのかというような報告を年2回ほどいただいております。

ただ、委員ご指摘の市町に上がっている実績数はどれぐらいなのかというところまで、その協議会の中で報告をする機会がございませんので、今後、ご指摘を踏まえまして、市町の実績等につきましても、わかる範囲で企業の方に調査をかけたいと思います。

【中島(浩)委員】 せっかく協定を結んで依頼する限りは、数字的なものをしっかり把握して、今後、その数字的なものを分析して、どういった形で活用されるかということが大事だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

そして、これは意見ですけれども、こういっ た各者、いろんな形で契約者の方と直接会われ たりというのは、保険でいうと恐らく数少ないわけですね。であれば、JAは農家に限られてしまうんですけれども、結構毎月、共済金の受け取りとか営農指導とか、いろんな形で各家庭に行かれる頻度が高いものですから、農家限定ということでどうかなとも思いますけれども、農家に出入りするケースが多いと思いますので、一案、考えていただければと思います。

もう1点、児童相談所に関してです。先般、 県議会でも意見書を出させていただきました。 その後、国の方もかなり動きがあったみたいで、 政府のガイドライン、そしてまた虐待防止対策 の骨子ということで公表されているようでござ います。

県議会では、警察との連携について、今後、できれば案件全て情報を共有してくださいというようなお話をさせていただいたんですけど、 県警について、どういった取組を今後なさるのか、お伺いいたします。

【今冨こども家庭課長】警察と情報の全件共有を実施する件につきましては、前回の委員会で少し詳しくご説明させていただいたところですけれども、2つの課題があると思っております。1つが、個人情報を提供する場合の法的根拠で、2つ目として、どの段階の情報を提供するかの整理、この2つがあるということをご説明させていただいたところです。

この件については、先ほど委員からお話がございましたとおり、国においても検討がなされまして、7月20日に、その取扱いについて通知があったところでございます。

通知の中で提供する情報の判断基準が示されておりまして、1つには、虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案の

情報、2つ目に通告受理後48時間以内に安全確認ができない事案の情報、3つ目としまして、1つ目の事案で一時保護や入所している事案を再度、家庭復帰する事案、この3つについて、緊急的に情報提供する必要があるものとして定義をすると、そういう基準になっております。

本県におきましては、まずはこの通知に沿って現行の情報提供にかかるガイドラインを改定する方向で今、県警本部と協議を進めているところでございます。

また、国が示している基準以外の虐待事案に つきましては、緊急性がさほど高くないと判断 されるものでございますので、個人情報の取扱 いの根拠にも留意して、法による関係者の情報 共有が認められている要対協の場において定期 的に情報共有することで対応できないか、検討 をしているところでございます。

【中島(浩)委員】 ガイドラインが出てきて県も動きやすくなったというのもあるんですけれども、できれば、ガイドライン以外の部分については今後、警察ともしっかり協議なされて、長崎県の場合はどうなんだというのをしっかりと協議していただければと思います。

今度の国の方針で一つ私が気になるのは、親権者が治療などに同意しない場合でも、児童相談所の判断で医療機関は子どもに必要な医療を行うことができると、児童相談所の所長の判断ということで、権限が非常に重くなったような気がするんです。いろんな面で児童相談所独自の判断というのも今後必要になってくるのかなと思うんです。そういった所長に対する、スタッフもそうですけれども。

一定のガイドラインができたわけですから、 それに沿っていけばいいわけでしょうけれども、 判断基準とかがまだ明確じゃないのかなという のもあるんですけど、その辺は今後どう取り扱っていかれるんでしょうか。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

一午後 2時50分 休憩 一

一午後 2時51分 再開一

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【今富こども家庭課長】この件につきましては 国の方から一定、基準等が示されておりますの で、これに沿ってしっかりと対応していきたい というふうに考えております。

【中島(浩)委員】 国の基準ができているという ことですね。そうしたら心配ない。

もう1点、最後にしますけど、児童福祉司一人当たりの相談件数が非常に多いということで、私もこの間、質問させていただいたんです。これは国が、2019年度から2022年の4年間で3,253人を増やしますよというお話のようでございますけれども、県としては今後どういった計画なんでしょうか。

【今冨こども家庭課長】この件につきましては 2段階ございまして、平成31年度に実人数で4人 増やすことを計画しております。これはもうそ のように決まっておりますので、適切に対応していきたいと思っております。

7月20日に国の方から、新たな児童相談所強 化プランの骨子が示されており、2022年度まで にプラス2,000人程度、全国で5,200人まで増や すというプランが出ております。

これについては、年内にこのプランを国が示すというふうになっておりますので、これに沿って対応することになると思います。今示されている数でいきますと、全国で4万人に1人の児童福祉司を3万人に1人と言われておりますので、そういうことがきちんと明示されたら、そ

のことに対して適切に対応してまいりたいと考 えております。

【中島(浩)委員】 児童福祉司というのは、医師 や社会福祉士などの資格を持った方みたいなの で、国からそういうお話があれば対応できると いうことでよろしいんですか。何人増えても、 年度内にその人数がすぐ確保できる体制がとれ ると考えているんですけど、いかがでしょうか。

【今富こども家庭課長】 2,000人プラスというのは全国の数になります。この人数を確保するのは、なかなか難しいことだと思っております。国においても、ここをどうするのかということで、新たな取組の中で施策として加えることになっております。県としましても、この採用の部分についてはしっかりと、できるように取り組んでいきたいと考えております。

【中島(浩)委員】 現状が現状なので、しっかり と取り組んでいただきたいと思います。

【近藤委員長】 しばらく休憩します。

一午後 2時54分 休憩 一

一午後 3時10分 再開一

【近藤委員長】 委員会を再開します。

ほかに質問はありませんか。

【ごう委員】 保育士の確保について、1 点だけ 質問させていただきます。

現在、県では、保育協会に委託をして、保育 士・保育所支援センターを開設して、潜在保育 士の掘り起しなどに大変力を注いでいらっしゃ ると思います。保育の合同就職面談会なども行 いながら少しずつ、新卒者、潜在保育士などの 確保の成果も出ているとは思います。その点は 高く評価をしたいと思います。

そんな中、現在、実際に長崎県内で保育に携 わっている保育士の皆さんの声を聞く機会とか、 そういったものを長崎県として何かやっていらっしゃるのか。例えば全県下の保育所に保育士の実態調査のアンケートをとるとか、離職をされた場合の離職の理由などについて聞き取りを行うとか、保育士の生の声が届くような仕組みがあるのかどうかというのをまずお聞かせください。

【濱野こども未来課長】現職関係につきましては、昨年度から2カ年で、文部科学省の受託事業としまして、幼稚園の人材確保事業をやっております。そういった中で、保育の現場にはいろんなストレスがあるんじゃないかということでアンケート調査はしております。

また、潜在保育士につきましては、平成28年 12月に、どういった理由で辞めたのか、あるい はどういったことで復職をしないのかといった ようなことのアンケート調査はしております。

【ごう委員】では、実際に行ったアンケートの 結果について、今わかる範囲で、どういったも のが出ているのかを教えてください。

【濱野こども未来課長】幼稚園の人材確保支援 事業で行いました仕事に対するストレスの把握 の関係で、辞めたいという方たちの辞めたい理 由が、給与面、残業労働時間というのが最も高 かったんですが、それ以外に人間関係が約38%、 仕事への適性がないというのが約13%、あとは 子ども、あるいは保護者への対応の難しさ等々 が数パーセントあるということでした。また、 今すぐではないですけど、きっかけがあれば辞 めたいという方まで含めたら、3割近くの方が 辞めたいという意識を持たれているという結果 が出ております。

【ごう委員】 およそ3割の方が、何かきっかけ があれば辞めたいという思いを抱きながら仕事 をされているということで、恐らくモチベーシ ョンだけで続けられているところもあると思う んです。子どもが好きだ、関わった子どもの今 日より明日、明日より明後日、1年後までをち ゃんと見届けたいというような思いで続けてい らっしゃる方が多いと思います。

しっかりとした原因を把握して、その原因に ピンポイントで対処できるような仕組みをとっ ていかないと、これはずっと同じことを繰り返 していってしまうのではないかというふうに私 は思っております。

最近よく聞くのが、どうしても保育所は人材が不足しているので、正規で働いている保育士に加えてパートを多く雇っていらっしゃる。また、支援員を入れて対処しているケースも多くなっているんですが、それも一つ、正規で働く保育士のストレスにつながっているという声を聞きます。

自分たちは正規だから、長時間労働をしてまでも、家に持ち帰ってまでもやらなければいけない仕事があるけれども、パートは時間で帰ってしまうと。そういうので自分たちとの不均衡をすごく感じて、そういったストレスも抱えているという声も耳にします。

3割近くの方が、給与等も含めて辞めたいと思っていらっしゃって、せっかく新卒で入って何年か仕事をしてスキルもアップしてきたところで、タイミングを見計らって県外の給料の高いところに転職をしている方も大変多くいる現状があるようなんです。

ですから、そのあたりをしっかりと、もう一度原因を。アンケートをとってわかっている範囲もあるでしょうが、パートが増えた、支援員が増えた中で正規で働いている保育士たちが抱える問題をもっと明確化して、それを保育界とか、幼稚園とかとともに解決していくような仕

組みを、県がリーダーシップをとってやっていくべきではないかと思っておりますが、その点はいかがですか。

【濱野こども未来課長】 今、ごう委員が言われ たように確かに実態調査というのは非常に必要 だと思います。

すぐに実態調査またはアンケートをするということは、なかなか難しいのですが、保育協会とか幼稚園連合会といった各種団体の方々のお話を聞きながら、できるだけ保育現場の声を吸い上げて、それを施策に生かしていく。できるだけ離職防止であるとか、そういったことにつなげていきたいと。

先ほど言いました幼稚園の人材確保の中でも、ティーチャープログラムというところで一定の成果がずっと上がっていると研究発表の中で出てきていましたので、幼稚園に限らず保育園とか認定こども園でも十分に使えることなので、まずもってアンケートをもとに、ティーチャープログラムの中でやっていることを、離職防止につながるようなことを広く普及をしていきたいというふうに考えております。併せて、いろんな団体等との意見交換を進めていきたいと思います。

【ごう委員】各種団体との意見交換ももちろん必要だと思っておりますので、それは積極的にやってほしいんですが、団体の方々というのはどちらかというと雇う側の人たちなので、雇われている人の声をもっと広く知るべきだと思いますから、ぜひ担当課の皆様も時々、園の方に行ってみて、どれだけの重労働をしているのかをしっかりと把握をしていただければと思います。

それともう1点。今、保育協会に委託をして 保育所支援センターを開設していますが、ここ のあっせん対象は保育園とか認定こども園とか と明記をされています。

しかしながら、今、保育士は保育所だけで需要があるのではなく、放課後等デイサービスの人員も保育士資格を有することが条件になっているので、放課後等デイサービスの求人は給与面とか時間とかが、保育園よりも少し時間が短くて給与が高かったり、休日がとれたりとかという条件があるようですので、潜在の方々は、求人を見てそちらに行く方が増えているのではないかと思いますので、そのあたりもしっかりと、保育所だけではないという現状を把握していただいて、放課後デイサービスがどれくらいの給与を出しているのかとか、そういうところの実態の把握もしていただきたいと思うんですが、今の段階では、そういったところのお考え、把握とかはできていますか。

【濱野こども未来課長】まずもって保育所等の保育士不足が喫緊の課題という認識でございますので、今お話がありました、それ以外の保育施設、訪問看護のサービス、そういったところまで拡大していくことは今のところは考えていないですけれども、保育士・保育所支援センターの活動状況がまだ十分ではないので、まずは潜在保育士の掘り起しから始めたいというレベルでございます。

【ごう委員】こども未来課長が保育園の方を担当されていますけど、今日、この部局には障害福祉課がいて放課後等デイサービスを担当していて、互いに必要な保育士を取り合っているところもあると思うので、その現実をしっかりと情報を共有しながら進めていただくと、もっとよりよい人材確保ができていくのではないかと思いますので、そのあたりは連携をとってやっていただきたいと思います。以上です。

【浅田副委員長】今のごう委員と同じ質問になるんですけれども、アンケートの件からまずお 伺いをしたいと思います。

平成28年3月に、実際に保育園や認定こども 園に勤務している保育士にアンケートをとられ ていますね。先ほどお話にもあったとおり、保 育士の声を聞くことが私も非常に重要だと思っ ています。これを実際やっているにもかかわら ずですね。

保育士に対して、これは任意ですということで、パソコンとかスマートフォンで送ってくださいというような流れで、結婚なさっていますか、お子さんはいますかとか、いろんなことを聞いておられます。

しかし、実際に返ってきた人数が423人だったと伺いました。せっかく保育士の声を生で聞こうとした割には、あまりにも少ない数字じゃないかなと思っているんですが、まずはその点からお伺いをしたいと思います。

【濱野こども未来課長】400人程度で少ないんじゃないかというお話ですけど、統計学的には300という数字があれば一定、精度が高い統計データとして使えるという部分がありますので、数的にはちょっと少なく感じますけれども、その結果についてはデータとして信ぴょう性があるものというふうに捉えております。

【浅田副委員長】統計学的には信ぴょう性はあるかもしれない。しかしながら、今、保育士は何人でしたっけ。そして、このアンケートをするに当たって、どれぐらいの声を真剣に聞こうとして。

私が言いたいのは、データ的には300人ちょっとでもいいのかもしれませんけれども、本当に生の声を聞こうとするならばどうだったのか。

私は、このアンケート調査があったというこ

とを伺ってから、何人もの保育士に、このようなアンケートを知っていますかと聞きました。何園にも行って聞きました。そうしたら、知らないという方が多かったんです。中には、理事長さんも「いや、知らないです」というのが実態でした。

数値的には300人程度でデータ上はと課長は 言いましたけれども、データ上、いいとかでは なくて、長崎の方の声を本気で聞くという姿勢 が足りなかったのではないかということを私は 聞いているんですが、それに関してはどう思っ ていますでしょうか。

【近藤委員長】 しばらく休憩します。

一 午後 3時22分 休憩 一

一午後 3時23分 再開一

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【濱野こども未来課長】先ほど浅田副委員長がおっしゃった調査は、平成28年に実施をしました保育士処遇に関するアンケート調査ということで、この調査をしたタイミングが、平成27年度に実施をしました少子化社会対策調査会、これの補足調査として急きょ、非常に短い期間にネットアンケートということで実施をしました。県内の保育所、認定こども園に勤務する保育士は約7,800人いらっしゃいますけど、そのうちネットワークアンケートの回答自体が423人と非常に少なかったと。確かに私は先ほど、統計学上は問題ないというお話をしましたけれども、そういった経緯がありましたので、調査としてそれが十分だったかにつきましては、当然不足しているというふうに認識をしております。

したがいまして、今後は、離職をした直後の 保育士も含めて詳細な離職理由についてのアン ケート調査を行うなど、離職防止とか定着促進 対策のための参考となるデータをとっていきたいというふうに考えております。

【浅田副委員長】 私は常々、成果のことを聞く時にも、やればいいというふうには思っていないです。これはアンケート調査を1回やりました、100%やりました、オーケーです、ではなくて、アンケートの先にある、何のためにアンケートをとるのかということが大事だと思うんです。7,800人いて423人は。

確かに1週間という期間だったかもしれない。 しかし、この1週間やりますということを言え ば、今の保育士たちは、これでできるようになっていた、スマートフォン。スマートフォンで 結構、ほとんどの方がそうだと思います。そう すると、これから処遇を改善してほしいという 方たちがほとんどでしょうから、真剣にやると 思うんですよね。期間が短かったからとか、急 きょやったからということでは、課長、言い訳 にはならないと思うんです。

この中に、給与と希望が合わないとか、責任の重さと事故への不安、そういったところがすごくこれから困難になるというようなことを先生たちがおっしゃっています。あと、事務雑務の軽減を求めたい、そういったもっと多くの声が寄せられる、せっかくの機会だったと思うんです。

これからまたやります。やったからいいではなくて、既に1回やっているものを今後に生かす姿勢が足りなかったのが非常に残念だというふうに思っています。

そして、事務の軽減、これは学校の先生と同じように保育園、幼稚園の先生からも非常に上がってきています。私もいろんなところでお話を聞いたところ、これは制度の問題だとは思うんですが、個人記録と保育経過記録の2種類を

書かなければいけない。これが非常に負担になっていると、こういうところを軽減するような 政策をとってもらえないのかと。

タブレットに関しても、長崎市はICT化に 関しての補助をしていないという現状があって、 なかなかそれを各小規模園とかでは踏み込んで できないような実態があるんです。こういう生 の声を聞いてもらうために、さっきのアンケー トもやったんだと思います。その辺をもう一度、 真剣に捉えていただきたいということ。

これは私の勉強不足かもしれませんが、どうしてもこの2つ、個人記録と保育経過記録は別々にやらなければいけないんでしょうか。これの負担が非常に大きいと幾つもの園の先生から聞いたんですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

【近藤委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 3時27分 休憩 —

一 午後 3時28分 再開 一

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【濱野こども未来課長】計画や記録を併せて一本化できないかといったお話でございますが、 実際、園によっていろんな取扱い、様式等が異なりますので、それが簡単に一つになるかどうかというのは、今の段階では私どももわかりませんけれども、実際に保育の現場あたりからは、今、副委員長がおっしゃったようなお話も、これは国の方の調査の中でも確かに、計画や記録の様式を工夫するといった話も出ていますので、それがICTを使ってできるのか、その辺を含めて、確認をしてまいりたいと思います。

ICT化につきましては、それぞれ支援する 制度がありますが、市町で、その必要性とかを 考えながらやっているところ、やっていないと ころがございますので、そこについては個別にお話をずっとやっております。ICT化によって園務が軽減されることによって保育士のストレスが取り除かれて、それが離職防止につながるとか、あるいは働き方改革になって効率的な保育園での業務ができるということであれば、ICT化を進めていきたいというふうに思っております。

【浅田副委員長】ICT化を進めていく方向も 考えられると思うんですけれども、個人記録、 保育経過記録は園によって違うとご答弁いただ いたんですけれども、例えばそれを長崎県では こういうふうなやり方でやりましょうと県が主 導することによって、保育士の方々の働く時間 をすごく減らすことができたり、ICT化を進 めれば一本化できるのであればより進みますし、 保育園、幼稚園からの個人的なそういう経過と いうもの。

昨日も教育委員会の方で校種連携というのを 質問したんですけれども、幼稚園、保育園と小 学校が今も連携をとっています。そういったと ころが非常にスムーズに一元化できる。

当然国が主導してやってもらわなければいけないことかもしれませんが、長崎の子どもたちを育てる、これからの未来の長崎人を育てるという意味において、このあたりをしっかりと、県がある意味でリーダーになる。難しいかもしれません。各市町に任せている部分もあろうとは十分承知はしながらも、少しでも県がフォローアップをしてあげることによって、ずっと問題になっております潜在保育士の方とか、保育士をこれから目指す方々の思いも変わってくると思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

【園田こども政策局長】今お話のありました計

画とか、経過記録とか、いろいろな書類の記載がそれぞれ園によって違うのを、県が主導して一定統一したらどうかというお話でございました。

園の運営にも関わる話でございますので、保 育協会等々の役員の皆様とも協議してみて、そ れが本当にできそうなお話であれば非常にいい 話だと思いますので、お話をさせていただきた いと思います。

【浅田副委員長】いろんな園の園長先生と話したところ、全てではないけれども、園で率先してやっているところもあれば、小さいところではなかなかそれができないと。そういったところをもっと違った形で提示してもらえれば、導入するソフトの問題とか、そのあたりで考えられるのではないかというような声も一部お伺いをしましたので、ぜひ積極的に取り組んでいただければと思っています。

これもまた要望なんですけれども、今、アレルギーの問題が保育園等々である中において、 先生たちからの声では、アレルギーの人数制限 を。例えばアレルギーの子どもが3人いたらと か、5人いたらとかで専門家を置いてもらうと 栄養の先生方の負担も下がるので、そういうこ とも検討してもらえないかという声もありまし た。これもなかなかご答弁しづらい部分だと思 いますので、こういったところを踏まえて、も う少し細かいところに配慮をしていただければ ありがたいと思います。これは要望にかえさせ ていただきます。

もう1点、質問をよろしいでしょうか。

長崎県のながさきめぐりあい事業、これは過 去に何度もいろいろ質問がされてきたと思って いるんですが、これの現状をお聞かせください。

【濱野こども未来課長】ながさきめぐりあい事

業につきましては、店舗、企業等が企画する婚活イベント情報を配信し、独身男女の出会いの場を提供するものでございまして、実施主体は広域財団法人ながさき地域政策研究所にお願いしております。

イベントの内容につきましては、独身男女の 交流を促すパーティ、日帰りバスツアーなどの 旅行関係等々を行っておりますが、その実績と しましては、平成30年7月現在で、イベント関 係は246回行っております。参加者につきまし ては男女合わせて3,201人という状況でござい ます。

また、この事業のいわゆる店舗、企業等につきましては応援隊という呼び方をしますけれども、応援隊につきましては27の団体の方にご協力をいただいているという状況でございます。

【浅田副委員長】これはネットとかで見ましたけれども、チラシには長崎県というふうにしっかり記されていますので、一般的にはシンクながさきがやっているというよりも、受ける方々も長崎県がやっている事業だと思っている方が多々いらっしゃる。当たり前のことだと思うんです。

そんな中で、このめぐりあい事業のイベント情報を見ると、例えば参加費が「男性3,800円(ながさきめぐりあい事務局への手数料を含む)」というふうに書いてあります。手数料が800円だと伺っているんですが、800円が手数料とも記していませんし、手数料の使途はどういうふうになさっているのか教えてください。

【濱野こども未来課長】 手数料800円につきましては、確かに副委員長が言われるように「ながさきめぐりあい事務局への手数料を含む」ということで、明記がないというご指摘でございましたが、応援隊になっていただくための募集

要項を定めておりますけれども、その中には具体的に、「イベントの実施経費等について」という項目の中で、イベントの参加者は1回のイベントにつき800円をめぐりあい事務局に参加手数料を支払うと明記をされているということが1点。(発言する者あり)

この800円の使い道につきましては、ホームページの中にQ&Aがありまして、その中にもしっかり明記しておりますけど、「ながさきめぐりあい事務局の運営に利用されており、具体的には人件費、電話代、システム管理費等です」という記載をしております。

【浅田副委員長】私が失念していたのか、ながさきめぐりあい事業イベント情報と出すと、「(ながさきめぐりあい事務局への手数料を含む)」というふうに出るものですから、見た方がわかりづらいというのが若干ありました。応援隊の方はもちろんわかっていると思うんです。

応援隊の方々の経費は、参加料の中から出る はずですね。800円はながさきめぐりあい事務 局に払われる。

例えば平成28年に9,700人以上の方が参加を している。ということは、776万円以上を事務 局は受け取っているということになり、これが 事務局の運営費だと思うんです。だとするなら ば、事務局側は応援隊をどんどん、どんどん増 やして、数を増やしていくことにすごく終始し てしまうのではないかと思ったんです。

なぜそういう懸念の声を私が上げているかというと、27の応援隊があると、行ってみたら既婚者の方が混じっていたという情報があります。 応援隊の方もそうでしょうけれども、どういう方をしっかりやられているのか。

めぐりあい事務局の手数料800円があるから、 応援隊の人が参加料として課す金額も増えてし まうという問題もある。責任の取り方があまり にもわかりづらいのではないかという声がある んですが、その辺を県はどの程度捉えていらっ しゃるのでしょうか。

【濱野こども未来課長】先ほど、副委員長は平成28年度の実績ベースで計算しておっしゃいましたけど、ながさきめぐりあい事業は、実施主体がシンクながさきですけど、当初は平成18年度からの古い事業で、平成26年度から私どもの補助金はなしにして、800円という手数料の中で自走式というんですか、自分で運営をしているということで、契約もいわゆる婚活サポートセンターの契約の中には入っておらず、私ども県との共同事業という形になります。県が開発しためぐりあい事業自体のシステムを、無償で貸与し、それを活用して運用していただいております。

ただ、先ほど言われた独身じゃない方、既婚者の方がいらっしゃるとかという部分については、私の方には情報が入っていませんでしたので、その辺については確認をしたいと思っております。

【浅田副委員長】 既婚者の方もですけれども、応援隊には参加者の電話番号とか個人情報が全部わかるわけです。その方たちからナンパをされて困りますとか、DMが送ってきたとか、そういうふうな声があると。それは事務局に届けたけれども、事務局がそれをきちっと対応していらっしゃらないから、今、課長が知らなかったんだと思うんです。実際にそれは事務局にもお伝えをした、伝えたけれども変わらないからということで、私の方にその連絡があったというのが実態です。

実際、私が話をしたように、800円で運営をするとなると事業主体は、今は補助金が出てい

ないからこそ1人800円の手数料が大事になる わけです。そうすると、応援隊の数が増えれば 増えるほど、イベントの数が増えれば増えるほ ど、ながさき地域政策研究所はよくなる。

だからこそ応援隊というものをしっかりちゃんと。いくら任せているにしても、長崎県というマークが入っているんです。長崎県というマークを入れている。今、補助金がないからでは済まされない。もしも何か事件があった時には、長崎県の事業とみなされるから、私は今回きつく、ここを申し上げました。その実態調査を、いま一度しっかりとやっていただきたいと思います。

【濱野こども未来課長】今のご意見につきましては真摯に受け止めまして、しっかりとながさき地域政策研究所の方に確認をした上で、適切な運営をしてまいりたいと思います。

【近藤委員長】 局長、何かないですか。今の答 弁に関連して。

【園田こども政策局長】副委員長ご指摘のお話のようなことがあるということは問題だと思います。応援隊の方が本来のイベントではないようなメールをしているというようなことがあれば、それはしっかりと是正していかなきゃいけないし、そういうことがあれば、それはそれなりに応援隊を含めて辞退していただくというようなことも考えなければいけないと思いますので、しっかりと調べた上で対処していきたいと思います。

【浅田副委員長】局長の答弁にて質問を終わらせていただきますけれども、そういう噂がたつと大変なことですし、これを言ってきた方は非常に真剣にこういう事業をやられていて、一人でも多くの方々が結婚をして、子どもを産むことを望むためにやられている。

ただ、いろんな人たちがいるんですよ。学生がやるような合コンパーティみたいな感覚でやっているグループがあるのも事実です。私も聞いたことがあるし、見ていたこともあるので。そういうこともありますから、応援隊の育成も含め任せるだけではなくて、県の名前を使うのであれば、いま一度、どうぞよろしくお願いします。

【堀江委員】 国民健康保険料(税)の引き下げを求める陳情書について質問したいと思います。

陳情は聞き置くということは理解をいたして おりますけれども、国保の都道府県化は1年目 ですね、始まったばかりです。県民のさまざま な声を聞いていただきたいという希望がありま すので、その意味で質問をいたしておりますの で、ご理解いただきたいと思います。

そこで、6番目の長崎県国保運営協議会に公募による運営委員を追加してくださいということにつきましては、国保運営協議会の条例で被保険者代表は何人と、いわゆる構成は条例で決めています。しかし、選出方法については運用で対応しています。その運用としては、長崎県は市町の運営委員の中から選出をするという運用方法ですというふうにお話をされましたが、そうなると、これは議論の余地があるということなのか。

つまり、全国の実態を把握していますかと言ったら、全国は把握しておりませんと言われたでしょう。市町と協議をして国保運営協議会の条例はもちろん決めたと思っているんですけれども、こういう陳情が出された際に、公募はどうなのかということについて、例えば市町と協議をするという場面があってもいいと思っているんですが、そのことについての見解を求めます。

【小田口国保・健康増進課長】 県の国保運営協議会委員の選定方法につきましては、委員のおっしゃるとおり条例等に選び方の規定はありません。

ただし、本県におきましては、市町と協議の上、選定方針を定めておりまして、この中に、委員の公募については、そもそもの法令の意において、県の運営協議会は被保険者とか保険医等、公益などの区分による代表の立場で選任する必要があることから、公募による選定はしないということと、もう1点は、被保険者代表委員の選び方におきましては、各市町における国保の実情や地域の実情を踏まえる必要があること、また、各市町で作成する国保事業計画等と関連があるため、各市町の国保運営協議会の被保険者代表から推薦してもらい選任するということを市町と協議の上で定めて、現在、その選任を行っております。

先ほど回答できなかったんですけれども、他 県の状況でありますが、全国の状況につきまし ては現在調査中でありますが、九州各県におき ましては公募をしているところはありません。

【堀江委員】 国保運営協議会は、今年から県の 国保運営協議会があるんですけれども、例えば 長崎市とか、それぞれの自治体にありますね。 そうしますと、長崎市では公募という形ではな かったですか。

私の認識不足だったら悪いんですけど、陳情を出された皆さんも、公募という部分で選出をされるのであれば、県についても同じ感覚でこれを陳情されたのではないかというふうに推測をするわけです。運用についても公募はしないと決めているということなので、ここは終わりますけれども、再度改めて県民の皆さんからお尋ねがあれば、なぜ公募がなじまないというふ

うになるのかということは説明をお願いしたいと思います。

それから、4番目の国保料(税)の算出は所得のない家族、加入者は均等割りを免除してくださいということで、対応としては国に要望しているというお答えでした。失礼を承知で申し上げるならば、この切実な思いをくみ取っていただきたいということを確認したいんです。

というのは、県内の自治体のある市では、子どもがいると1年間の国保料、国保税は35万円になるんです。2人いたら70万円です。ただでさえ高い国保の、その一つの構成に所得がない子どもがいることで、2人いれば70万円になってしまう。これは本当に大変です。

そういう意味で、国に要望しているというのはそうでしょうけれども、切実な思いで陳情が出されていることを理解していただきたいと思うんですが、その点はどうでしょうか。

【小田口国保・健康増進課長】 保険料におきましては、応益割、応能割の考え方もあるんですけれども、均等割保険料につきましては、実際、家族の人数分負担が増えるため、所得のない家族が多いと保険料負担は重くなるということは認識しております。

そういう意味からも、先ほども回答しましたが、子どもにかかる均等割保険料軽減措置の導入については、全国知事会を通して要望しているということであります。

【堀江委員】 この際、もう一歩進んで答弁が欲 しいんですけど。

つまり、全国知事会で要望すると同時に、国 保担当者の会議なりが九州であったり、全国で あったりすると思うんですが、そこの部分での 要望とかはされていますか。

要は、全国知事会で言うのはもちろんだけれ

ども、そこだけではなく、やはりこういう切実な要望はぜひ、あらゆる機会に言ってほしいという思いがあるので、そこら辺はどうですか。全国知事会では要望していると聞きました。ほかでは検討されていませんか。それとも、もう要望しているんですか、教えてください。

【小田口国保・健康増進課長】 国保につきましては、さまざまな会議等もございますので、その場で情報交換をしたり、要望等を行ったりということは検討していきたいと考えております。

【堀江委員】これは本当に切実な思いがあるということは、課長もそういう認識があるという ふうな答弁だったと理解をしますので、お願い をしたいと思います。

もう1点、3つ目の国保財政への一般会計から の繰入れは行ってくださいということで。

ちなみに、平成30年の今年はまだ無理として も、わかっている範囲で平成29年度とか平成28 年度で、一般会計からの繰り入れを行っている 自治体の数はわかりますか。

【小田口国保・健康増進課長】 平成29年度で5 団体となっております。

【堀江委員】 5つの自治体で行っているという ことですね。

先ほどは、自治体で対応するというふうにお答えをいただいたと思っているんですけど、つまり厚生労働省は、市町村が判断することであって制度によって禁止することはないということで、市町村の独自性を尊重すると、この理解でいいですか。

【小田口国保・健康増進課長】一般会計からの 赤字補てん等のための繰入れにつきましては、 市町の自主性を尊重しつつ計画的、段階的に解 消、削減に取り組むと運営方針に定めておりま して、これはいわゆる社会保険ですから、これ については計画的、段階的な解消策に取り組む んだけれども、その際に市町の自主性を尊重し つつ実情に応じて慎重に検討しながら対応して いくということになっております。

【堀江委員】文教厚生委員会で国保の都道府県化がいろいろ問題になった時に、なんで都道府県化をやるんだということについて2つの方向性がありますと。1つは、保険料、保険税を統一することですと、もう1つは、一般会計からの繰入れをして国保税を下げている自治体がある、そういう自治体をなくすことですと。大きく言って2つの方向があります、だから国保の都道府県化をするんですよというのが、平たく言えば、これまで歴代の課長が答弁してきた内容ですね。

国保都道府県化の1年目が始まりました。でも、計画的、段階的、要するにいつまで自治体の判断を。できないんですと、繰入れをしないと国保税がぽんと上がるから、一般会計の繰入れをやりますとやっている自治体が、どこまで繰入れができるのか、ここが問題になりますね。

うまい答弁ですよね、計画的、段階的に、で も今は自治体の判断を尊重すると。じゃあ、認 めないのか、認めるのか。繰入れを禁止すると 言うんでしょう。じゃあ、いつまでそれはする のかというふうに、思わず聞いてしまいたくな りますよね。

ここの陳情の趣旨は、計画的、段階的に廃止 することはやめてくださいという意味も込めて、 一般会計の繰入れは行ってくださいということ だと私は理解するんですが、玉虫色の答弁では なくて、もう少しはっきりと答弁していただけ ますか。

【小田口国保・健康増進課長】 今回の都道府県 化に当たりましては、国の方から、追加公費の 投入ということで全国ベースで3,400億円入っておりまして、一定、財政の安定化に資するところでありますし、また、市町とともに運営方針を定めているんですけれども、その中で市町と協議の上、合意を得て行っているところでありまして、現行の運営方針の規定では6年をめどにというところで、解消をですね、しているところであります。

【堀江委員】今、課長が言われた財源への援助、 1,700億円があったりとか、それは6年間しか保 障がない。違いますか。要するに財源の保障に ついても期限があるので、そこから先がどうな るのかということで問題になるんですが、私が 間違っていたら、答弁をお願いします。

【小田口国保・健康増進課長】 都道府県化に当たりましての追加公費の投入は、県はありません。3,400億円はですね。

私が今、6年と申しましたのは、仮に赤字補 てん等の繰入れがある場合は、解消する目安と いうか、計画を立てる場合での基準、目安とし て6年間をめどにと決めているところであります。

申し訳ありません。目標年次は5年です。5年 以内でするということになっておりまして、5 年以内で計画的、段階的な解消策に取り組むと いうところを運営方針で定めているところであ ります。

【堀江委員】 つまりは、最初にお答えいただいた、一般会計からの繰り入れは行ってくださいということについては自治体で対応すると回答いただきましたけれども、それは5年をめどにということであると、改めて今の回答で理解をいたしました。

しかし、私としては、これまで国保都道府県 化をするに当たって大きな2つの方向性がある と言っていたので、自治体で対応するというのは県の方針が変わったのかなと思ったので再質問しているわけですけど、そうではなくて、その方針は変わらず、一応めどがあって、1年目は繰入れをやっているところはそのまま自治体の対応を尊重したけれども、5年間を一つのめどであることは変わらないということは確認をいたしました。

いずれにしても、1年目から都道府県化に当たって繰入れを即やめなさいということではないというのは少しは前進かと、県民の世論が大きく、その対応を迫ったことだというふうには理解をいたしますけれども、実態としては、繰入れがないと国保は上がります。そういうふうに私は理解をしていますので、陳情で出された内容につきましては、聞き置くということですけれども、ぜひ誠実に十分聞いていただきたいということをあえて申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

【近藤委員長】部長、最後に何かありませんか。 【沢水福祉保健部長】国保の都道府県化が始まって、運営方針をつくって、それに基づいて都道府県化の意義を達成するために、いかに工夫をしながらやっていくかということが重要でございまして、いろんな陳情書とか要望書とかありますけれども、それを踏まえて、よりよい方向で取り組んでいくというのが我々のスタンスでございます。

今までも市町とも話をしながら、保険料の統一の前提となる繰入の解消も、5年という目標を持ちながらも、それはあくまでも市町の取組を尊重していくという部分もあって、それぞれと話をしていきますので、今後ともそういうご意見も、本当に必要か必要じゃないのかということも含めて、いろいろ協議をしながら取り組

んでまいりたいと考えております。

【近藤委員長】 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【近藤委員長】 本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時より請願審査を行います。

なお、理事者の出席につきましては、福祉保 健部の関係理事者のみとしますので、よろしく お願いします。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

— 午後 3時58分 散会 —

第3日目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年 9月27日

自 午前10時 0分 至 午前10時30分 於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委 員 長 近藤 智昭 君 副 委員 長 浅田眞澄美 君 委 員 三好 德明 君 野本 三雄 君 IJ 中山 君 功 堀江ひとみ 君 山田 朋子 君 深堀 浩 君 IJ 中島 浩介 君 IJ ごうまなみ 君 IJ IJ 松本 洋介 君 麻生 君 隆

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

中村 和弥 君

5、県側出席者の氏名

福 祉 保 健 部 長 沢水 清明 君 福祉保健部次長 上田 彰二 君 福祉 保 健 課 長 渡辺 大祐 君 国保·健康增進課長 小田口裕之 君

6、審査の経過次のとおり

一午前10時 0分 開議一

【近藤委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより、請願審査を行います。

第2号請願「改正健康増進法の円滑な施行を 推進するための県議会決議についての請願」を 議題といたします。

紹介議員からの説明をお願いいたします。

【中村紹介議員】 委員の皆さん、おはようございます。

今回提出をされました請願の紹介議員、自由 民主党・県民会議の中村和弥でございます。

お手元に請願の内容についての資料をお配り させていただいておりますけれども、経緯につ いて、簡潔にお話をさせていただきます。

去る7月25日、多くの皆様が利用する施設等における受動喫煙被害の防止対策などが盛り込まれました健康増進法の一部を改正する法律が公布されたところでございます。

これを受け、飲食業や宿泊業等の事業者は、 改正法施行までの限られた時間に、店舗の改装 や標識の掲出等の対応を迫られております。

しかしながら、自治体によっては、条例によ り、この法改正の内容を上回る独自規制の導入 を検討しているところもあると聞いております。

成人の減少、喫煙率の低下などにより、たばこの消費が減少する中、法を上回る厳しい規制が導入をされれば、さらなる喫煙機会の減少、結果として消費本数の減少が進むことは明らかであります。たばこ販売店及びたばこ耕作農家の経営への多大なる影響が懸念をされております。

また、改正法に対応すべく既に準備を進めている飲食業や宿泊業等の業者にも、さらに大き

な負担が生じるだけではなく、独自規制のない 地域に顧客が流出するなど客数や客単価の減少 につながる可能性があると考えます。

今回、西九州たばこ耕作組合、九州北部たば こ販売協同組合連合会、さらに長崎県料飲業生 活衛生同業組合の3団体から請願書が提出をさ れております。

請願内容に関しましては私も多いに賛同するところであり、特に行政機関や学校等における 喫煙場所については、十分な受動喫煙対策を講 じた上で設置する必要があると考えるところで ございます。よろしくご承認をいただきたいと 思っているところでございます。

それでは、団体から趣旨説明をしたいという 申し出をいただいておりますので、どうかよろ しくお願いいたします。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

一 午前10時 2分 休憩 一

一 午前10時 8分 再開 一

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。 これより、請願についての質疑を行います。 質疑はありませんか。

【山田(朋)委員】 県の方にお伺いをしたいと思います。

今回の改正健康増進法が成立をいたしまして、 他県においては、先ほど請願者の方からもご説 明がありましたように、重ねて条例をつくって、 かなり厳しい規制をかけているところも多く見 られるようでありますが、本県としては新たな 条例を考えているのか、また、これを円滑に進 めるに当たって県としてどのようなことを法に のっとってやる計画があるのか、そのあたりを お聞かせいただきたいと思います。

【小田口国保・健康増進課長】 今回の法改正に

より、多数の者が利用する施設等における受動 喫煙防止のための措置などが明確にされたこと で、受動喫煙防止対策の実効性は高まったもの と認識しております。

県としては、まずは改正法の規定する受動喫煙防止対策を徹底できるよう、適切な周知・啓発等に努めていきたいと考えておりますので、現時点で法を上回る独自の規制というものは考えておりません。

【山田(朋)委員】 現時点では法を上回る特別な 規制は長崎県としては考えていないということ で、また、この法に則るためには、この法をま ず県民の多くに周知徹底をするということから、 この法の内容に沿って遵守していただくように なるかと理解をしております。

本日おいでをいただきましたたばこ耕作農家 さん、そして料飲組合さん、当然ながら長崎県 の大きな産業として経済を引っ張っていただい ております。雇用の観点からもご商売に影響が あるということは、とても危惧をするところで ございます。

一方、昨今では、たばこによる健康被害も大きな問題となっております。今回のこの法律が長崎県においても円滑に遂行されることによって、お互いがいい状況のまま、長崎県民の健康も幾分か、受動喫煙防止が徹底されることによって県民の命も健康も守られるというふうに思っておりますので、私どもの会派としては、この請願に対して賛成をさせていただきたいという趣旨でおります。

【堀江委員】 国保・健康増進課にお尋ねいたします。

長崎県は、長崎県健康増進計画を進めておりまして、長崎県が肺がんの死亡率が全国ワースト3位であることから、禁煙についても取り組

むということを掲げております。その中でたば こ部会がありますね。一番最近に開催された時 はいつですか。把握していますか。

【小田口国保・健康増進課長】 昨年度、県の健康増進計画であります健康ながさき21の中間見直しを行っておりますので、昨年度、部会を開催しております。

【堀江委員】 健康ながさき21を推進するため、 禁煙、喫煙の部分については、たばこ部会が事 務局も含めて推進の力になっていくというふう に思っております。

過去にこの質疑をした時には、しばらく部会を開いていないということでしたから、きちんと部会を開いて、喫煙、禁煙の部分については推進していることを確認させていただきたくて、今の質問をしたところです。ありがとうございました。

【中山委員】この請願には賛成の立場でございますが、一つだけ確認をしたいと思います。

平成29年度の長崎県のたばこ税について、この請願では県税が16億2,000万円、市町村税が98億9,000万円になっておりますが、請願人の発言の中に、平成29年度県税が15億3,000万円、市町村税が93億6,000万円とありました。どっちが正解なのか、その辺の確認をしたいと思います。よろしくお願いします。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

一午前10時13分 休憩 一

— 午前10時14分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

質疑がないようですので、これをもって質疑 を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】日ごろから葉たばこの生産にご苦労しておられるたばこ農家の皆さんに、心から敬意を表します。

その上で、私は、この請願については反対の 態度をとらせていただきたいと思っております。

世界は禁煙の流れですから、その流れの中で 今後の葉たばこ農家の皆さんの経営をどうする か、この点につきましては、私は、国が十分な 対応をとるべきだというふうに思っております。

その上で、今回の請願は4項目挙げておられまして、第1に全国の統一ルールを県民に周知徹底することとあります。改正健康増進法は、努力義務だった受動喫煙防止に罰則を設けたのは一歩前進と私は評価をしていますけれども、自ら掲げた喫煙室なしの屋内完全禁煙という目標からは程遠いということで、国際的責務を果たしたとは言えないという問題点があると私は認識しております。

2番目の、屋内喫煙室の廃止に際して、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置できる旨を周知することというのは、喫煙場所を設置可能であることを行政が周知すれば、喫煙が健康に問題ないという誤解を与える可能性があるというふうに思っています。

3つ目の地方財政措置による支援に基づいて 県に有効な活用方法を求めるということにつき ましては、県民から喫煙者保護の推進と受け取 られかねないというふうに思っております。

さらに、県独自の支援策ということに至りましては、喫煙推進とも受け取られかねないというふうに思っておりますので、世界が禁煙という流れの中にあって、あるいは肺がんワースト3位という長崎県にあって、この請願を採択す

ることについては賛同しかねるという立場で反 対の態度をとらせていただきます。

【近藤委員長】 ほかに討論はありませんか。

【中島(浩)委員】 今回の請願につきましては賛成の立場で発言させていただきます。

今回の国の法律は受動喫煙、たばこを吸わない方が健康被害を受けないようにという法でございます。

それに対して今回の請願は、例えば行政機関や学校、病院においては、しっかりとした分煙の設備がないわけでございまして、例えば学校でいいますと校内敷地は禁煙ですよと、そうしたら先生たちが外に行き道路で吸うので近隣に迷惑がかかっていると、何をやっているんだという事例もございました。

行政としてはしっかりとした分煙の施設をつくること、これが受動喫煙防止につながるものと思っております。

そしてまた、野外における受動喫煙対策として、自治体が行う野外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行うということでございます。

もう既に東京都などは、皆さんご存じのとおり、駅前にしっかりと分煙のスペースをつくっています。まちなかでたばこを吸わないと、そういった取組をなされているようでございます。

また、先ほどよりお話がございましたとおり 産業面におきましても、たばこ税というのは市 町にとっては非常に大きな税収でございまして、 かなりのウエートを占めているわけでございま す。

そういった意味からも、産業面の育成から考えると、葉たばこをしっかりとした産業として育てる。そしてまた飲食店組合、あるいは宿泊サービスに関しましては、しっかりとした経費

がかからないような分煙対策を講じていただき たいという内容でございます。

こういった、しっかりとした分煙をすること に意義があるという観点から、賛成する立場で 我々は考えているところでございまして、しっ かりとそれに県は取り組んでいただくよう要望 しまして、賛成の意見とさせていただきます。

【近藤委員長】 ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【近藤委員長】ほかに討論がないようですので、 これをもって討論を終了いたします。

第2号請願「改正健康増進法の円滑な施行を 推進するための県議会決議についての請願」を 採択することに賛成の委員の起立をお願いしま す。

(賛成者起立)

【近藤委員長】 起立多数。

よって、第2号請願は採択するものと決定されました。

ただいまの請願の採択に伴い、その趣旨に沿って、本委員会から決議書提出方の動議を提出 することにいたします。

事務局より、文案の配付をお願いします。 暫時休憩します。

— 午前10時19分 休憩 —

一午前10時20分 再開一

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

これについて、何かご意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【近藤委員長】 ご意見がないようですので、お 諮りいたします。

本提案のとおり決議書を提出することに、賛 成の委員の起立をお願いします。

(賛成者起立)

【近藤委員長】 起立多数。

よって、「改正健康増進法の円滑な施行の推 進を求める決議」については、提出することに 決定されました。

なお、本決議書文案の作成等については、い かがいたしましょうか。

[「正副委員長一任」と呼ぶ者あり]

【近藤委員長】 それでは、正副委員長に一任願います。

以上で、請願の審査を終了いたします。 暫時休憩します。

一午前10時21分 休憩 一

— 午前10時22分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開します。

それでは、福祉保健部、こども政策局関係の 審査結果について、整理したいと思います。

暫時休憩します。

一午前10時23分 休憩 一

一午前10時23分 再開一

【近藤委員長】 委員会を再開します。

これをもちまして、こども政策局を含む福祉 保健部関係の審査を終了いたします。

この後、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員会討議を行います。

理事者退出のため、しばらく休憩いたします。

— 午前10時24分 休憩 —

一午前10時25分 再開一

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

本定例会で審査いたしました内容について、 10月3日水曜日の予算決算委員会における文教 厚生分科会長報告、10月5日金曜日の本会議に おける文教厚生委員長報告の内容について協議 及び、10月18日木曜日から予定されている予算 決算委員会における文教厚生分科会の決算審査 の日程について、協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りします。 協議につきましては、本委員会を協議会に切 り替えて行うこととしたいと思いますが、ご異 議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ご異議がないようですので、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

暫時休憩します。

一午前10時26分 休憩 -

— 午前10時28分 再開 —

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

文教厚生分科会長報告及び文教厚生委員長報告については、正副委員長において文案を作成の上、報告させていただきます。

次に、予算決算委員会文教厚生分科会の決算 審査の日程につきましては、手元に配付してお ります日程表を、先ほど変更したとおりですの で、そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動につきまして協議 したいと思いますので、しばらく休憩いたしま す。

一 午前10時29分 休憩 一

一午前10時29分 再開一

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動につきまして、何かご意 見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 それでは、正副委員長にご一任 願いたいと存じます。

これをもちまして、文教厚生委員会及び予算

決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。お疲れさまでした。- 午前10時30分 閉会 -

文教厚生委員会審查結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成30年9月27日

文教厚生委員会委員長 近藤 智昭

議長 溝口 芙美雄 様

記

1 議 案

番号	件	名	審査結果
第 119 号 議 案	長崎県公立大学法人定款の一	部変更について	原案可決

計 1件(原案可決 1件)

2 請 願

番	号	件	名	審査統	結果
第	2 号	改正健康増進法の円滑な施行 議についての請願書	を推進するための県議会決	採	択

計 1件(採択 1件)

委員長(分科会長) 近藤智昭

副委員長(副会長)

浅 田 眞 澄 美

署名委員

野本三雄

署名委員

ごうまなみ

書 記 松村賢太郎

記 永井美佐子 書

速 記 (有)長崎速記センター

配付資料

平成30年9月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

教 育 委 員 会

教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第107号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算(第2号)のうち関係部分 であります。

教育委員会所管の補正予算額は、

歳入予算では

諸 収 入 495万 3千円の増

歳出予算では、

高 等 学 校 費 4,181万 4千円の増

社会教育費

4,615万 1千円の増

であります。

この結果、平成30年度の教育委員会所管の予算総額は、

1,416億9,022万 5千円

となります。

次に、歳入予算の内容についてご説明いたします。

諸収入

495万 3千円の増

については、

新県立図書館等整備事業に係る大村市からの負担金であります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震による学校のブロック塀倒壊事 故を受け県立学校において実施したブロック塀の安全点検の結果、劣化状況等を勘案 し緊急性が高いと判断されたブロック塀について、改修等を行うための経費として

校地等整備費

4,181万 4千円の増

平成31年1月の竣工を予定している「ミライon図書館」の平成30年度の施設 維持管理経費並びに「県立図書館郷土資料センター (仮称)」の設計及び地質調査の経 費として

新県立図書館等整備事業費 を計上いたしております。

4,615万 1千円の増

また、債務負担行為については、平成30年3月議会において、平成31年度から 平成35年度に要する経費として承認いただいておりましたが、「県立図書館郷土資 料センター(仮称)」の設計等に係る経費として

新県立図書館等整備事業費

をしようとするものであります。

5,058万 2千円の増

以上をもちまして教育委員会関係の説明を終わります。 よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

-2-

平成30年9月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

福祉保健部

福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第107号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算(第2号)のうち関係部分 第108号議案 平成30年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算(第1号) であります。

はじめに、第107号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算(第2号)のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金3,260万 4千円の増合計3,260万 4千円の増歳出予算は、

医薬費3,260万 4千円の増合合計3,260万 4千円の増となっており、この結果、平成30年度の福祉保健部所管の歳出予算は、

1,019億 8,064万 円

となります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

(実践的な手術手技向上研修設備整備事業費について)

外科専門医志望者の増加や地域に提供する医療の質向上を図るため、長崎大学が手 術手技を効果的に学べる研修(サージカルトレーニング)を実施するために要する経 費として、

3,260万 4千円の増

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

こども医療福祉センター運営費については、平成31年4月1日から2年間を契約期間とするセンター医事業務委託の入札準備期間等を確保するための債務負担行為として、

4,555万 4千円の増

を計上いたしております。

次に、第108号議案 平成30年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算(第1号) についてご説明いたします。

歳入予算は、

国 庫 支	出 金	118万	8 千円の増
合	計	118万	8千円の増
歳出予算は、			
社 会 福	祉 費	118万	8千円の増
合	計	118万	8千円の増
となります。			

補正予算の内容についてご説明いたします。

(国保事業報告システムの改修について)

平成30年度からの国保都道府県化により、療養給付費等負担金及び財政調整交付金の申請を県が行うことに伴うシステム改修に要する経費として、

118万 8千円の増

を計上いたしております。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。 よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年9月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

こども政策局

こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第107号議案 「平成30年度長崎県一般会計補正予算(第2号)」のうち関係部分の1件であります。

第107号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算(第2号)」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金

850万 5千円の増

合 計

850万 5千円の増

歳出予算は、

児童福祉費

1,150万 7千円の増

合 計

1,150万 7千円の増

となっており、この結果、平成30年度のこども政策局所管の歳出予算総額は、

241億 7,328万 1千円

となります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

(児童相談所事業費について)

児童養護施設等の職員の業務負担軽減を図るため、タブレット端末の活用による子 どもの情報の共有化等、施設のICT化推進に要する経費として

150万 円の増

を計上いたしております。

(地域子供の未来応援交付金事業費について)

子どもの貧困対策に係る施策を推進するため、県内全域で子どもの生活実態等の調査に要する経費として

1,000万 7千円の増

を計上いたしております。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。 よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

- 2 -

平成30年9月定例県議会

文教厚生委員会関係説明資料

総 務 部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第119号議案「長崎県公立大学法人定款の一部変更について」であります。

議案の内容についてご説明いたします。

この議案は、地方独立行政法人法の改正に伴い、監事の職務及び権限、任期に関する規定について所要の変更を行うとともに、定款別表に掲げる建物の所在地等について、登記簿等に合わせるため長崎県公立大学法人定款の一部を変更しようとするものであります。

続きまして、総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(長崎県教育大綱の策定について)

長崎県教育大綱の策定については、平成26年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正されたことに伴い、県が実施する教育等に関する総合的な施策の目標や根本となる方針を定めたものであり、今年度、その終期を迎えることから、次期大綱を策定しようとするものであります。

大綱を策定又は変更しようとする場合は、知事と教育委員会で構成される総合 教育会議での協議を経ることとされており、去る8月20日に「第1回長崎県総 合教育会議」を開催し、協議を行いました。

同会議では、人口減少、グローバル化や技術革新の進展など、本県を取り巻く 社会情勢の変化や諸課題に対応するため、「ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、 地域社会や産業を支える人材を育てます。」、「確かな学力を身に付け、変化す る社会の中で自らの能力を充分に発揮できる人材を育てます。」、「グローバル な視野を持って、地域で行動できる人材を育てます。」等の 6 つの柱の推進について協議されました。

今後、第2回長崎県総合教育会議において、第1回会議での議論を踏まえ、大綱の各項目についてさらに協議を行い、大綱を策定することとしており、策定後には改めてご報告いたします。

今後とも、知事と教育委員会がより一層の意思疎通を図り、本県教育の課題や あるべき姿を共有しながら、本県教育行政の推進を図ってまいります。

(第三期長崎県教育振興基本計画の策定について)

第三期長崎県教育振興基本計画の策定については、先の6月定例県議会で素案をご 審議いただくとともに、7月2日から7月31日までパブリックコメントを実施いた しました。

本委員会での議論や県民の皆様から頂いたご意見、ご提言等を踏まえ、計画案を修正いたしております。

今後は、本委員会でのご意見等を十分踏まえ、年内の策定を目指してまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

文教厚生委員会関係説明資料 (追加1)

総 務 部

【文教厚生委員会関係説明資料 総務部の1頁9行目の次に、次のとおり挿入】

(長崎県公立大学法人の業務実績評価について)

長崎県公立大学法人の第3期中期計画期間の初年度に当たる平成29事業年度に係る業務実績について、地方独立行政法人法の規定に基づき、長崎県公立大学法人評価委員会による評価が行われ、去る9月7日に、その結果が法人に対して通知されるとともに、知事に対して報告がなされました。

評価については、大学院の定員が未充足となっていることや、公開講座、学術講演会のアンケートによる受講者満足度について目標値に達していないことなどが計画を十分に実施できておらず課題があるとされた一方で、平成29年度から全学科の学生が「しまに学ぶ」授業に参加し、過疎化が進む離島の振興に貢献していること、就職ガイダンス、資格取得に向けた課外講座などきめ細かな就職支援を実施し、就職率が高い水準を維持していること、離島地区におけるオープンキャンパスの初開催、一般入試でのインターネット出願の導入など県内高校への情報発信、志願者の利便性向上に取り組み、一般入試の県内志願者数が増加したことなど、多くの事項について年度計画を達成し、第3期中期計画期間初年度として着実な進捗を図っているとされております。

県としては、県内就職率の向上や佐世保校建替え事業の着実な進捗など第3期中期 計画期間における重要な課題に大学法人と一体となって取り組み、教育、研究機能の 向上や施設整備の充実、地域貢献の推進を図っていくことで「魅力ある県立大学づく り」を進めてまいります。

文教厚生委員会関係説明資料

教 育 委 員 会

教育委員会関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(第三期長崎県教育振興基本計画の策定について)

第三期長崎県教育振興基本計画の素案につきましては、先の6月定例県議会でご審議いただくとともに、7月2日から7月31日までパブリックコメントを実施いたしました。

本委員会での議論や県民の皆様から頂いたご意見、ご提言等を踏まえ、計画案を修 正しましたので、改めてご審議いただきますようお願いいたします。

今後は、本委員会でのご意見等を十分に踏まえ、年内の策定を目指してまいります。

(全国学力・学習状況調査の結果について)

本年4月17日に、小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語、算数・数学、理 科の全国学力・学習状況調査が実施され、その結果が、去る7月31日に文部科学省 から公表されました。

本県の正答率は、国語、算数・数学において、全国平均を1~2ポイント下回りましたが、3年ぶりに行った理科においては小学校調査、中学校調査ともに全国平均と同程度でした。また、本年度の中学3年生について、今回の結果と小学校6年生時の結果を比較すると、理科において改善が見られました。

今回の調査で課題となった内容としては、両校種において、文章やグラフ・図表などから必要な情報を取り出したり整理したりすることやそれらを基に自分の考えをまとめ表現すること、また、小学校では基礎的な知識・技能の定着について、引き続き課題が見られました。

一方、児童生徒の生活の様子等に関する質問紙調査からは、道徳性について継続的 に高い傾向が見られるとともに、自分自身のことや周囲の大人との関係を肯定的に捉 えていることが伺えるなど、昨年度に引き続き、多くの項目において望ましい結果が 出ております。

今回の結果を踏まえ、現在、市町教育委員会や大学、校長会等と連携しながら、より詳細な結果分析を踏まえた課題の改善策について検討を行っております。

県教育委員会では、教職員一人一人の指導の改善等に役立てることができる研修の 実施や、各学校の取組の充実等を支援するための具体的な情報提供など、実効性のあ る学力向上対策をさらに推進してまいります。

(外国語教育の充実について)

平成28年度から30年度にかけて、県内の全公立中学1年生を対象にイングリッシュ・キャンプを実施しております。昨年度までの2年間で参加した125校7,196名の生徒の95%が、英語学習への意欲がさらに高まったと回答するとともに、同趣旨の取組が県内各市町に広がりを見せるなど、本事業の有効性を確認することができました。3年目となる今年度は、45校、約3,800名の生徒を対象に実施しております。今年度も外国人指導者との直接的な英会話体験を通して、生徒の英語に対する興味関心と学習意欲を高め、グローバル化に対応できる人材の育成に努めてまいります。

また、小中学校教員を対象に、新学習指導要領に係る地区別説明会を実施するほか、 県内複数の大学等と連携した「長崎県英語教育推進協議会」を核として、研究指定校 において小・中・高等学校が連携した取組を推進するとともに、中学校英語教諭がT OEICテストを受験する機会を設けるなど、英語教育の早期化、教科化、高度化に 対応できる教員の指導力向上にも努めております。

高校生の外国語によるコミュニケーション能力の向上を目指す取組として、英語、 中国語、韓国語の3つの語学海外研修を実施しました。

英語研修については、7月27日から8月6日までの11日間、20名の高校生を 対象にシンガポールで実施し、語学研修に加え、現地の日系企業の訪問やホームステ イなどを行いました。

中国語研修については、7月23日から8月6日までの15日間、25名の高校生を対象に中国の上海において実施し、上海外国語大学における中国語の授業や現地の学生との交流、上海市内での企業研修等を行いました。

韓国語研修については、7月23日から8月4日までの13日間、35名の高校生 を対象に韓国の釜山において実施し、釜山外国語大学校における韓国語の授業に加え、 釜山市近郊での企業研修や伝統文化の体験活動などを行いました。

今回の研修に参加した生徒は、各学校において研修報告等を行い、その成果を他の 生徒に広げていくこととしております。

今後も、外国語教育の充実強化を図るとともに、高い語学力と広い視野を身につけ、 社会や経済のグローバル化に対応できる人材の育成に取り組んでまいります。

(高校生の活躍について)

7月28日から8月2日に石川県、愛知県を会場として開催された「第13回若年者ものづくり競技大会」において、島原工業高校の生徒が「フライス盤」職種で全国第1位である金賞となり、厚生労働大臣賞を受賞しました。この競技大会は、20歳以下の専門学校生及び工業高校生等を対象にした大会で、本県の工業高校生は過去において、18名の生徒が金賞を獲得しています。

引き続き、生徒が意欲的に学習に取り組み、より高い専門性を身につけられるよう、 高等学校教育の充実に努めてまいります。

(長崎県特別支援教育推進基本計画第4次実施計画の策定について)

平成23年10月に策定した「長崎県特別支援教育推進基本計画」に基づき、平成31年度から33年度に取り組むべき施策をまとめた「第4次実施計画(案)」を策定しました。

本実施計画(案)では、特別支援学校において、北松地区における知的障害教育の充実のため、平成33年度に平戸市立田平中学校内に佐世保特別支援学校北松分教室(小・中学部)を設置し、北松農業高等学校内に既に設置済の高等部北松分教室と併せて佐世保特別支援学校北松分校を開校し、障害のある子どもたちが地域社会の一員として、身近な地域で専門的な教育が受けられるよう、適正配置に努めることとしております。

また、キャリア教育や職業教育、ICT機器等を活用した教育活動の充実に引き続き取り組むとともに、新学習指導要領を踏まえた教育の充実や特別支援学校におけるスポーツ・文化芸術活動を推進していくこととしております。

さらに、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進を図るために、発達障害等のある児童生徒への早期からの支援体制の充実に引き続き努めるとともに、特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住する地域の児童生徒との交流及び共同学習が行えるような取組を一層充実させるほか、特別支援教育に携わる教員の専門性向上に努めることとしております。

今後は、本委員会でのご議論を十分に踏まえた上で実施計画として最終決定し、教育委員会、学校、関係機関等が連携・協力して計画の着実な推進に努め、特別支援教育の一層の充実を図ってまいります。

(「しま」における体験活動について)

県内の小中学生を対象に、本県の特徴である「しま」のよさを活かした体験活動を 通じて、島内外の子どもたちとの交流を深め、ふるさとを愛する心やコミュニケーション能力の育成を図るため、7月24日から8月4日の期間に、対馬市、壱岐市、五島市において『しまの魅力に出会う日本の宝「しま」交流支援事業』を実施いたしました。

今年度からは、島外参加者とともに、地元小中学生も全行程参加させ、ふるさとの

よさを学ぶ機会を提供しました。島内外の参加者数は、対馬コースでは51人、壱岐コース50人、五島コース56人、計157人となっております。また、長崎大学と県立大学の大学生及び地元高校生にボランティアスタッフとして参加していただき、幅広い異年齢集団での交流活動を行うことができました。さらに、国境離島について学ぶ講義を新たに実施することで「しま」の重要性の理解を一層深めることができました。

なお、昨年度に引き続き、就学支援世帯の子どもたちにも参加の機会を提供するため、県が参加費を補助しており、今年度は30人が適用を受けております。

今後も、本県ならではの体験交流活動を通して、子どもたちの豊かな心や社会性の 育成、ふるさと長崎県の再認識を図る取組を推進してまいります。

(子どもたちの文化活動について)

去る8月7日から11日にかけて、「第42回全国高等学校総合文化祭」が長野県において開催され、本県から308名の高校生が吹奏楽や合唱など19部門に参加し、日頃の練習の成果を発表しました。大会では、パレード部門において、西陵高校吹奏楽部が昨年度に引き続きグッドパレード賞を受賞したのをはじめ、弁論部門や自然科学部門など6部門において上位入賞を果たすなど優秀な成績を収めました。

今後とも、文化部活動のさらなる育成に努めるとともに、子どもたちの文化活動の 活性化をより一層推進してまいります。

(第18回全国中学校総合文化祭長崎大会について)

去る8月24日及び25日に、「輝こうで!~文化の香りを長崎からの海風にのせて~」を大会テーマとして、県内外からのべ約5,000名の参加のもと、「第18回全国中学校総合文化祭長崎大会」が佐世保市において開催され、成功裏に終了いたしました。大会では、吹奏楽やマーチング、合唱、演劇、郷土芸能などの舞台発表の

他、書写や美術、技術・家庭、理科などの展示発表が行われ、いずれも、中学生の若 さと輝きに満ち溢れた、全国大会にふさわしい発表となり、文化活動の交流を通して 生徒たちの豊かな感性の育成等が図られました。

今後とも、本大会の成果等を次の世代に引き継いでいくよう努めてまいります。

(スポーツにおける活躍について)

去る7月26日から8月20日まで、東海地方4県を主会場として「全国高等学校 総合体育大会~2018 彩る感動 東海総体~」が開催されました。

県勢の競技結果については、個人では、柔道競技男子66kg級で長崎日大高校の かっちらんと 桂嵐斗選手が見事に優勝を成し遂げたほか、ボクシング競技男子ミドル級で鹿町工業 高校の野上昂生選手が準優勝、陸上競技男子1,500mで瓊浦高校の林田洋翔選手 が3位入賞を果たしております。

団体では、大村工業高校男子ソフトボール部が準優勝を果たしたほか、大村工業高校男子アーチェリー部が3位入賞を果たすなど、全30競技のうち13競技で個人22、団体8、合わせて30の入賞を果たしました。

このほか、全国高等学校定時制・通信制体育大会において、陸上競技女子砲丸投げ で鳴滝高校通信制の永井幸選手が優勝を果たしております。

また、中学生では、去る8月17日から25日まで中国地方各県で開催された全国中学校体育大会においては、バレーボール競技で日宇中学校男子バレーボール部と諫早中学校女子バレーボール部が準優勝するなど団体・個人合わせて9つの入賞を果たしました。

一方、成年競技では、8月18日から9月2日までジャカルタ・パレンバンで行われた第18回アジア競技大会に、本県ゆかりの12名の選手が日本代表として出場し、個人競技では、男子マラソンで井上大仁選手が日本勢男子32年ぶりとなる金メダルを獲得したのをはじめ、女子マラソンで野上恵子選手が銀メダル、ライフル射撃競技

の男子ライフル3姿勢で松本崇志選手、陸上競技の女子7種競技で山崎有紀選手が銅メダルを見事に獲得いたしました。また、団体競技では、女子ソフトボール競技で藤田 後選手が金メダル、水泳競技の男子水球でコップ情紀イラリオ選手が銀メダル、女子 バスケットボール競技で永田萌絵選手が銅メダルに輝き、合わせて7個のメダルを獲得いたしました。

このような郷土選手の素晴らしい活躍は県民の誇りであり、改めて選手・監督の皆様の健闘を心から讃えるとともに、今後とも、「長崎から世界へ」羽ばたく県内選手の発掘や育成・強化に取り組み、さらなる競技力向上を推進してまいります。

また、今年5月から8月にかけて、鹿児島県を主会場として開催された国民体育大会第38回九州ブロック大会において、本県選手団は21競技47種目において代表権を獲得いたしました。

9月29日から福井県で開催される第73回国民体育大会では、競技団体と一体となって、総合成績20位台前半を目指してまいります。

(退職手当支給制限処分取消請求等にかかる訴訟について)

盗撮行為により懲戒免職処分となった公立中学校の元教諭が、平成28年7月15日付けで受けた退職手当支給制限処分(3割支給)を不服として、処分の取り消し等を求めて提訴していた訴訟について、原告の訴えを棄却した昨年11月の長崎地裁判決を受け元教諭が福岡高裁に控訴しておりましたが、その判決が本年7月3日に示されました。

高裁判決の趣旨としましては、退職手当の全額支給を求める元教諭の訴えは却下されているものの、既に支給済の失業者の退職手当を控除した行為は違法であるとされております。

県教育委員会としましては、今回の高裁判決内容が他県の判例と相反していることなどの理由から、上級裁判所の更なる判断を仰ぐため、7月13日付けで上告いたし

ました。

なお、元教諭につきましても、7月17日付で上告いたしております。

(教職員の不祥事について)

本年5月、大村市内の県立高等学校に勤務する女性教諭が、担当する2クラス分の 第1学期中間考査の答案用紙を校長の許可を得ずに自宅に持ち帰り、紛失しました。 現時点で、情報の流出や悪用等は確認されておりませんが、当該教諭については、 8月1日付けで戒告の懲戒処分といたしました。

個人情報を含む情報資産の適切な管理については、かねてから、管理職員による注意喚起をはじめ、通知や研修会等を通して、機会あるごとに指導の徹底を図ってきたところでありますが、このような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼を失墜させ、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

今後とも、あらゆる機会をとらえ、教職員一人一人の使命感と倫理観の高揚、服務 規律の徹底を図り、教職員の不祥事根絶と信頼回復に向けての取組を進めてまいりま す。

(障害者雇用率について)

障害者の雇用の促進等に関する法律では、障害者の職業の安定を図ることを目的として、障害者雇用率を設定し、事業主に対し障害者の雇用義務が課されており、 国及び地方公共団体は、毎年、この雇用義務の状況について厚生労働省に報告しなければならないこととなっております。

今般、中央省庁において、障害者雇用率の算定に不適切な取扱が行われているといった新聞報道等を受けて、県教育委員会の状況を確認したところ、厚生労働省のガイドライン等に沿わない誤った取扱いを続けてきたことが判明いたしました。

ガイドラインでは、身体障害者手帳所持者以外の者を障害者雇用率に算入するには、 医師の診断書・意見書による確認が必要とされておりますが、こういった確認がされ ていない職員について平成29年度は、厚生労働省に報告した障害者である職員数 150人のうち50人、平成30年度は151人のうち48人でした。

また、これまで障害者雇用率算定の対象となる職員は、厚生労働省の通知によると「期間の定めなく勤務している者(雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者)」となっていることから、雇用期間が1年以下の職員については、対象職員として算入しておりませんでした。今回の調査を行う中で、国に確認を行ったところ、雇用期間が1年以下であっても更新等により1年を超えての雇用が見込まれる職員については対象になるとのことであり、それらの対象となる職員数は、平成29年度1,139人、平成30年度1,146人でした。

これらを是正した後の障害者雇用率については、平成29年度は2.2%から 1.49%に、平成30年度は2.21%から1.54%に減少し、法定雇用率を大幅に下回ることとなります。

現在、厚生労働省から報告数値の再点検の依頼があり、再調査を実施しているところであり、障害者である職員を正確に把握した上で、その結果につきましては、改めて報告したいと考えております。

模範となるべき立場である県教育委員会がこのような不適切な対応を続けていたことについて、障害者の方々をはじめ県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

今後は、法令や規則などの根拠を確認するといった原点に立ち返り、厚生 労働省のガイドライン等に沿った確認を徹底するとともに、法の趣旨を踏ま え、法定雇用率の達成に向けて、一層努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。 よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

文教厚生委員会関係説明資料

(追加1)

教 育 委 員 会

【文教厚生委員会関係説明資料 教育委員会 5 頁 1 0 行目の次に、次のとおり挿入する。】

(第四次長崎県子ども読書活動推進計画の策定について)

子どもの読書活動については、社会全体で子どもの自主的な読書活動を推進するため、現在、第三次長崎県子ども読書活動推進計画に基づき、各種の取組を実施しているところですが、現計画が、今年度末に終期を迎えることから、第四次長崎県子ども読書活動推進計画の策定に向けて、学識経験者等を委員とする「第四次長崎県子ども読書活動懇談会」を設置し、7月、8月に2回の会議を開催し協議を行いました。

本懇談会では、現計画の取組や課題を検証した上で、社会情勢の変化や国の計画を勘案し、今後の子どもの読書活動推進の方策について意見等をとりまとめていただき、県教育委員会において、第四次長崎県子ども読書活動推進計画の素案を策定したところです。

今後、県議会をはじめ、パブリックコメント等による県民の皆様のご意見を踏まえながら検討を重ね、年度内の策定を目指して取り組んでまいります。

文教厚生委員会関係議案説明資料

福祉保健部

福祉保健部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(平成30年7月豪雨災害への支援について)

平成30年7月、西日本を中心に発生した豪雨災害におきましては、広島県や岡山県を中心に死者220名を超える甚大な被害が発生し、県といたしましても、被災された自治体に対し支援を行ってきたところです。

福祉保健部といたしましては、これまで、厚生労働省を通じた岡山県からの要請を受け、避難所支援のための県並びに市町の保健師チームと、全国初となる、医師や保健師等で構成する災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)を現地へ派遣し、被災者の健康管理や現地保健所の支援業務に従事してまいりました。

併せて、義援金の受付や募金活動を周知する取組を行っており、今後も、被災地の 支援に努めてまいります。

(長寿者慶祝事業について)

広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の 向上に努める意欲を高めることを目的として、9月15日を「老人の日」、同日から 21日までを「老人週間」と定められております。

今年度、県内で100歳を迎えられる長寿者は520名で、昨年度より51名増加 しており、100歳以上の長寿者は1,455名で、昨年度より65名増加しており ます。

県においては、敬老の意を表し長寿を祝福するため、「老人週間」を中心に100 歳長寿者に祝状及び祝品を贈呈することといたしております。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料

(追加1)

福祉保健部

【文教厚生委員会関係議案説明資料 福祉保健部 1頁18行目から20行目を削除 し、次のとおり挿入する。】

今年度、県内で100歳を迎えられる長寿者は519名で、昨年度より50名増加 しており、100歳以上の長寿者は1,454名で、昨年度より64名増加しており ます。

【文教厚生委員会関係議案説明資料 福祉保健部 1頁22行目の次に、次のとおり 挿入する。】

(高齢者等見守り活動に関する民間事業者との協定締結について)

高齢者をはじめ県民の皆様が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、県内において多重的な見守りネットワークの構築を進めるために、9月25日に県と県内で活動する民間事業者6社との間で、「高齢者等見守り活動に関する協定」を締結いたしました。

今回、協定を締結した民間事業者には、高齢者等の異変発見時に速やかに市町担当 窓口に連絡を行う社内体制の整備と情報提供を実施していただくこととなっており ます。

昨年度は9社と本協定を締結しており、引き続き、市町と連携を図りながら、民間 事業者のご協力により地域での見守りの目を増やし、多重的な見守りネットワークの 強化を図ってまいりたいと考えております。

(認知症疾患医療センターの設置について)

認知症疾患に関する鑑別診断の実施など、地域での認知症医療提供体制の拠点となる認知症疾患医療センターについては、これまで二次医療圏域ごとに設置を進めて

きたところでありますが、本年10月1日付けで、五島中央病院を五島医療圏域における認知症疾患医療センターとして指定することとなり、これにより県内全域で認知症疾患医療センターの設置が完了いたしました。

今後は、各地域で県民の皆様が安心して認知症に関する相談や受診ができ、認知症 の早期発見・早期治療が行えるよう、認知症疾患医療センターの普及啓発や、市町及 び地域包括支援センター等との連携強化に努めてまいります。

文教厚生委員会関係議案説明資料

こども政策局

今回、予算議案を除く、こども政策局関係の議案はございません。 議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(保育の仕事合同面談会について)

去る7月1日に長崎市、7月7日に佐世保市において、保育士養成校の学生や潜在保育士を対象とした「保育の仕事合同面談会」を開催いたしました。この事業は学生や潜在保育士と県内保育施設との面談の機会を設け、県内保育施設への就職を促進するため開催したものであり、県内の保育所・認定こども園・幼稚園から134園が参加し、県内外の学生等が274人来場いたしました。

参加した学生からは、就職を希望している園はもとより、他の園の保育教育方針や職場の雰囲気などを直接聞くことができて、とても参考になったとの意見が多くあり、施設側からも、面談を通じて園をPRでき大変有意義だったとの意見が寄せられました。

参加学生の増加に向けては、県外養成校からの参加が17人と、全体の8%にとどまったことから、県外養成校に対し直接働きかけるなどの取組が必要と考えております。

今後とも、新卒者の県内定着及び潜在保育士の再就職促進に向けて各種施策に全力で取り組んでまいります。

(児童福祉施設球技大会について)

去る7月26日、「第72回長崎県児童福祉施設球技大会」が長崎県児童養護施設 協議会及び西日本新聞民生事業団の主催により、県内の児童養護施設、児童自立支援 施設及び児童心理治療施設の約350名の児童、関係者が参加して、長崎県立総合 運動公園、諫早市中央体育館を会場として開催されました。

当日の開会式には、文教厚生委員会の委員の皆様にも出席をいただくとともに、開

催にあたっては、多くの関係者からのご支援をいただき、男子は軟式野球、女子はバレーボールに熱戦を繰り広げました。

この大会は、スポーツを通じて社会的養護が必要な児童が、仲間との協調性や努力することの大切さなど、社会で生きていくために必要な力を育むために大変有意義であると考えており、県といたしましては引き続き支援してまいります。

(児童相談所における児童虐待相談対応件数について)

去る8月30日、平成29年度の全国の児童相談所における児童虐待対応件数が、 前年度比1.09倍の133,778件と過去最多を更新したことが公表されました。

本県においては、630件と前年度の665件と比較して、やや減少しているところですが、依然として高い水準で推移しております。

国においては、全国的に年々増加する児童虐待に加え、東京都目黒区で発生した虐待死亡事案を受け、去る7月20日、転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底や、児童相談所と警察の情報共有の強化などを内容とする「児童虐待防止対策の強化にむけた緊急総合対策」を決定するとともに、児童福祉司の増員などを柱とした「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を年内に策定することとしております。

本県においても、これらの動向を踏まえながら適切に対応してまいります。

(長崎県社会的養育推進計画について)

本県の社会的養護の充実については、平成27年3月に策定した「長崎県家庭的養護推進計画」に基づき取り組んでいるところですが、平成28年の改正児童福祉法等の家庭養育優先原則の理念を実現するため、国から、本年7月に「都道府県社会的養育推進計画」の策定について通知がなされたところであり、本県においても、国が示す「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づき、現行の計画を全面的に見直し、新たに「長崎県社会的養育推進計画」策定することとしております。

今後、地域の実情や関係者のご意見を十分踏まえたうえで、素案を策定し、パブリックコメントや県議会でのご審議をいただきながら、平成31年度中の策定を目指してまいります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。 よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料 (追加1)

こども政策局

(旧優生保護法に基づく優生手術の実施状況等について)

去る9月6日、都道府県等における旧優生保護法関係資料等の保管状況の調査結果が公表されましたが、都道府県等が保有する資料から確認できた優生手術の全国の実施状況は、申請数が6,066件、審査の結果、優生手術が「適」とされた件数が5,676件、手術を行った件数は6,696件となっており、本県については、それぞれ100件、94件、51件という状況であります。

今後、この調査結果を踏まえ、「与党旧優生保護法に関するワーキングチーム」と「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」は、個人名を特定できる資料が残っていない方々の救済等も含め、来年の通常国会で議員立法による救済法案の提出を目指すとの報道がなされており、県としては、引き続き国の動向を注視するとともに、県民からのご相談等に適切に対応してまいります。